

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（令和２年度実施政策）

	ページ
政策 1 適正な行政管理の実施【モニタリング】	1
政策 2 行政評価等による行政制度・運営の改善	5
政策 3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等【モニタリング】	9
政策 4 地域振興（地域力創造）	17
政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化【モニタリング】	26
政策 6 分権型社会を担う地方税制度の構築	29
政策 7 選挙制度等の適切な運用【モニタリング】	31
政策 8 電子政府・電子自治体の推進【モニタリング】	36
政策 9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進【モニタリング】	47
政策 10 情報通信技術高度利活用の推進【モニタリング】	57
政策 11 放送分野における利用環境の整備【モニタリング】	79
政策 12 情報通信技術利用環境の整備【モニタリング】	85
政策 13 電波利用料財源による電波監視等の実施	94
政策 14 ICT分野における国際戦略の推進【モニタリング】	105
政策 15 郵政行政の推進【モニタリング】	110
政策 16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	116
政策 17 恩給行政の推進【モニタリング】	120
政策 18 公的統計の体系的な整備・提供	122
政策 19 消防防災体制の充実強化	128

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施				担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 七條 浩二 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 行政管理局管理官 水野 靖久			
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]:ICTを活用した業務・システム改革が各府省において実施され、国民が受ける行政サービスの質が向上すること ・独立行政法人の共通的な制度が適正かつ円滑に運用されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度が適正かつ円滑に運用されること						政策評価実施予定時期	令和4年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度				
IT等を活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	各府省におけるデジタル・ガバメントに関する取組の推進	①	各府省におけるデジタル・ガバメント中長期計画の見直し実施率	-	-	100%	令和3年度	-	100%	100%	各府省(※)では、中長期計画を策定し、デジタル・ガバメントを推進することとされている。令和元年12月に策定されたデジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)では、各府省が各府省中長期計画の見直しを行うに当たって留意すべき点等を要領として取りまとめ、各府省中長期計画の実効性を確保する観点から、内閣官房と総務省が各府省の見直しを支援することとされている。各府省は少なくとも毎年一回、中長期計画の見直し・拡充を行うこととされている。これを踏まえ、測定指標「各府省におけるデジタル・ガバメント中長期計画の見直し実施率」を設定することとした。 ※策定対象機関数は23(令和2年3月31日時点)
	各府省における業務改革の取組の推進	2	電子決裁を検討するとされている項目(6省庁7項目)※のうち、具体的な内容が「デジタル・ガバメント中長期計画」に記載されて継続的に取組が示されている項目数 (※ただしシステムが整備済等対応が完了したものは除く) <アウトプット指標>	0	平成30年度	電子決裁を検討するとされている7項目がすべてデジタル・ガバメント中長期計画に記載される	令和3年度	7項目すべて記載済 (各年度ごと進捗状況をフォロー) ※電子決裁を検討するとされている項目(6省庁7項目): 電子決裁移行加速化方針の別紙1(電子決裁を検討する業務類型等)のⅡ1(2)関係(膨大な紙の添付書類等があるもの(国民からの申請等の行政手続に基づくものを除く。))及びⅡ2関係(業務システムが文書管理システムに接続せず、独自の決裁機能も持たない業務)に定められたもの。			「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、総務省は、各府省に提供している文書管理システムの処理能力向上や使い勝手の向上に計画的に取り組むほか、各府省における電子決裁への移行の進捗状況の継続的な把握や、業務改革(BPR)を推進する立場からの各府省の取組への支援を行うこととする(各府省の取組の進捗に応じて、「デジタル・ガバメント中長期計画」の記載ぶりは変わり得るもの)。 加えて、中長期計画の改定と合わせて、総務省が必要な調査を行うなど、各府省の取組について定期的にフォローアップを行うこととし、その結果はデジタル・ガバメント関係会議に報告することとされている。 なお、測定指標に※で記載のとおり、対応が完了した項目については、翌年度の目標値からは除外する。
	毎年度行う「公共サービス改革基本方針」の見直しに向けた取組を推進し、公共サービス改革法の目的を達成するため、官民競争入札等監視委員会の関与の下、市場化テストの実施の在り方等に関し、不断の見直しを行うことにより、市場化テストの良好な運用を促進	3	終了プロセス等に移行した事業の割合 <アウトプット指標>	54%	平成30年度	60%	令和3年度	56%	58%	60%	公共サービス改革法の趣旨・目的は、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することにあるところ、官民競争入札等監視委員会の指摘・指導等を踏まえ、市場化テストの実施の在り方等に関して見直しが行われた結果、公共サービスの質の向上、経費削減等の良好な実施結果が得られた事業については、終了プロセス等に移行することとなるため、当該終了プロセス等に移行した事業の割合を指標として設定する。

<p>独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度を運用するに当たった課題等の把握と対応</p>	<p>④</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成30年度末の制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 【平成30年度末時点において把握している課題】 ・独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分の見直し ・特例随意契約制度の見直し ・見直しを行った制度の周知</p>	<p>平成30年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年閣議決定)における改革の目的として「大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図る」とされたところ、この改革の成果を発揮するためには、平成27年4月以後の新たな独立行政法人の共通的な制度の運用実態及びその課題等を適切に把握し、必要な対応をしていくことが求められていることから、指標として設定。</p>
-----------------------------------	---	----------	--	--	---------------	--	--------------	--	--	--

行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報の提供を実施	⑤	行政手続制度、行政不服審査制度の普及 <アウトプット指標>	平成27年4月施行の改正行政手続法及び28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	平成30年度	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施	令和3年度	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施	平成26年6月に成立・公布された改正行政不服審査法関連3法のうち、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された。 改正行政手続法については、新たに処分等の求めや行政指導の中止等の求めが規定された。また、改正行政不服審査法は、公正性の向上、利便性の向上の観点から旧行政不服審査法の仕組みを抜本的に見直した。これらの制度を定着させることは、公正性、利便性の向上や救済手段の充実・拡充を図るために重要であり、また、これらの制度を一般国民が利用しやすくなるためには、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であると考えられることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定。 なお、各機関の取組状況を把握する一環として、施行状況調査を実施している。 (参考)各府省の取組状況の把握の例 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち、根拠法令の条項を明示したものの割合 97.2%(970件/998件 行政手続法施行状況調査結果) 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち結果の公示を行った案件について、結果の公示を命令等の公布の日又はそれ以前に行ったものの割合 96.9%(960件/991件 行政手続法施行状況調査結果) 審査請求の新規申立件数 平成30年度 64,088件(行政不服審査法施行状況調査結果) 上記の内、同年度中に処理が終了した件数 23,858件(行政不服審査法施行状況調査結果)
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	国民への説明責務を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること	⑥	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内(※)に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) ※ 原則30日以内。延長した場合には延長期限内 <アウトプット指標>	行政機関：100% 独立行政法人等：99.7% 【算定根拠】 ・行政機関：期限内128,538件、期限超過53件(100%) ・独立行政法人等：期限内7,436件、期限超過25件(99.7%) ※小数点第二位四捨五入	平成30年度実績値)	100%	令和3年度	100%	100%	100%	開示請求件数が増加傾向にある現状を踏まえて、行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内(原則30日以内。延長した場合には延長期限内)に開示決定等がなれることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、期限内に開示決定等がされたものの割合について指標及び目標値を設定(平成29年度実績値を基準として目標値を設定)。
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	7	国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における理解度等の割合 <アウトプット指標>	参加機関等数：708 参加者数：1,254人 理解度：76.6%	平成30年度	平成30年度値を上回る	令和3年度	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における情報公開制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成30年度実績値を基準として目標値を設定)
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	職員研修により、個人情報保護制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	8	国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研修における理解度等の割合 <アウトプット指標>	参加機関等数：708 参加者数：1,254人 理解度：58.8%	平成30年度	平成30年度値を上回る	令和3年度	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における個人情報保護制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成30年度実績値を基準として目標値を設定) 【参考指標】個人情報の漏えい等事案の件数(施行状況調査の結果(毎年度、前年度の状況を調査)) 平成28年度：行政機関 644件、独立行政法人等 687件 平成29年度：行政機関 554件、独立行政法人等 789件 平成30年度：行政機関 640件、独立行政法人等 880件

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1)	行政管理実施事業(昭和21年度)	170百万円 (140百万円)	172百万円 (146百万円)	157百万円	1~8	<p>○各府省におけるICTを活用した業務・システム改革を推進し、行政運営の改善、効率化及び行政サービスを向上。</p> <p>○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。</p> <p>○公共サービス改革基本方針の改定や、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い指針等を作成するなどして、競争の導入による公共サービスの改革を推進。</p> <p>○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等)について、各行政機関の運用状況の把握、各行政機関等における適正な運用となるよう普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共サービス改革法の対象事業数に占める終了プロセス等に移行した事業の割合:60%以上(令和3年度) ・国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合:100%(令和3年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の窓口業務における民間委託の導入効果に関する調査:1件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>業務・システム改革に関する取組や、行政手続法、行政機関等情報公開法などの行政運営の基本的、共通的なルールについて、各行政機関等の運用状況の把握等を行うことにより、行政の適正かつ効率的な運用が推進されることとなるため、行政サービスの向上、行政運営の効率化、国民の権利利益の保護等に寄与する。</p>	0001	
(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	-	-	-		独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。		
(3)	行政手続法(平成5年)	-	-	-		処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。		
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	-	-	-		行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。		
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-		行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-		独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	-	-	-		国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。		
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年)	-	-	-		国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。		
政策の予算額・執行額		170百万円 (148百万円)	172百万円 (147百万円)	157百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

注 測定指標1は、施策目標の達成状況をより正確に測るため、新たに設定し追加する。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善			担当部局課室名	行政評価局総務課 他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 砂山 裕	
政策の概要	政府内において施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方針について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。							分野【政策体系上の位置付け】
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 国民に信頼される質の高い行政の実現がされること [中間アウトカム]: 以下の三つの機能を通じて、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決が促進されること ①行政評価局調査の結果に基づき改善方針が提示されることで、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること ②政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること ③行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること					政策評価実施予定時期	令和5年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
各府省の業務の実施状況について、課題や問題点等を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方針を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	① 施策手段 全国規模の調査に基づく勧告等について、フォローアップ時点での改善措置率 ^(※) <アウトカム指標> ※①該当年度にフォローアップ(複数回フォローアップを行うこととしている場合、最後のフォローアップ)を実施した調査について、調査ごとに<フォローアップ時点での改善措置件数/勧告等における指摘事項数>を算出、②年度ごとに①の結果の平均値を算出、③過去3年間の平均値を「改善措置率」として算出	96.3% (過去3年間の改善措置率(平成29年度98.9%、30年度95.5%、令和元年度94.4%の平均値)の平均値)	令和元年度 基準値以上かつ前年度実績以上	令和4年度 令和4年度	令和2年度 過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値(96.3%)以上	令和3年度 過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値(96.3%)以上	令和4年度 過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値(96.3%)以上	国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の結果行った勧告等に対する各府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、本指標を設定した。 調査結果に係る各府省の改善措置状況については、調査結果の公表時に、内容に応じて、原則1年から2年後までの間で特定した時点でフォローアップを行うこととしている。設定する目標としては、フォローアップ(複数回フォローアップを行うこととしている場合、最後のフォローアップ)において、勧告の指摘事項のうち、改善措置が採られたものの割合が、過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値以上となることとした。 なお、フォローアップは勧告等の1～2年後に行うものであるため、単年度の改善措置率を指標に用いるのではなく、過去3年間の改善措置率の平均値を用いることとしている。
	② 施策手段 テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか <アウトカム指標>	テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか	令和4年度	令和4年度	テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表	テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表	テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表	国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、おおむね1年の調査期間で実施する従来型の調査のほか、必要に応じてコンパクト調査又は機動的な調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表することが必要であることから、本指標を設定した。 なお、本指標の参考指標として、以下を設定した。 【参考指標】 ・コンパクト調査及び機動的な調査の実施件数

<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が実現されるとともに、国民への説明責任が果たされるようになること</p>	<p>政策評価審議会政策評価制度部会(以下「制度部会」)や行政評価局アドバイザーの知見を活用した以下の取組 ・ガイドラインの見直し等 ・各行政機関が行った政策評価の点検(規制、公共事業、租税特別措置等) ・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の実施 ・諸外国の政策評価制度に係る調査・研究 ・政策評価担当者等に対する研修の実施 ・政策評価各府省連絡会議等の開催等</p>	<p>③</p>	<p>政策評価の質及び実効性の向上 ＜アウトカム指標＞ ＜参考指標＞ ・各年度の点検件数 ・指摘件数の割合又はフォローアップで把握した指摘の改善件数の割合 ・研修の参加者数</p>	<p>令和元年度の政策評価の実施状況</p>	<p>令和元年度</p>	<p>点検等の実施による政策評価の質及び実効性の向上</p>	<p>令和4年度</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施 【規制評価】 ・「令和2年度の規制評価の点検方針」(令和2年3月)を踏まえた点検を実施 【公共事業評価】 ・令和2年度点検方針を踏まえた点検を実施 【租特特別措置等に係る評価】 ・令和2年度点検方針を踏まえた点検を実施 【研修】 ・全国10か所での研修、eラーニングを実施</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施 【規制評価】 ・令和3年度点検方針を踏まえた点検を実施 【公共事業評価】 ・令和3年度点検方針を踏まえた点検を実施 【租特特別措置等に係る評価】 ・令和3年度点検方針を踏まえた点検を実施 【研修】 ・eラーニングを充実化するとともに、これを含めた研修を実施</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施 【規制評価】 ・令和4年度点検方針を踏まえた点検を実施 【公共事業評価】 ・令和4年度点検方針を踏まえた点検を実施 【租特特別措置等に係る評価】 ・令和4年度点検方針を踏まえた点検を実施 【研修】 ・充実化させたeラーニングを含めた研修の実施 また、令和2～4年度の実証的共同研究、点検、研修の在り方について総括を実施</p>	<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)の第1条(目的)においては、「政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と定められている。 この目的を達成するためには、政策評価の質及び実効性を高めていくことが必要であるため、これを指標として設定した。当該指標については、定量的に把握することが困難であるが、目標の達成状況を把握する上で参考となる、各府省の政策評価の取組状況等について参考指標を設定した。 年度ごとの目標については、各行政機関の政策評価が客観的で適正なものになるよう、政策評価の点検を実施することを目標として設定した。 また、総務省では、政策評価の質の向上のため、各府省及び学識経験者とともに「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」を実施し、関係府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を共有することにより、各府省におけるEBPMの実践を後押ししているところである。政策プロセスにおけるEBPMの一層の浸透・定着を図るため、引き続き実施することを目標として設定した。 政策評価の質及び実効性を高めていくためには、政策評価に関する理解と専門的知識の向上等が欠かせない。これを企図し、毎年度、各府省の評価担当者(出先機関含む)等を対象として、研修を実施しているところである。令和2年度は、できるだけ多くの担当者に参加してもらうことを企図して、少なくとも全国10か所(東京、管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所)で開催するとともに、eラーニングを実施することとしている。また、令和3年度以降において、現下の情勢も踏まえ、eラーニングの充実も図りつつ、研修全体の在り方を検討・実施することとした。 また、令和5年度以降の取組改善のため、令和4年度において、令和2年度～4年度の取組について総括を実施することとしている。 【関係法令等】 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第1条等 ・総務省設置法(平成11年法律第91号)第3条、第4条第1項第10号等 ・政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定) ・規制に係る政策評価の改善方策(平成29年3月6日 政策評価審議会政策評価制度部会) ・目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等(平成30年3月2日 政策評価審議会政策評価制度部会) ・公共事業に係る政策評価の改善方策(平成30年3月2日 政策評価審議会政策評価制度部会) ・統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月統計改革推進会議) ・政策評価制度に関する決議(平成27年7月8日参議院本会議)</p>
---	---	----------	--	------------------------	--------------	--------------------------------	--------------	---	---	---	--

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政相談委員と協働する等して行政に対する国民の相談案件を吸い上げること	4	行政相談の総受付件数 ＜アウトカム指標＞	163,689件	令和元年度	16.5万件以上	令和4年度	16.5万件以上	16.5万件以上	16.5万件以上	行政制度・運営の見直し・改善を推進するためには、全国に配置された5千人の行政相談委員との協働を充実させ、国民による行政相談の利用促進を図り、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることが不可欠であることから、その成果を測定する指標として最も適切と考えられる。行政相談の総受付件数を設定。 目標値については、過去の実績と次期中期目標期間における推計値(※)を踏まえ設定した。 (※)ピーク時以降のトレンド(平成4年度: 233,334件⇒令和元年度: 163,689件)で試算すると、次の3年間(令和2～4年度)の総受付件数は、162,192～167,207と推計される。
	受け付けた苦情等について、必要なあっせん等を実施すること	⑤	苦情あっせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.7% (あっせん等を実施した件数: 514件、うち解決が図られた件数: 487件)	令和元年度	95.0%以上	令和4年度	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情の申出等に応じ、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるものである。この行政相談制度の目的を踏まえ、あっせんにより各府省において具体的な対応が行われ、どれだけの苦情が解決されたかを示すあっせん解決率が、最も適切と考えられることから測定指標として設定。 目標値(95%以上)については、既に高い水準を達成(平成29年度には97.2%)していることから、引き続き、これを維持する趣旨で設定した。 なお、あっせんには、必要に応じ行政苦情救済推進会議に付議した上で行うものや、行政相談委員法第4条に基づいて行政相談委員から提出された意見を契機として行うものもあることから、これらを参考指標として設定した。 【参考指標】 ・行政苦情救済推進会議の審議に基づくあっせん件数 ＜令和元年度: 17件＞ ・行政相談委員法第4条に基づく意見を契機としたあっせん件数 ＜令和元年度: 3件＞ (※)行政相談委員法第4条に基づく意見: 行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べるができるというもの。
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等				令和2年度行政事業 レビュー事業番号
			平成30年度	令和元年度	令和2年度						
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)		216百万円 (149百万円)	299百万円 (221百万円)	243百万円	1～5	政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方策について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。				0002
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)		802百万円 (747百万円)	786百万円 (748百万円)	774百万円	1～5	【成果指標(アウトカム)】 ・全国規模の調査に基づく勧告等について、2回目のフォローアップ時点での改善措置率: 95.6%(令和元年度) ・行政相談の総受付件数: 170,000件以上(令和元年度) ・苦情あっせん解決率: 95.2%以上(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業は、「行政評価等による行政制度・運営の改善」という政策目的達成のための中心事業であることから、本事業の成果は、政策目的達成のための測定指標に直結している。				0003
(3)	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年)		—	—	—	1～3	行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにする。				
(4)	行政相談委員法(昭和41年)		—	—	—	4、5	国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もって行政の民主的な運営に寄与する。				

政策の予算額・執行額	1,017百万円 (896百万円)	1,086百万円 (970百万円)	1,017百万円	政策Iに関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年 7月17日	第1章5(2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進
規制改革実施計画	令和元年 6月21日	I 6 規制所管府省の主体的な規制改革への取組					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等		担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課			作成責任者名	自治行政局総務室長 石塚 雅啓	
	政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。		分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政				
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。						政策評価実施予定時期	令和4年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)				
施策手段					令和元年度	令和2年度	令和3年度		
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治法及びその運用の見直しにより地方自治制度が改善されること	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第32次地方制度調査会の審議状況を踏まえ、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私とのベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、地方自治制度の見直しを含めて検討を開始。 【平成30年度】	平成30年度	第32次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 令和3年度	第32次地方制度調査会の任期である令和2年7月までの答申に向け事務局を運営する。また、答申において提言された法令事項について、地方六団体からの意見等を踏まえ、地方自治法改正案を立案。閣議決定時点の反映度を指標とする。 更に、法成立の暁には、円滑な施行に向け各地方公共団体に対して情報提供を行う。	-	-	第32次地方制度調査会の諮問事項として、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私とのベストミックスその他の必要な地方行政のあり方について、調査審議を求めるとされたことを踏まえ、指標として設定。 【参考】 ・第32次地方制度調査会開催回数(平成30年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:12回(令和元年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:23回
人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を進めること	地方交付税措置等の支援策を通じた連携中核都市圏が全国展開されること	2 連携中核都市圏の形成数<アウトプット指標>【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】	31圏域(平成30年度末現在)	平成30年度	35圏域	35圏域(令和4年度までの目標値)	-	-	人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中核都市圏の形成が重要である。そのため、連携中核都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。 【連携中核都市圏の形成数について、新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、上記KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※令和元年度事前分析表においては、目標年度を令和3年度にしていたが、新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIと合わせるため、令和4年度に変更した。 ※連携中核都市圏:地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点
					34圏域				

地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと	スマート自治体の推進	3	<p>(1) AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する市区町村数</p> <p>(2) AI・RPA等の活用による歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)の情報提供【新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPI】</p> <p><アウトプット指標></p>	【市区町村数】 79	【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。	平成 29年度	【市区町村数】 300	【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。	令和 2年度	<p>【市区町村数】 150</p> <p>【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	【市区町村数】 300	【情報提供】 AI・RPA等を活用した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体へ情報提供。	<p>今後の労働力の供給制約の中、地方公共団体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるため、職員が、職員でなければならない業務に注力できる環境を整える必要があり、そのためには、AI・RPA等を活用したスマート自治体の実現を推進していく必要があることから、AI・RPA等の革新的ビッグデータ処理技術を活用する市区町村数及びAI・RPA等の活用による歳出効率化効果等の情報提供を指標として設定。</p> <p>(基準年度及び目標年度は新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPIIに合わせている。)</p>
	業務改革に関する取組が進むこと	4	<p>(1) 窓口業務のアウトソーシングを実施した市区町村数</p> <p>(2) 総合窓口(※)の導入を実施した市区町村数</p> <p>(3) 窓口業務のアウトソーシング等の実施による歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)の情報提供【新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPI】</p> <p><アウトプット指標></p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 208市区町村 総合窓口の導入 185市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	平成 26年度	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	令和 2年度	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 416市区町村 総合窓口の導入 370市区町村</p> <p>【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等(団体ごとの手法に応じたもの)を把握し、各地方公共団体に対して情報提供。</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 425市区町村 総合窓口の導入 236市区町村</p> <p>【情報提供】 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を実施し、平成31年4月1日時点における地方行革の取組状況について、令和2年3月27日に公表した。</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 425市区町村 総合窓口の導入 236市区町村</p>	<p>【情報提供】 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査を実施し、平成31年4月1日時点における地方行革の取組状況について、令和2年3月27日に公表した。</p>	<p>厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、事務作業の効率化を図るとともに、住民の利便性向上につながる取組を実施する必要があることから、①窓口業務のアウトソーシング実施状況、②総合窓口の導入状況、③窓口業務のアウトソーシング等の実施による歳出効率化効果等の情報提供を、それぞれ指標として設定。</p> <p>(基準年度及び目標年度は新経済・財政再生計画改革工程表2018のKPIIに合わせている。)</p> <p>※総合窓口：住民等からの各種申請等(戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等)に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。</p>	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	地方公共団体の適正な定員管理に向けた取組が行われること	5	地方公共団体の適正な定員管理のために必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	平成30年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	令和3年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。また地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。
	地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られること	⑥	地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報の提供 ＜アウトプット指標＞	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	平成30年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	令和3年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるため、通知や各種会議の場を通じて必要な情報を提供。	<p>【参考指標(平成29～令和元年度実績)】</p> <p>○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在)</p> <p>地方公共団体の総職員数 (令和元年度) 274万653人(対前年比+3,793人) (平成30年度) 273万6,860人(対前年比▲5,736人) (平成29年度) 274万2,596人(対前年比+5,333人)</p> <p>○ラスパイルズ指数の状況(各年度4月1日現在)</p> <p>地方公共団体(全団体)のラスパイルズ指数 (令和元年度) 99.1 (平成30年度) 99.2 (平成29年度) 99.2</p> <p>○給与制度・運用の適正化</p> <p>適正化の取組例(各年度4月1日現在)</p> <p>・給与の「わたり(注)の制度がある団体が減少 (令和元年度) 8団体(全団体の0.4%) (平成30年度) 8団体(全団体の0.4%) (平成29年度) 12団体(全団体の0.7%)</p> <p>・自宅に係る住居手当のある団体が減少 (令和元年度) 203団体(全団体の11.4%) (平成30年度) 210団体(全団体の11.7%) (平成29年度) 238団体(全団体の13.3%)</p> <p>○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況</p> <p>各人事委員会において、地域民間給与水準を反映した勧告等を実施。</p> <p>(注)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級への格付を行うことや、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p>
	地方公共団体の適正な給与水準が確保されること	7	給与情報等公表システムによる公表実施率 ＜アウトプット指標＞	実施率99.8% (1,785/1,788) (平成30年4月30日現在)	平成30年度	実施率100%	令和3年度	実施率100%	99.9% (1,786/1,788)	-

<p>地方公共団体の人事制度改革が適正に行われること</p>	<p>8</p>	<p>地方公共団体の人事制度改革に係る情報提供 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>平成27年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対し、臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保や任期付職員制度の活用等に係る留意事項について必要な情報を提供。</p>	<p>令和2年度</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう、各種会議の場などを通じて、各地方公共団体に対して必要な情報を提供。</p> <p>・会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査ヒアリングを実施(6月、7月)。 ・各団体における関係条例案の議会提案予定時期等の調査を実施(4月、9月、1月)。 ・事務処理マニュアルの追加Q&A(6月、1月)、FAQ(10月)及び会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について通知(12月)を发出。 ○主な会議 ・会計年度任用職員制度意見交換会(富山県 5/17) ・市町村等人事担当課長会議(山形県 5/24) ・会計年度任用職員制度に係る説明会(岐阜県 6/25) ほか</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>地方公共団体における行政ニーズが多様化・高度化する現状にあることを踏まえて、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると思われることから、指標として設定。</p> <p>【参考】情報提供の具体例 ・事務処理マニュアル等の提供、各団体の準備状況等に関する調査結果のフィードバック、全国会議での説明や都道府県ごとの説明会の開催、運用上の留意事項に関する通知の发出等</p> <p>【参考】任期付採用の実施団体及び人数(各年度4月1日現在) (令和元年度実績) 688団体(15,227人) (平成30年度実績) 661団体(14,495人) (平成29年度実績) 611団体(13,595人)</p> <p>※令和2年4月に施行された会計年度任用職員制度の運用状況等を踏まえ、令和3年度以降の目標を設定する予定。</p>
<p>地方公共団体の人事評価制度が適正に運用されること</p>	<p>⑨</p>	<p>地方公共団体の人事評価制度の活用について、活用の促進に資する情報の提供 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>平成30年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報を提供。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に対して必要な情報を提供。</p> <p>・平成31年4月1日時点の人事評価結果の活用状況調査を実施。 ・調査結果を踏まえ、未活用団体を中心に地方公共団体ヒアリングを実施(7月、9月) ・人事評価結果の活用促進のため、都道府県庁まで出向き、地方公共団体に対して助言を行った(7月～2月、8団体)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、各地方公共団体において人事評価制度を任用・給与等に活用することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、公務効率及び住民サービスの向上に繋がることが期待されることから、指標として設定。</p> <p>【参考】人事評価結果の任用、給与への活用状況(各年度4月1日現在) ○昇給 (令和元年度実績) 928団体 (平成30年度実績) 784団体 (平成29年度実績) 460団体 ○勤労手当 (令和元年度実績) 1,032団体 (平成30年度実績) 864団体 (平成29年度実績) 554団体 ○昇任・昇格 (令和元年度実績) 926団体 (平成30年度実績) 678団体 (平成29年度実績) 343団体 ○分限 (令和元年度実績) 870団体(※) (平成30年度実績) 191団体 (平成29年度実績) 90団体 (※)平成30年度までは実際に活用した団体数。令和元年度は活用(見込みも含む)した団体数。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)	112百万円 (89百万円)	96百万円 (73百万円)	85百万円	1~9	①地方分権の確立を目指した地方自治法の見直しについて取りまとめるための研究会開催等を行う。②市町村振興、広域連携のあり方、一部事務組合・広域連合のあり方について調査・研究をする。③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供を行う。④地方行革の推進に必要な助言や情報提供等を行う。⑤地方公務員の人事管理、勤務条件、給与制度、定員管理及び人材育成確保については、調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地方自治制度等に関する各種研究会:18回(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方行政制度の整備に必要な経費を措置することにより、地方行財政制度、広域連携のあり方等について調査・研究等を行い、それらの成果を活かすことで、より適切な地方行政制度を円滑に運営することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0004
(2)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	6百万円 (2百万円)	6百万円 (4百万円)	2.3百万円	-	市町村合併の協議記録は、史料的価値が高い資料であり、各合併協議会や市町村のホームページにおいて公開されている合併に関するデータを検索することができる「合併デジタルアーカイブ」で提供する。また、各合併市町村において進められているまちづくりの課題の解決に向けた取組に対する必要な支援を行う。 【活動指標(アウトプット)】 合併デジタルアーカイブの維持管理:1回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域自治組織の活用などにより、コミュニティの振興に向けた取組等を進める観点から、合併市町村の実態を把握し、適切に助言を行うとともに、合併デジタルアーカイブの維持管理を実施することにより、地方分権型社会の確立に寄与する。	0005
(3)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	20百万円 (9百万円)	15百万円 (9百万円)	13百万円	1	地方議会の一層の活性化に向け、都道府県・市町村の枠を超えて地方議会議員が一堂に会して、地方議会活性化のためのアイデアや先進的な取組事例に触れることにより、各議会があらためて自ら議会のあり方を模索することを促すこと等を目的として、地方議会活性化に関心のある地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。また、地方議会については、住民の関心の低下やなり手不足の問題、また議会運営における課題などが指摘されているところ、地方議会の活性化への対策、議会のあり方等を含めた様々な調査研究等を行うことを目的として、当該調査分析等に関する業務委託等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 シンポジウムの参加者数:418人(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数:1回(令和2年度) 研究会の開催回数:7回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方議会の果たすべき役割や今後のあり方等について意見交換を行うシンポジウムを開催することや、地方議会における住民の関心の低下やなり手不足の問題について研究会を実施することが、地方議会議員及び議会事務局職員による議会の活性化対策の検討の促進や地方議会への住民の参画等につながることで、もって地方分権型社会の確立に寄与する。	0006
(4)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	1.9百万円 (0.6百万円)	2百万円 (0.1百万円)	2百万円	-	地方独立行政法人法制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果について地方公共団体への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 法令や施策等への反映数:3件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 研究会等の開催回数:2回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方独立行政法人制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果についての地方公共団体への情報提供を実施することにより、制度の方向性を検討することで、地方行政体制を整備することに寄与する。	0007

(5)	圏域における広域連携の推進等に要する経費(平成26年度)	126百万円 (43百万円)	204百万円 (112百万円)	100百万円	2	<p>市町村の区域をまたいだ、個別行政分野における施策の方針や計画の共同作成、地方公共団体間での経営資源(人材、施設、インフラ等)等の共同活用など、地域全体として持続可能な行政体制の確保に向けて積極的に挑戦する取組を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の取組がなされたことが確認された団体数:7団体(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数:7件(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 人口減少・少子高齢社会においても、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能な形で提供していくため、「連携中核都市圏」を始めとした多様な広域連携に係る取組の深化を図ることで、地方分権型社会の確立に向けた地方自治制度の構築に寄与する。</p>	0008
(6)	業務改革モデルプロジェクトの実施に要する経費(平成28年度)	111百万円 (111百万円)	—	—	—	<p>地方自治体において①住民サービスに直結する窓口業務②業務効率化に直結する庶務業務等の内部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化・オープン化・アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組をモデル的に実施。モデル事業の実施を通じて改革の手法を確立し、その手法を横展開。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 モデル事業数 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:7件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながら住民の利便性向上に繋がる業務改革にモデル的に取り組む自治体を支援することにより、汎用性のある改革モデルを構築し、その横展開を図ることで、窓口業務のアウトソーシングなど業務改革に関する取組が進むことに寄与する。</p>	—
(7)	地方自治法施行70周年記念行事に要する経費(平成29年度)	—	—	—	—	<p>平成29年度は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて70周年に当たる極めて意義深い節目の年であることを踏まえ、地方自治関係者を迎え、関係関係僚列席の下、記念式典を挙げる。あわせて、地方自治功労者、監査事務功労者に対する総務大臣表彰を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 記念式典の参加者数:3,063人(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 記念式典の開催回数:1回(平成29年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方自治法施行70周年記念行事に要する経費により、記念式典の実施、功労者への総務大臣表彰を行うことで、これまでの地方自治の歩みを振り返り、国民を挙げて地方自治の意義と重要性を認識することで、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展に寄与する。</p>	—
(8)	基幹統計として実施する地方公務員給与実態調査に要する経費(平成29年度)	52百万円 (42百万円)	—	—	—	<p>平成29年度は、調査結果の集計等に必要となる地方公務員給与実態調査システムの改修を行い、平成30年度は、当該システムを用いて、①平成30年4月1日に在職する地方公務員(一般職)の給料等について悉皆調査を実施し、一般職の地方公務員数、職種別職員数、平均給料月額、平均基本給月額等の実態を明らかにし、②特別職は、その定数、給料月額、報酬額について調査する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 基礎資料の作成数:1(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査対象:地方公共団体職員 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公務員給与実態調査(基幹統計)を実施することにより、地方公務員の給与の実態を明らかにし、それを地方公共団体の給与制度等に関する助言等に活用することで、地方公共団体の適正な給与制度・運用が図られることに寄与する。</p>	—
(9)	会計年度任用職員制度の円滑な制度導入に向けた支援事業(平成30年度)	23百万円 (1百万円)	13百万円 (0.2百万円)	—	8	<p>令和2年4月1日施行に向け、各地方公共団体は法の施行に向け必要な準備等を行い、これに対し総務大臣は地方公共団体の準備等の状況を把握した上で、必要な助言等を行うことが義務付けられている。このため、総務省においては、各地方公共団体において会計年度任用職員制度の円滑な制度導入が図られるよう、事務処理マニュアル等の提供、都道府県ごとの説明会の開催、各地方公共団体の準備状況の把握及びそれを踏まえた助言等を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 事務処理マニュアルのQ&A追加回数:3回、施行に向けた留意事項通知:1回(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 会計年度任用職員制度の円滑な制度導入に向けた支援事業を実施することにより、各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化が進められることで、地方公務員制度にて能率的かつ適正な公務の運営が確保されることに寄与する。</p>	0009

(10)	被災市区町村応援職員確保システム構築事業(平成30年度)	22百万円 (5百万円)	22百万円 (8.3百万円)	22百万円	—	<p>「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」の報告において提言された「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援職員の派遣等を円滑に実施することができるよう、総務省、消防庁、地方公共団体の全国的連合組織及び各地方公共団体等が合同で定期的な訓練を実施する。それを踏まえて、「被災市区町村応援職員確保システム」に係る必要な見直し等を図る。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 訓練実施ブロック数:3回(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 被災市区町村応援職員確保システムを構築することにより、大規模災害発生時に被災市区町村の行政機能を確保し、被災住民の生活再建を早期に、かつ、円滑に進め、全ての地方公共団体の人的資源をフルに活用することで、効果的な地方行政体制の整備に寄与する。</p>	0010
(11)	高齢地方公務員の活用方策等研究会(平成30年度)	3百万円 (0百万円)	3百万円 (0百万円)	—	—	<p>平成31年4月に公的年金の報酬比例部分が63歳に引き上がり、地方公務員の雇用と年金の接続を確実に図る必要があるところ。「経済財政運営と改革の基本方針2017」を受けて、国家公務員等の検討状況を踏まえつつ、地方公務員の雇用と年金の接続の在り方について検討するとともに、高齢地方公務員の活用方策について検討を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 地方公共団体と意見交換を行い課題の抽出:5(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国としては、地方公共団体の任用や勤務条件等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、地方公共団体に必要な情報提供を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。</p>	0011
(12)	自治体行政スマートプロジェクトの実施に要する経費	—	139.4百万円 (155.9百万円)	139百万円	3	<p>自治体の基幹的な業務(住基・税など)について、人口規模ごとに複数自治体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築する。本事業終了後、AI・RPA等のICTの具体的な活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 標準的かつ効率的な業務プロセスの構築を目指すモデル事業数:21事業(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5事業(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 BPRの手法による標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、AI・RPAなどを活用したスマート自治体の実現を促進する。</p>	0012
(13)	自治体における情報システムの標準化に要する経費	—	—	420.4百万円	3	<p>自治体の情報システムや様式・帳票の標準化を具体的に検討する「自治体システム等標準化検討会」を開催し、自治体の情報システムに係る標準仕様書の作成等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 標準仕様書を定めた業務数:6業務(令和4年度) 【活動指標(アウトプット)】 標準仕様書の作成に取り組む業務数(総務省関係):5業務(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自治体の様々な業務分野における情報システムの標準化が図られ、情報システムに係る人的・財政的負担が軽減されることで、効率的な業務運営の達成に寄与する。</p>	新02-0001
(14)	地方自治法(昭和22年)	—	—	—	1~4	<p>地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大纲を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。</p>	

(15)	地方公務員法(昭和25年)	—	—	—	5~9	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。									
(16)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	—	—	6	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。									
政策の予算額・執行額		444百万円 (302百万円)	500百万円 (364百万円)	786百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政運営と改革の基本方針2020</td> <td>令和2年7月17日</td> <td>第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタル・ニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 AD44 — デジタル・ガバナメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等</td> </tr> <tr> <td>成長戦略フォローアップ</td> <td>令和2年7月17日</td> <td>Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタル・ニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 AD44 — デジタル・ガバナメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等	成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)													
経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタル・ニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進 AD44 — デジタル・ガバナメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等													
成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進													

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-④)

政策(※1)名	政策4:地域振興(地域力創造)		担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課		作成責任者名	自治行政局地域政策課長 足達 雅英			
政策の概要	地域経済の好循環の更なる拡大や、定住自立圏構想等新たな圏域づくりの推進、地域おこし協力隊やJETの活用等地域の自立の促進、過疎対策の推進など地域振興の施策に取り組む。		分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政						
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 地方圏において人口減少が急速に進む中で、地方創生と地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進を実現する。 [中間アウトカム]: 地域経済に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」の構築、条件不利地域の自立・活性化、地域多文化共生の推進・地域のグローバル化等を実現する。		政策評価実施予定時期	令和5年8月						
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
					年度ごとの実績(値) ^(※2)					
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること	産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援	① 地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)の投資効果 <アウトカム指標>	投資効果:2.65倍 (平成29年度から令和元年度までの累積)	令和元年度	直近3年度の投資効果以上	令和4年度	平成29年度から令和元年度までの投資効果以上 (投資効果:2.65倍)	平成30年度から令和2年度までの投資効果以上	令和元年度から令和3年度までの投資効果以上	金融機関の預貸率が低調に推移する中、地域経済活性化のためには、地域金融機関の融資を引き出すことや、地域に「雇用の場」を創出することが重要と考えられるため、指標として設定。 ※投資効果は、交付金の確定額に対する初期投資額の割合を示したものの、「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※補助額については、平成27年度までは「国費」のみで、平成28年度からは「国費+地方費」で算出。 ※融資額は、令和元年度末時点で164億円(平成24年度からの累計)。 ※交付決定件数は、令和元年度末時点で408件(うち継続事業件数385件)。 ※平成29年度 投資効果2.67倍 平成30年度 投資効果2.57倍 令和元年度 投資効果2.69倍 ※参考 平成29年度 地元雇用創出効果5.98倍 平成30年度 地元雇用創出効果3.86倍 令和元年度 地元雇用創出効果4.84倍 地元雇用創出効果は、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であり、交付決定時の実施計画書により、「地元雇用件数(融資期間分)/補助額」で算出。
	エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指すマスタープランの策定を支援	② 分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン新規策定団体数 <アウトカム指標>	5団体 (平成29年度から令和元年度までの平均)	令和元年度	直近3年度平均策定団体数以上	令和4年度	5団体以上 (平成29~令和元年度の平均策定団体数以上)	平成30~令和2年度平均策定団体数以上	令和元~3年度平均策定団体数以上	エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築のためには、事業化に向け、計画的に進めていくことが重要と考えられることから、指標として設定。 ※平成29年度 4団体、平成30年度 3団体、令和元年度 8団体
過疎地域の自立促進に係る措置を実施	③	過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合 <アウトカム指標>	-0.62%以上 (平成20~22年度の平均)	平成22年度	-0.62%以上	令和2年度	-0.62%以上	(現行過疎法は令和3年3月末に期限を迎えることから、過疎法の議論を踏まえ、新たな過疎対策に基づき設定する。)	過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。 目標年度は、現行過疎法(議員立法)の最終年度である令和2年度としている。 ※平成20年度~平成22年度の住民基本台帳に基づく人口動態より、(過疎市町村への転入者数-過疎市町村からの転出者数)/過疎市町村の人口 で算出	
中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する取組	④	定住自立圏の協定締結等圏域数 <アウトカム指標> 【新経済・財政再生計画関連: 地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑮】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	79圏域	平成26年度	140圏域	令和6年度	140圏域	140圏域	人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、令和6年としている。 ※定住自立圏: 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が、集約とネットワークの考え方に基づき、圏域全体として必要な生活機能を確保するため、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として形成される圏域をいう。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気づくること	子どもの地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会の確保	5	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童数 ＜アウトカム指標＞	94,719人	令和元年度	100,000人	令和4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難 （※1）	元年度値以上	100,000人	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、都市と農山漁村の交流を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。評価対象政策の測定指標等に対する有識者からの御意見を踏まえ、測定指標を「参加児童割合」から「参加児童数」に改めた。
								—	—	—	※1新型コロナウイルスの収束状況が読めず、現状ほとんどの団体が実施する時期(夏期)に実施することは不可能と考える。そのため、令和2年度の目標設定は困難である。 ※2子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例:小学校、中学校の児童等を対象とした宿泊体験活動(農山漁村での自然体験、農林漁業体験等)
											【過去3年間の実績】 平成29年度:62,375人 平成30年度:60,903人 令和元年度:94,719人
地域力の維持・強化を図るため担い手となる人材を確保	地域おこし協力隊員の人数 ＜アウトカム指標＞ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)	⑥		5,503人	令和元年度	8,000人以上	令和6年度	8,000人以上(令和6年度までの目標値)			地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。 まち・ひと・しごと総合戦略において、令和6年度までに隊員数を8,000人にするのKPIが設定されているところ。 ※地域おこし協力隊の活動例:地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施
								—	—	—	【過去3年間の実績】 平成29年度:4,976人 平成30年度:5,530人 令和元年度:5,503人
中心市街地活性化のためイベント等のソフト事業を実施	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトカム指標＞	7		654件 (平成27～28年度の平均)	平成28年度	654件以上	令和4年度	654件以上			まち・ひと・しごと総合戦略においても中心市街地活性化が地方創生の一環として重要な施策に位置付けられ、中心市街地での周遊や新規出店を促す仕組みが重要であることを踏まえ、地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。 ※中心市街地活性化ソフト事業:市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定された中心市街地活性化基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置するもの。
								—	—	—	
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	外国青年を日本に招致し、地域の国際化に従事するJETプログラムを推進	⑧	JETプログラムの招致人数 ＜アウトカム指標＞	JETプログラムの招致人数 5,761人 (令和元年7月1日現在、新規2,091人、再任用3,670人)	令和元年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	令和4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難(※1)	令和元年度を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する指針・計画等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。
								—	—	—	※1新型コロナウイルスの影響により、日本政府が水際対策(入国拒否)を実施しており、令和2年度新規来日予定であった参加者については一部の来日予定者について来日が延期され、その他の参加者についても影響が出る恐れがあるため、令和2年度の目標の設定は困難である。
											※2JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることに、地域の住民と様々な形で交流を深めている(令和元年度までの参加者累計70,661人)。
	外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトカム指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 89%(平成31年4月1日現在)	令和元年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 95%以上	令和4年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 91%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 93%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 95%以上	※3「外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合」は、「(プランを策定している外国人率2%以上の市の数)/(外国人率2%以上の市の数)×100」で算出。
								—	—	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	123百万円 (78百万円)	124百万円 (59百万円)	120百万円	5~9	<p>有識者等外部の提言や地方公共団体の意見を取り入れつつ、地域力創造施策を進めるとともに、地域の先進的な取組を全国に紹介している。また、地域における外部人材の活用を支援するとともに、人材力活性化施策の推進、地域間の連携交流の推進、地域の国際交流・協力の推進、地域の多文化共生の推進などにより、今後の地域力創造の展開を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 全国地域づくり人財塾修了者数182人(令和元年度)、JETプログラム招致人数5,761人(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 地域力創造に関する施策説明会等の開催回数:13回(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域振興に必要な経費を措置することにより、全国地域づくり人財塾の修了者が増加するなど、地域づくりに関する知識・経験を持った人が増加し、人材力の活性化や地域間の連携交流などが図られることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0013
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)	3,007百万円 (1,282百万円)	1,504百万円 (1,086百万円)	2,200百万円	1	<p>地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付する。また、自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。</p> <p>さらに、地域経済の好循環の更なる拡大に向け、地域への「ヒト・情報」の流れを創出するため、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」創出・拡大事業や、地域資産の活用を効率化するための「シェアリングエコノミー活用推進事業」を通じて、地域の社会課題の解決や新しい生活産業の実装による地域経済の活性化の促進に取り組む地方公共団体を支援する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域経済循環創造事業交付金交付決定団体の投資効果:2.7倍(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 地域経済循環創造事業交付金の交付決定事業数:30件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「地域経済循環の創造」の推進に要する経費にて「ローカル10,000プロジェクト」を実施し、雇用吸収力の大きい地域密着型事業を立ち上げることにより、投資効果や地元雇用創出効果などの経済効果が創出され、地域の活性化に寄与する。</p>	0014
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	706百万円 (668百万円)	746百万円 (714百万円)	737百万円	3	<p>(1)過疎地域等自立活性化推進交付金 ①過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対する、先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援(1件あたり1千万円以内) ②過疎地域における住宅団地の造成や空き家の改修、季節居住団地の造成等に要する経費を支援(補助率1/2以内) ③過疎地域の廃校舎等を活用して行う、地域振興施設や地域間交流施設等の整備に要する経費を支援(補助率1/3以内) ④集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興の取組を支援(1件あたり2千万円以内) (2)調査委託事業:今後の過疎対策のあり方、過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合:-0.6%(令和2年度) 採択事業の成果目標の達成度:100%(令和2年度) 賃貸・分譲開始の1年後の入居率:80%(令和2年度) 施設利用開始後1年間の施設利用者数:3,000人/件(令和2年度) 小さな拠点の形成数につき、令和2年度末までに1,000箇所 【活動指標(アウトプット)】 過疎地域等自立活性化推進事業の交付件数:21件(令和元年度) 過疎地域集落再編整備事業の交付件数:6件(令和元年度) 過疎地域遊休施設再整備事業の交付件数:3件(令和元年度) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の交付件数:27件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域振興対策等に要する経費にて、過疎市町村による主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業やハード事業を支援することにより、当該地域の実情に応じた過疎対策が図られ、過疎地域への転入者数の増加及び転出者数が抑制され、地域の元気を作ることに寄与する。</p>	0015

(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑮】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	5百万円 (1百万円)	5百万円 (1百万円)	3百万円	4 各定住自立圏の参考となる取組事例について調査・分析を行うとともに、シンポジウムや意見交換会の開催等によって地方公共団体等への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 総人口に対する地方圏の人口割合:48.2%(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 定住自立圏の圏域数:127(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 定住自立圏構想推進費を措置することにより、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体で必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏での定住の受け皿を形成することを通じ、地方圏の人口の維持につなげ、地域の元気をつくることに寄与する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体で必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進する効果があると見込んでいる。】	0016
(5)	都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)	39百万円 (10百万円)	37百万円 (15百万円)	30百万円	5 子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を活用した取組について、地方公共団体から提案を受け、その中から他地域のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択し、先進事例を構築。これらの先進事例を紹介する子ども農山漁村交流プロジェクト推進セミナーを開催する。また、地方公共団体が独自で策定する、子供の農山漁村における体験交流に関する計画の策定を支援する。これらの事業を実施することにより当プロジェクトの一層の推進を図る。 【成果指標(アウトカム)】 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数:58,000人(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした事例数:6事例(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 交流モデル事業及び計画策定モデル事業やセミナーを実施することにより先進事例を構築するとともに、当該先進事例を全国に展開することで子ども農山漁村交流プロジェクトの取組を推進し、参加児童数が増加することで地域の元気をつくることに寄与する。	0017
(6)	地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)	137百万円 (136百万円)	93百万円 (92百万円)	93百万円	— 地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設し、移住希望者のニーズに応じて地方自治体に繋ぐこととしているほか、地方への移住・交流に関する都市住民のニーズや意識、動向の把握を行い、幅広く情報発信する。 【成果指標(アウトカム)】 移住・交流に関するあっせん件数:11,000件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 「移住・交流情報ガーデン」来場者数:10,841人(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「移住・交流情報ガーデン」において移住希望者のニーズに応じた地方への移住関連情報の提供・相談支援を実施することにより、地方への移住・交流の機運を醸成することで、地方への人の流れの創出に寄与する。	0018
(7)	地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)	135百万円 (94百万円)	150百万円 (129百万円)	154百万円	6 地域おこし協力隊の拡充のため、全国サミットや制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、隊員の経験年数や目的に応じた研修の充実等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進する。 【成果指標(アウトカム)】 地域協力活動に従事する隊員数:8,000人(令和6年度) 【活動指標(アウトプット)】 全国サミット参加者数:1,000人(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域おこし協力隊の推進に要する経費にて、全国サミットや制度説明会等の開催、隊員への研修の実施、OB・OGネットワークづくりの推進等により、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊員の数について8,000人を目標として拡充を図ることにより、地方への人材還流の推進に寄与する。	0019

(8)	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費(平成27年度)	11百万円 (7百万円)	0.2百万円 (0百万円)	—	—	<p>2019年にはラグビーワールドカップ日本大会が、2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催される予定であり、これらの国際スポーツ大会を通じて、国内の交流人口の増加や国外からの観光客の流入が見込まれている。この絶好の機会に、東京をはじめとする試合開催地等にとどまらず、全国津々浦々を元気にすべく、既存の施策の活用や新規施策の立案等を行い、地方における創意工夫のある取組を支援していくものである。</p> <p>調査研究で得た知見は、試合開催自治体や公認チームキャンプ地自治体や、ホストタウン自治体の職員に向け、大会等の機会を活かして地域の資源や特性を活かした創意工夫のある取組を大会後も見据えて取り組むための指針となるよう、成果物をまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各関係自治体に提示した事例数:2事例(平成30年度) ※目標最終年度は令和元年度としていたが、平成30年度末時点で既に合計31事例を各関係自治体に提示しており、定量的な成果目標(20事例)を達成した。(成果実績 平成27年度:15事例、平成28年度:8事例、平成29年度:6事例、平成30年度:2事例) 【活動実績(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:2事例(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 オリンピック・パラリンピック2020・ラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費を措置することにより、2020年に向けて大規模な国際大会を契機として地方自治体が地域活性化をしていく手法についての調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした取組が全国の関係自治体で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0020
(9)	地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費(平成28年度)	12百万円 (9百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円	—	<p>令和元年12月20日に閣議決定された「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」において、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、地域運営組織を形成することが重要であるとの方針が示されていることを踏まえ、地域運営組織に関する先進事例を体系的に整理・提供するとともに、特に地域運営組織の形成期における外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組等に向けた環境整備など、地域運営組織の健全かつ持続的な運営を確保するための方策について調査研究を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:25(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:35(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費を措置することにより、地域運営組織の健全かつ持続的な運営の調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした地域の課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0021
(10)	中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業	30百万円 (15百万円)	30百万円 (10百万円)	25百万円	—	<p>成長戦略(令和元年6月閣議決定)を受けて、地方自治体と連携しながら、日本とゆかりのある方々を含む日系社会とのネットワーク強化を行うために、日本の地方自治体による県人会等への加入促進に向けたイベントの開催や地方自治体への訪問・受入れ等を通じて、新たな担い手の確保等につながる取組をモデル的に実施し、その手法を各地方自治体に共有する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度において、全国の地方自治体提示するモデル事業成果数:5件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 各年度において実施するモデル事業数:5件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p>	0022
(11)	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)	—	—	—	3	<p>人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。</p>	
(12)	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	7	<p>中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。</p>	

政策の予算額・執行額	4,216百万円 (2,301百万円)	2,718百万円 (2,119百万円)	2,523百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (1)地方への新しいひとの流れをつくる (2)中堅・中小企業・小規模事業者への支援 (3)まちづくりとまちの活性化 (4)意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等 (5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1)Society5.0時代の実現 (3)人口減少下での地方施策の強化・人材不足への対応 3. 地方創生の推進 (1)東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出 (4)地方分権改革の推進等 (5)対流促進型国土の形成 5. 重要課題への取組 (3)外国人材の受入れとその環境整備 (4)大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現 (5)資源・エネルギー、環境対策 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 1. 新経済・財政再生計画の着実な推進 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1)次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革 (2)主要分野ごとの改革の取組
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (4)持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献
					未来投資戦略2017	平成29年6月9日	Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。 事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。 域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。 iii)地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化 ・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。
					未来投資戦略2018	平成30年6月15日	Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり [1]データ駆動型社会の共通インフラの整備 1. 基盤システム・技術への投資促進 (3)新たに講ずべき具体的政策 iii)新たな技術・ビジネスへの対応 ③シェアリングエコノミーの促進 ・地域における社会課題解決や経済の活性化を図るため、自治体等によるモデル的取組事例への支援を行い、低未利用スペースの活用や働き場の創出などシェアリングエコノミーの活用を促進する。

			<p>成長戦略フォローアップ</p> <p>令和元年6月21日</p>	<p>I. Society5.0の実現</p> <p>1. デジタル市場のルール整備 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii) データ流通の促進</p> <p>5. スマート公共サービス (2)新たに講ずべき具体的施策 i) 個人、法人による手続の自動化 ii) 行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>7. 脱炭素社会の実現を目指して (2)新たに講ずべき具体的政策 iv) エネルギー分野での取組</p> <p>III. 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>3. 人口急減地域の活性化 (2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上 (2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (2)新たに講ずべき具体的施策</p>
			<p>ニッポン一億総活躍プラン</p> <p>平成28年6月2日</p>	<p>5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(11) 地方創生 地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産を活かしながら進めていくことが重要である。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)」21及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」22に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。</p>
			<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2017</p> <p>平成29年6月9日</p>	<p>III. 各分野の施策の推進</p> <p>4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>①まちづくりにおける地域連携の推進 <概要> ○定住自立圏 ・圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。 <具体的取組> ◎定住自立圏の取組内容の深化 ・平成32年度に定住自立圏の形成数を140圏域とするを旨とする(平成29年4月1日現在:118圏域)。 ・より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。</p> <p>④集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成 人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。</p>

				<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)</p> <p>平成29年12月22日</p> <p>アクションプラン(個別施策工程表) (2)-(オ)-⑤「地域おこし協力隊」の拡充 ●短期・中長期の工程表 2020年KPI(成果目標) ○地域おこし協力隊の活動隊員数4,000人(2020年度)</p> <p>本文 Ⅲ.今後の施策の方向 3.政策パッケージ (4)-(ア)-D-①地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等 中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インパクト波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。 また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における「稼げるまちづくり」の取組事例集「地域のチャレンジ100」、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。</p>
			<p>まち・ひと・しごと創生基本方針 2018</p> <p>平成30年6月15日</p> <p>Ⅱ.地方創生の基本方針 1.ライフステージに応じた地方創生の充実・強化 2.「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行 (1)若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化 (2)女性・高齢者等の活躍による新規就業者掘り起こし(6年間で24万人) (3)地方における外国人材の活用 (4)国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信</p> <p>Ⅲ.各分野の施策推進 1.わくわく地方生活実現政策パッケージ (1)UIJターンによる起業・就業者創出(6年間で6万人) (2)女性・高齢者等の活躍による新規就業掘り起こし6年間で24万人) (3)地方における外国人材の活用 (4)地域おこし協力隊の拡充(6年後に8千人) (5)子供の農山漁村体験の充実</p>	
			<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)</p> <p>平成30年12月21日</p> <p>Ⅲ.今後の施策の方向 3.政策パッケージ (2)地方への新しいひとの流れをつくる (オ)地方移住の促進 ①地方移住希望者への支援体制 ②地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」・「二地域居住」の本格推進) ③移住・定住施策の好事例の横展開 ④「生涯活躍のまち」の推進 ⑤「地域おこし協力隊」の拡充 ⑥地域の多様な関わりの創出 ⑦地方生活の魅力の発信 ⑧UIJターンによる起業・就業者創出</p>	

					<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2019</p> <p>令和元年6月21日</p> <p>Ⅱ.第2期に向けての基本的な考え方 3. 第2期における新たな視点 (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する</p> <p>Ⅲ.各分野の当面の主要な取組 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (4)「関係人口」の創出・拡大</p> <p>Ⅴ. 各分野の施策の推進 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす (2)新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (4) 地方移住の推進 (5)「関係人口」の創出・拡大 (6) 子供の農山漁村体験の充実 (7) 地域おこし協力隊の拡充 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる (5) 多文化共生の地域づくり 4. 時代に合った地域をつくり、安心して暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (1) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり (2) Society5.0の実現に向けた技術の活用 (3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進 (5) まちづくりにおける地域連携の推進 (8) 集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成</p>
					<p>まち・ひと・しごと創生基本方針2020</p> <p>令和2年7月17日</p> <p>第2章 政策の方向 Ⅱ 経済活動の回復～地域経済の立て直し～ 1. 地域経済・生活の再興 (2) 交流、賑わいの再活性化 2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正 (2) 地方への移住・定着の推進 (3) 地域とのつながりの構築</p> <p>第3章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする (1) 地方の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 2. 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる (1) 地方への移住・定着の推進 (2) 関係人口の創出・拡大 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保</p>

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑤)

政策(※1)名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課			作成責任者名	自治財政局財政課長 出口 和宏	
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。				年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 [中間アウトカム]: 極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。								政策評価実施予定時期	令和3年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
	施策手段	基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1	一般財源総額 一般財源比率 ＜アウトカム指標＞	平成30年度一般財源総額(通常収支)62兆1,159億円 (水準超経費除き60兆2,759億円) 平成30年度一般財源比率(通常収支)66.9%	平成29年度	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	平成31年度一般財源総額(通常収支)62兆7,072億円 (水準超経費除き60兆6,772億円) 平成31年度一般財源比率(通常収支)66.4%	令和2年度一般財源総額(通常収支)63兆4,318億円 (水準超経費除き61兆7,518億円) 令和2年度一般財源比率(通常収支)66.4%	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保することから、指標として設定。【測定指標2の地方債依存度について、新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 【参考】 平成29年度一般財源総額(通常収支)62兆803億円 (水準超経費除き60兆2,703億円) 平成29年度一般財源比率(通常収支)67.0% 平成28年度一般財源総額(通常収支)61兆6,792億円 (水準超経費除き60兆2,292億円) 平成28年度一般財源比率(通常収支)67.5% 平成27年度一般財源総額(通常収支)61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率(通常収支)66.9% 平成29年度地方債依存度(通常収支)10.6% 平成28年度地方債依存度(通常収支)10.3% 平成27年度地方債依存度(通常収支)11.1% 借入金残高 平成29年度末見込み 195兆円 平成28年度末見込み 198兆円 平成27年度末見込み 199兆円		
	2	地方債依存度 ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画 関連: 地方行財政改革・分野横断的な取組02-19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	平成30年度地方債依存度(通常収支)10.6%	平成29年度	令和2年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	平成31年度地方債依存度(通常収支)10.5%	令和2年度地方債依存度(通常収支)10.2%	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。		
	3	借入金残高 ＜アウトカム指標＞	平成30年度末見込み 192兆円	平成29年度	令和2年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	平成31年度末見込み 193.7兆円	令和2年度末見込み 189.2兆円	借入金残高 平成29年度末見込み 195兆円 平成28年度末見込み 198兆円 平成27年度末見込み 199兆円		
	4	財源不足への対応 ＜アウトカム指標＞	平成30年度財源不足額(通常収支)6兆1,783億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆4,017億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆9,865億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	平成29年度	令和2年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	平成31年度財源不足額(通常収支)4兆4,101億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 3,633億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆2,568億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	令和2年度財源不足額(通常収支)4兆5,285億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6,187億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆1,398億円 ・財源対策債の増発 7,700億円	平成29年度財源不足額(通常収支)6兆9,710億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆358億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆453億円 ・交付税特別会計借入金償還繰延べ 1,000億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成28年度財源不足額(通常収支)5兆6,063億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆283億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆7,880億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成27年度財源不足額(通常収支)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円		
	5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置 ＜アウトカム指標＞	震災復興特別交付税 平成30年度(当初) 4,227億円	平成29年度	令和2年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	震災復興特別交付税 平成31年度(当初) 4,049億円	震災復興特別交付税 令和2年度(当初) 3,742億円	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。 被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。		

地方財政の健全化を推進すること	地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施	6	実質公債費比率等の状況 ＜アウトカム指標＞	平成29年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	令和2年度	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p>	<p>極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。</p> <p>【参考】 実質公債費比率等の平均値 ○平成27年度決算 ・実質公債費比率 都道府県 12.7% 市町村 7.4% ・将来負担比率 都道府県 175.6% 市町村 38.9% ○平成26年度決算 ・実質公債費比率 都道府県 13.1% 市町村 8.0% ・将来負担比率 都道府県 187.0% 市町村 45.8% ○平成25年度決算 ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 8.6% ・将来負担比率 都道府県 200.7% 市町村 51.0%</p>		
							<p>平成28年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県11.9%、市町村6.9% ・将来負担比率 都道府県173.4%、市町村34.5%</p>	<p>平成29年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県11.4%、市町村6.4% ・将来負担比率 都道府県173.1%、市町村33.7%</p>	<p>平成30年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県10.9%、市町村6.1% ・将来負担比率 都道府県173.6%、市町村28.9%</p>	<p>【参考】 財政健全化団体等の数(当該年度をもって計画を完了した団体を除く) ○平成27年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計) ○平成26年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 11団体 (13公営企業会計) ○平成25年度 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体 (18公営企業会計)</p>
							<p>平成28年度末における財政健全化団体等の数(平成28年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 8団体 (9公営企業会計)</p>	<p>平成29年度末における財政健全化団体等の数(平成29年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 11団体 (11公営企業会計)</p>	<p>平成30年度末における財政健全化団体等の数(平成30年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計)</p>	<p>【参考】 当該年度をもって計画を完了した団体数 ○平成27年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体 (5公営企業会計) ○平成26年度 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計) ○平成25年度 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計)</p>
<p>平成28年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 0団体 (0公営企業会計)</p>	<p>平成29年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計)</p>	<p>平成30年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 4団体 (4公営企業会計)</p>	<p>【参考】 健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ○平成27年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計) ○平成26年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体 (2公営企業会計) ○平成25年度 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体 (5公営企業会計)</p>							
<p>平成28年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体 (1公営企業会計)</p>	<p>平成29年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 4団体 (4公営企業会計)</p>	<p>平成30年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計)</p>								

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費 (昭和23年度)	49百万円 (39百万円)	51百万円 (43百万円)	52百万円	1~6	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意等並びに地方債の適正かつ効果的な運用に関する地方公共団体等への情報提供等 地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析 地方公営企業制度に関する制度の企画・立案に係る検討会の開催 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替指標／(参考)一般財源総額 代替指標／(参考)地方債依存度 代替指標／(参考)実質公債費比率(都道府県) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画の策定 地方交付税法等の一部を改正する法律案の成立 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保に寄与する。</p>	0023	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	16,702,625百万円 (16,702,625百万円)	17,207,517百万円 (17,207,517百万円)	17,156,175百万円	1,4,5	地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。		
(3)	地方交付税法 (昭和25年)	—	—	—	1~5	地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年)	—	—	—	6	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資する。		
政策の予算額・執行額		16,702,674百万円 (16,702,664百万円)	17,207,568百万円 (17,207,560百万円)	17,156,227百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度までにおいて、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築				担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 寺崎 秀俊
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。 [中間アウトカム]:税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。						政策評価実施予定時期	令和5年8月
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				基準年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)			
				令和2年度	令和3年度	令和4年度		
地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	国と地方の税源配分の在り方の見直し	① 国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 61.7:38.3 (平成30年度決算)	令和元年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	令和4年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましいことから、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】(平成29年度決算)国:地方=61.5:38.5 (平成28年度決算)国:地方=60.5:39.5	
		② 歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 40.2% (平成30年度決算)	令和元年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	令和4年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 【参考】(平成29年度決算)39.4% (平成28年度決算)38.8%	
	税源の偏在性が小さい地方税体系の構築	③ 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	地方税計 最大値/最小値 2.3倍 (平成30年度決算)	令和元年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	令和4年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある。都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】(平成29年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.3倍 (平成28年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.4倍	
		④ 地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトカム指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 39項目 令和2年度税制改正による導入数 1項目	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	令和4年度	地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。(「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み) 【参考】(平成31年度税制改正における導入数) 0項目 (平成30年度税制改正における導入数) 2項目	

住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	地域の実情に対応した政策を展開するため、地方税制度の改革	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し ＜アウトプット指標＞	67項目を見直し（うち23項目を廃止・縮減） （令和2年度税制改正）	令和元年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	令和4年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。
		⑥	法定外税や超過課税の導入団体及び件数 ＜アウトプット指標＞ 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】	【法定外税】 52団体 61件 【超過課税】 1,717件 （令和元年度）	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	令和4年度	地方団体の課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	法定外税をはじめとする課税自主権に係る制度は、地域特有の課題を解決するための重要な財源確保手段であり、その活用を図る自治体への支援を行うことは、地方独自の行政サービスの向上促進につながると考えられるため、指標として設定。（支援策としては、電話相談や各種会議等での積極的な周知などを想定。） 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIは、施策の達成状況を表すものとなっております、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段 （開始年度）		予算額（執行額） ^{（※3）}			関連する 指標 （※4）	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	地方税制度の整備に必要な経費 （昭和25年度）	34百万円 （29百万円）	55百万円 （44百万円）	37百万円	1～6	<ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成 ・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応 ・地方税に関する調査、資料の作成 ・地方税負担軽減措置等の整理 ・地方法人課税及び自動車関係税制の在り方についての検討 ・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 等 <p>【成果指標（アウトカム）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替指標／（参考指標）租税総額に占める地方税の割合 ・代替指標／（参考指標）都道府県別人口一人当たり地方税収額の最大値と最小値の比較 <p>【活動指標（アウトプット）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の一部を改正する法律案の成立：1件（令和元年度） <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>税制改正大綱に基づき、地方税法改正案の作成等を実施することにより、財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税法体系が構築されることに加えて、住民自治の確立に向けた地方税制度の改革が推進されることとなるため、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税により安定的に賄うという分権型社会を担う地方税制度の実現に寄与する。</p>	0024
(2)	地方税法 （昭和25年）	—	—	—	1～6	地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。	
政策の予算額・執行額		34百万円 （29百万円）	55百万円 （44百万円）	37百万円	政策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称 令和2年度税制改正の大綱 年月日 令和元年12月20日 関係部分（抜粋） 持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や買上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行う。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応、納税環境の整備等を行う。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績（値）」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定）であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主な指標（Key Performance Indicator）のことである。

※6 「地方税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第4号に規定する地方税をいう。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑦)

政策(※1)名	政策7:選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室		作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 清田 浩史		
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。		分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等		政策評価実施予定時期	令和3年8月		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	最終アウトカム:民主政治の健全な発達 中間アウトカム:日本国憲法の精神に則り、選挙制度を確立し、その選挙が公明且つ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの実績(値) ^(※2)			
				基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	投票率の向上に向け有権者が投票しやすい環境を整備する	① 選挙制度に関する調査研究を行うとともに、有権者が投票しやすい環境整備の方策等を検討し、制度改正を実施 <アウトプット指標>	学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」等にて選挙制度に関する調査研究を行い、ICTを活用した投票環境の向上等を柱に各方策の検討を実施	平成29年度	令和2年度	選挙制度に関する調査研究を行い、研究会報告等とりまとめ、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究会報告等踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施	投票率が低下傾向にある中、選挙制度に関する調査研究を行う必要があり、ICT技術の進展等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備する必要があることから、指標として設定。 【参考(衆・参各5回ずつの投票率)】 ○第48回衆議院議員総選挙(H29.10施行) 53.68% ○第47回衆議院議員総選挙(H26.12施行) 52.66% ○第46回衆議院議員総選挙(H24.12施行) 59.32% ○第45回衆議院議員総選挙(H21.8施行) 69.28% ○第44回衆議院議員総選挙(H17.9施行) 67.51% ○第25回参議院議員通常選挙(R1.7施行) 48.80% ○第24回参議院議員通常選挙(H28.7施行) 54.70% ○第23回参議院議員通常選挙(H25.7施行) 52.61% ○第22回参議院議員通常選挙(H22.7施行) 57.92% ○第21回参議院議員通常選挙(H19.7施行) 58.64% ○第20回参議院議員通常選挙(H16.7施行) 56.57%

<p>公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること</p> <p>主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等</p>	2	<p>常時啓発事業の実施及び選挙管理委員会等が実施する主権者教育等の取組の支援等 〈アウトプット指標〉</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	平成29年度	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	令和2年度	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上を図るための常時啓発事業の実施(高校生向けの副教材の作成等)や選管等が実施する出前授業に対する支援(主権者教育アドバイザーの派遣等)を実施</p>	<p>いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあるため、投票行動につながるような、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業などを実施する必要があるため、常時啓発事業の実施等を指標として設定。 特に若者の投票率が著しく低い中、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者に対して、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、高校生に向けた主権者教育の推進事業の柱である出前授業の実施選管数を別途、指標として設定。</p> <p>※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。</p> <p>【参考(直近の国政選挙投票率)】 ○第48回衆議院議員総選挙(H29.10施行) 全体 53.68% 10代 40.49% ○第25回参議院議員通常選挙(R1.7施行) 全体 48.80% 10代 32.28%</p> <p>【参考(平成29年度取組実績)】 ○主な取組 ・高校生向け副教材の作成:生徒用 約130万部、教師用約1万4千部 ・主権者教育アドバイザー派遣:39件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者:約1,100人(Youtube Live視聴者を含む) ・モデル事業:7件実施 ・研修事業:21件実施 ・若者啓発クイズ動画の作成 ・大学生等による選挙出前授業モデルの作成 ・選挙出前授業見本市の開催</p> <p>【参考(平成29年度出前授業の取組状況)】 ○実施選管787団体、実施高校1,517校、その他学校(小学校、中学校、大学等)1,315校</p>
							<p>○主な取組 ・高校生向け副教材の作成:新1年生用 約130万部 ・主権者教育アドバイザー派遣:80件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者:約70人 ・モデル事業:3件実施 ・研修事業:21件実施 ・選挙啓発動画の作成 ・大学生等との連携による啓発チラシの作成 ・選挙出前授業見本市の開催 ・出前授業の取組状況:実施選管769団体、実施高校1,528校、その他学校(小学校、中学校、大学、専修学校、特別支援学校)1,494校</p>	<p>○主な取組 ・高校生向け副教材の作成:新1年生用 約120万部 ・主権者教育アドバイザー派遣:57件実施 ○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者:約2,653人 ・モデル事業:1件実施 ・研修事業:21件実施 ・参加型学習教材の作成 ・選挙出前授業見本市の開催 ・出前授業の取組状況:実施選管738団体、実施高校1,248校、その他学校(小学校、中学校、大学、専修学校、特別支援学校)1,442校</p>	<p>—</p>	
<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p> <p>国民投票制度の内容の周知啓発による環境整備</p>	3	<p>国民投票制度の認知度 〈アウトカム指標〉</p>	<p>国民投票制度の認知度:82.8%(第48回衆議院議員総選挙全国意識調査(平成30年7月公表)による)</p>	平成29年度	<p>国民投票制度の認知度:80%以上</p>	令和2年度	<p>国民投票制度の認知度:80%以上</p>			<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を含む憲法改正国民投票法改正法が平成26年6月20日に公布・施行され、施行後4年以降は投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、制度内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。</p> <p>※国民投票制度の認知度は、(公財)明るい選挙推進協会が国政選挙及び統一地方選挙後に実施する全国意識調査にて、国民投票制度を①よく知っている、②だいたい内容を知っている、③内容は知らないが「国民投票(制度)」という言葉は聞いたことがあるという回答数を基に算出している。</p>
							<p>— (国政選挙等がなかったため調査を実施せず)</p>	<p>83.9% (第25回参議院議員通常選挙全国意識調査)</p>	<p>—</p>	

政治資金の透明性を確保すること	政治団体の収支報告書が提出され、その内容が公開されること	4	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率) <アウトプット指標>	政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100% 【平成28年分収支報告】	平成29年度	政党、政治資金団体について、提出率100%	令和2年度	政党、政治資金団体について、提出率100%	政党、政治資金団体について、提出率100%	政党、政治資金団体について、提出率100%	政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。 【参考(提出団体数 H30年分)】 (総務大臣届出分) ・政党本部 11団体 ・政党支部 174団体 ・政治資金団体 2団体 ・その他の政治団体 2,752団体 ※上記のうち国会議員関係政治団体 745団体 (総務大臣及び都道府県選管届出分) ・全政治団体 57,891団体			
				国会議員関係政治団体の過去3か年平均の提出率:94.8% 【平成26年分～平成28年分収支報告】	平成29年度	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上 【平成29年分～令和元年分収支報告】	令和2年度	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上 【平成27年分～平成29年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上 【平成28年分～平成30年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上 【平成29年分～令和元年分収支報告】		96.0%	97.2%	—
				政治団体全体の過去3か年平均の提出率:89.6% 【平成26年分～平成28年分収支報告】	平成29年度	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上 【平成29年分～令和元年分収支報告】	令和2年度	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上 【平成27年分～平成29年分収支報告】	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上 【平成28年分～平成30年分収支報告】	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上 【平成29年分～令和元年分収支報告】		90.3%	91.0%	—

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)	55百万円 (33百万円)	62百万円 (41百万円)	61百万円	1.4	<p>国外に居住する選挙人について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、事務の適正な処理に関する情報を提供するために必要となる統計をまとめる。選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図るための具体的方策について検討するため、研究会を開催する。政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供する。また、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 代替指標/在外選挙人名簿登録者数:100,745人(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・在外選挙人名簿登録者数:100,745人(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 選挙制度等の整備に必要な経費を措置することにより、研究会等を開催し、必要な技術的助言等を行うことで、都道府県又は市町村選挙管理委員会にて適切な選挙制度が行われ、公職選挙法に則った選挙制度が確立することに寄与する。</p>	0025
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	107百万円 (93百万円)	119百万円 (112百万円)	118百万円	2.3	<p>(1)高校生向け副教材の作成、(2)選挙権年齢引下げの周知啓発、(3)選挙啓発研修会開催、(4)参加型学習教材作成</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 参加者数の前年度比増 ・代替指標/研修会(3種類)への参加者数:709人(令和元年度) 参加者数の前年度比増 ・代替指標/啓発イベントへの参加者数:2,653人(令和元年度) 高校生向け副教材の作成 ・代替指標/副教材の作成部数:121万部(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 研修会(3種類)の1種類ごと開催数:16回(令和元年度) 若者フォーラムの開催数:1回(令和元年度) 高校生向け副教材の配布学校数:6,530校(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参加・実践等を通じた政治意識向上の事業を実施することにより、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることで、有権者の投票参加を促すとともに、公正かつ厳正な選挙執行の実現に寄与する。</p>	0026
(3)	マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業(平成29年度)	23百万円 (13百万円)	—	—	1	<p>更なる有権者の利便性向上のため、選挙の公正を確保することを前提として、選挙事務においてマイナンバー制度を活用することができれば、有権者及び選挙事務を行う選挙管理委員会の双方にとってメリットをもたらすものであると考えられるため、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナポータル及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行う。また、参議院選挙区選挙において手話通訳を付すために必要な政見放送における手話が可能な手話通訳士を十分に確保するため、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 新たにマイナンバー制度等を活用した選挙事務を行う団体数:150(令和元年度) 政見放送手話通訳士研修会の履修者数:98人(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究結果報告書の作成:1回 政見放送手話通訳士研修会の開催件数:4回 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業により、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナポータル及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行うとともに、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催し、手話通訳士を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	—

(4)	衆議院議員総選挙に必要な経費(平成29年度)	—	—	—	—	<p>平成29年10月22日に実施した第48回衆議院議員総選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付したもの。また、同日併せて執行された第24回最高裁判所裁判官国民審査(最高裁判所裁判官国民審査法第2条の規定による)における審査公報及び裁判官氏名等掲示の作成等を行うために必要な経費と、執行経費基準法に基づき、都道府県に交付したもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 衆議院議員総選挙等に必要な経費を支出することにより、公職選挙法等の趣旨に則った公明かつ適正な選挙執行等がなされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	—						
(5)	参議院議員通常選挙に必要な経費(令和元年度)	—	57,079百万円 (55,813百万円)	0百万円	—	<p>第25回参議院議員通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、交通事業者等関係する事業者に交付したもの。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参議院議員通常選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法等の趣旨に則った公明かつ適正な選挙執行等がなされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	0027						
(6)	投票環境の向上等に要する経費	—	23百万円 (18.1百万円)	23百万円	1	<p>・タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票機による電子投票の改善等について調査研究の実施。 ・研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究により整理した課題の数等:1件(令和元年度) 政見放送手話通訳士研修会の履修者数:60人(令和元年度) 【活動実績(アウトプット)】 調査研究報告書の作成:9.9百万円(令和元年度) 政見放送手話通訳士研修会の開催件数:4件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電子投票の改善等の調査研究を行うとともに、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催し、手話通訳士を確保することで、有権者が投票しやすい環境の整備に寄与する。</p>	0028						
(7)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1~3	<p>日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び市長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明かつ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。</p>							
(8)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	3	<p>日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。</p>							
(9)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	4	<p>議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。</p>							
政策の予算額・執行額		185百万円 (143百万円)	59,833百万円 (58,255百万円)	202百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	—	—	—	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
—	—	—											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8: 電子政府・電子自治体の推進				担当部局課室名	大臣官房(個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)			作成責任者名	大臣官房参事官(個人番号企画室) 渡邊 繁樹 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 自治行政局地域政策課地域情報政策室長 神門 純一	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施する。								分野【政策体系上の位置付け】	電子政府・電子自治体	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 世界最高水準のIT活用を通じた、安全・安心・快適な国民生活を実現する。 [中間アウトカム]: 電子政府及び電子自治体の推進により、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を実現する。								政策評価実施予定時期	令和4年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
e-Govの運営・継続的な改善	1	①電子申請件数	②API対応ソフトウェアからの電子申請件数 <アウトプット指標>	①11,351千件 ②8,570千件	平成30年度	①31,148千件 ②23,515千件	令和3年度	①15,892千件 ②11,997千件	①22,248千件 ②16,796千件	①31,148千件 ②23,515千件	30年度までは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数」を測定指標としていたが、有識者より、「事業レビューシート」のアウトプット指標であるAPI対応ソフトウェアからの電子申請件数等を参考指標に設定して補完してはどうか」という御意見をいただき、御指摘の趣旨を踏まえ、「電子申請件数」及び「API対応ソフトウェアからの電子申請件数」を測定指標として設定することとした。 目標値については、適切に進捗管理を行えるよう具体的な数値を設定することとし、策定時点で把握できる30年度の件数を基準に、それぞれ前年度比140%を目指すこととして設定した。
		①13,331千件 ②9,865千件	-	-							
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	②	情報システム統一研修のうち、橋渡し人材育成に係る研修(課長補佐級)の修了者数(①プロジェクト推進系、②セキュリティ系) <アウトプット指標>		①62人 ②65人	平成30年度	①令和2年度実績以上 ②令和2年度実績以上	令和3年度	①平成30年度実績以上 ②平成30年度実績以上	①令和元年度実績以上 ②令和元年度実績以上	①令和2年度実績以上 ②令和2年度実績以上	政府機関におけるセキュリティに係る人材が圧倒的に不足しているとともに、システム管理や業務改革に関する知識・経験を有する人材も不足していることに加えて、一般職員の情報リテラシーも不十分であることを踏まえて、各府省の「橋渡し人材」(セキュリティ・ITに関する一定の専門性と、所管行政に関する十分な知識・経験を有し、高度専門人材と一般行政との橋渡しとなるセキュリティ・IT人材)の育成及び一般職員の情報リテラシー向上等を目的として、情報システム統一研修を実施することとしている。 これまで、十分な受入体制を計画的に整備し、受講生が所定のカリキュラムを修了できるようにすることが肝要であることから、同研修に係る集合研修の受講定員を測定指標として設定してきた。 しかしながら、その一定の水準が整備できたこと及び情報システム統一研修が「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」において、橋渡し人材として職務を遂行するに必要となるセキュリティ・ITに係る知識を修得する中核的な手段として位置付けられたため、今後は、その中でも橋渡し人材育成(特にその最終段階である課長補佐級)のために開催されている研修の修了者(個別のコースの修了者の合計の延べ人数ではなく、橋渡し人材としてのスキル認定に必要となるプロジェクト推進系又はセキュリティ系いずれかの全てのコースの修了者)を継続的に輩出することが、橋渡し人材の育成に貢献できているものと考え、そのプロジェクト推進系及びセキュリティ系それぞれの修了者数を測定指標とする。 目標設定に当たっては、基準値を平成30年度の修了者数として、令和元年度以降は、基準値を下回ることのない修了者数とするので、セキュリティ・IT人材を継続的に育成することを目標値として設定した。 【参考指標】 平成29年度修了実績: 13,453人(集合研修1,204人、eラーニング12,249人) 平成30年度修了実績: 16,795人(集合研修1,752人、eラーニング15,043人)
		①74人 ②85人	-	-							

	電子決裁への移行の推進のための環境整備	3	電子決裁拡大への対応 ＜アウトプット指標＞	376.9万件	平成30年度	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	令和3年度	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うこと	・総理指示(平成30年3月23日閣僚懇談会)により、各行政機関は、更新等の履歴が厳格に管理できる電子決裁システムへの移行を加速することとされた。 ・業務プロセス全体の見直しと電子化の中で電子決裁への移行を加速化するための方針として、「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)が策定され、その中で「総務省は、各府省に提供している文書管理システムの処理能力の向上や使い勝手の向上に計画的に取り組む」とこととされた。 ・これにより、文書管理システムを利用した電子決裁の増が見込まれるとともに、利用機関における電子決裁への移行加速のために必要な環境整備が総務省に求められていることから、電子決裁拡大への対応(文書管理システムの処理能力向上や使い勝手の向上等)を測定指標(文書管理システムを使用した電子決裁件数を参考指標)として設定し、利用機関における電子決裁の増に対応し、システムの処理能力の向上等を行うことを目標とする。 【参考指標】 平成29年度電子決裁件数341.2万件 平成30年度電子決裁件数376.9万件(対前年度10.5%増)
地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現すること	コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化等に資するため自治体クラウドの導入等を推進	④	クラウド導入市区町村数 ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】	クラウド導入市区町村数:平成30年度1,060団体、うち自治体クラウド導入団体は407団体。	平成30年度	クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。	令和5年度	クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。	クラウド導入市区町村数:令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体	クラウド導入市区町村数が平成30年度において、1,067団体の現状にあることを踏まえて、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日)において、クラウド導入市区町村数を令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体とされていることから指標として設定。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】	
	地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	5	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率 ＜アウトプット指標＞	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:平成30年度100%(45/45)	平成30年度	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:100%	令和3年度	対応率100%	対応率100%(46/46)	—	地方行税政に関する基礎データベースを確保することが重要となっている現状を踏まえ、総務省内の各課室における地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種施策の立案等に資する統計データの作成等を行っており、制度改正等に伴う帳票変更等の各課室からの新規要望に対して、着実に実施するため指標として設定。
番号制度の円滑な実施により、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	情報提供ネットワークシステムの安定的な稼働	6	特定個人情報の情報連携基盤となる情報提供ネットワークシステムの稼働率 ＜アウトプット指標＞	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率100%	平成30年度	計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率100%	令和3年度	100%	100%	100%	・総務省は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、情報提供ネットワークシステムを設置・管理している。情報提供ネットワークシステムは、同法の規定により特定個人情報を各機関において情報連携するための基盤となる基幹的なシステムであり、安定的に運用することが重要であることから、指標として設定。 ・基準値は、システムの設計・開発時に決定した要件定義に基づくもの。なお、ここで言う「主要な業務」とは、情報提供業務及び情報提供等記録管理業務を指す。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※3)			関連する 指標(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)	287百万円 (246百万円)	285百万円 (271百万円)	318百万円	—	<p>総務省におけるPMO及び省内情報セキュリティ対策を推進する立場として、外部専門家(CIO補佐官及び総務省最高情報セキュリティアドバイザー)と共に主として以下の業務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省内情報システムの設計・開発及び運用に係る担当部局に対する評価・助言、進捗管理の支援・助言 ・省内情報システムの整備等に係る予算要求や調達機能要件・経費等の妥当性評価 ・情報システム担当者に対する業務研修、省内職員を対象とした情報セキュリティ教育 ・省内電子政府関係施策及び情報セキュリティ対策施策の企画・立案の支援、情報セキュリティ監査等 ・省内のメールセキュリティ強化 <p>※ PMO(Portfolio Management Office 府省全体管理組織)、CIO(Chief Information Officer 情報化統括責任者)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 情報セキュリティ研修(e-ラーニング)受講率:100%(毎年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 41名(CIO補佐官3名、最高情報セキュリティアドバイザー1名、PMO支援5名、情報セキュリティ対策支援18名、メールセキュリティ強化14名):34人(平成29年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総務省におけるPMOとして、外部専門家(CIO補佐官及び総務省最高情報セキュリティアドバイザー)と共に、省内情報システムの整備等に係る予算要求や調達機能要件・経費等の妥当性評価、情報システム担当者に対する業務研修、省内職員を対象とした情報セキュリティ教育、省内電子政府関係施策及び情報セキュリティ対策施策の企画・立案の支援、情報セキュリティ監査等の業務を実施することにより、総務省におけるデジタル・ガバメントの推進を図る。</p>	0029
(2)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)	2,851百万円 (2,804百万円)	3,074百万円 (3,000百万円)	4,530百万円	—	<p>全国約80拠点の庁舎、約7,000名のユーザをネットワーク(回線)で接続し、電子メール、電子掲示板、ファイル共有、インターネット・政府共通ネットワーク接続の機能を提供する基盤として、総務省LANを統一的に整備・運用する。 また、各部局が利用する業務システムの基盤として必要となる機能を提供する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・運用等SLA※SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準):99%(毎年度) ・満足度調査平均点:75点(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数:7,000人(令和2年度) テレワーク利用実績:23,090人(令和元年度) WEB会議利用実績:7,263回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総務省の全国約80拠点の庁舎、約7,000名のユーザをネットワーク(回線)で接続し、電子メール、電子掲示板、ファイル共有、インターネット・政府共通ネットワーク接続の機能を提供する基盤として、総務省LANを統一的に整備・運用し、各部局が利用する業務システムの基盤として必要となる機能を提供することにより、電子政府を推進する。</p>	0030
(3)	総務省共通基盤支援設備整備・運用等事業(平成14年度)	289百万円 (283百万円)	179百万円 (175百万円)	179百万円	—	<p>府省共通の情報システム(一元的な文書管理システム及び職員認証サービス(GIMA))及び省内の情報システム(総務省LAN等)を省内基盤等と連携させる等の機能を提供する、総務省共通基盤支援システムを整備・運用する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 SLA(Service Level Agreement サービスの品質達成水準):99.9%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ユーザー数:7,000人(令和元年度) 連携データ件数:5,800,000件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 府省共通の情報システム(一元的な文書管理システム及び職員認証サービス(GIMA))及び省内の情報システム(総務省LAN等)を省内基盤等と連携させる等の機能を提供することにより、これらのシステムへの職員情報登録や利用認証に係る事務が効率化され、電子政府の推進に寄与する。</p>	0031

<p>(4)</p>	<p>総務省ホームページ運営事業(平成12年度)</p>	<p>77百万円 (65百万円)</p>	<p>80百万円 (75百万円)</p>	<p>73百万円</p>	<p>—</p> <p>総務省ホームページのウェブ・サーバ等の構築・運用、ウェブコンテンツの制作及びアクセシビリティ確保等の管理運営を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ホームページへのアクセス数(ページビュー):130百万件(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 サーバ正常稼働時間:8,784時間(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総務省ホームページのウェブ・サーバ等の構築・運用、ウェブコンテンツの制作及びアクセシビリティ確保等の管理運営を行い、総務省が所管する行政情報の迅速な発信及び各種ご意見・ご提案の受付を実施することにより、国民の利便性の向上及び行政運営の透明性の向上等に寄与する。</p>	<p>0032</p>
<p>(5)</p>	<p>電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備)(平成15年度)</p>	<p>19,971百万円 (19,346百万円)</p>	<p>22,585百万円 (21,600百万円)</p>	<p>25,229百万円</p>	<p>—</p> <p>・PFの運用(対象システムのPF移行の支援、共通・横断的に対策を実施することで有効なセキュリティ対策の実施を含む)。 ・NWの運用。 ・政府認証基盤(以下「GPKI」という。)の運用。</p> <p>なお、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(内閣官房新02-0008 政府共通プラットフォームの整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費)、新02-0011 政府認証基盤の整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費)、新02-0015 政府共通ネットワーク等の整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費))。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・第1期PFの水準に比較した年間運用等経費の削減幅 ・セキュリティ向上効果 ※上記2項目については、定量的指標としての設定を検討しているものであり、試算方法及び目標年度について検討中。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・PFの稼働率:100%(令和元年度) ・NWの稼働率:100%(令和元年度) ・GPKIの稼働率:100%(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 政府共用の情報システム基盤(PF、NW、GPKI)を一元的に運用することにより、個別府省での構築・運用が不要となるほか、共通・横断的に実施することで有効なセキュリティ対策の効果的な実施が図られ、政府全体としてのシステム経費の効率化やセキュリティの向上に寄与する。</p>	<p>0033</p> <p>内閣官房新02-0008 内閣官房新02-0011 内閣官房新02-0015</p>
<p>(6)</p>	<p>総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営(平成15年度)</p>	<p>1,187百万円 (1,187百万円)</p>	<p>1,802百万円 (1,443百万円)</p>	<p>1,835百万円</p>	<p>3</p> <p>以下の府省共通情報システムの一元的な管理・運営を行う。 ・文書管理システム(電子決裁機能、行政文書ファイル管理簿調製機能等を提供するシステム) ・法令検索等システム(法令(憲法、法律、政令、府省庁令等)・閣議情報のデータベース及び法案等作成業務の支援システム) この他に予算規模が1億円未満のシステムとして政府情報システム管理データベースがある。</p> <p>なお、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(総務省0034「総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営」より内閣官房新32-0000「情報通信技術調達等適正・効率化推進費」)。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・文書管理システム 電子決裁件数:417万件(令和元年度) ・法令検索等システム アクセス件数:10,891万件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 行政機関等に共通する公文書管理や法制執務等の業務を支援する情報システムを一元的に整備・運用することにより、各行政機関等における情報システムの整備が不要となるほか、当該業務を適正で効率的に実施できることとなり、行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	<p>0034</p> <p>内閣官房新02-0009 内閣官房新02-0010 内閣官房新02-0013</p>

(7)	電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)	128百万円 (86百万円)	83百万円 (81百万円)	(総務省) 27百万円 (内閣官房) 56百万円	<p>以下の分野において、集合研修及びeラーニングを実施している。</p> <p>①PMO構成員、PJMO構成員等橋渡し人材に対する研修 (注)PMO(program management office)は各府省のIT統括組織、PJMO(project management office)は各府省でITを担当している主な部局をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点分野別研修(調達・積算、プロジェクトマネジメント、情報セキュリティに関する研修) ・情報技術分野(データベース、ネットワーク)に関する研修 <p>②情報リテラシー向上に関する研修等</p> <p>③府省共通システムの利用者等に対する研修</p> <p>令和元年度は、集合研修10コース37回、eラーニング11コース132回実施(随時実施している③を除く)。</p> <p>なお、オンライン研修システムの整備及び運用に係る経費については、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(内閣官房 新32-0001 情報システム調達効率化等推進費)。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・情報システム統一研修のうち、橋渡し人材育成に係る研修(課長補佐級)の修了者数:令和2年度実績以上(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・情報システム統一研修の集合研修コース開催数:37回(令和元年度) ・情報システム統一研修のeラーニングコース開催数:132回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 情報システム統一研修の実施を通じた橋渡し人材の育成等により、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等の実現に資する電子政府の担い手を輩出する。</p>	0035 内閣官房新02-0014
(8)	電子政府関連事業(国民利便性向上・行政透明化)(平成13年度)	2,331百万円 (2,240百万円)	3,132百万円 (2,529百万円)	(総務省) 970百万円 (内閣官房) 871百万円	<p>○電子政府の総合窓口(e-Gov)の管理・運営 電子政府の総合窓口(e-Gov)を通じて、各省庁に対する電子申請や意見提出を24時間365日受け付ける窓口サービスを提供しているほか、各府省の組織、業務、所管法令、パブリックコメント募集状況などの閲覧、そのほか各府省がインターネットを通じて発信している行政情報を総合的・一元的に提供する。また、各省におけるe-Govを活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みについて検討する。</p> <p>なお、運用管理経費等については、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(内閣官房 新32-0012 情報システム調達効率化等推進費 電子政府の総合窓口システム等の整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費))。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 e-Govを通じた電子申請件数:31,148千件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・e-Govの電子申請APIに対応したソフトウェア数(e-Govとの連携に必要な試験に合格したソフトウェア数):71件(令和元年度) ・API対応ソフトウェアからの電子申請件数:9,865千件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 行政手続のオンラインによる受付サービスを提供することにより、国民の利便性向上と行政運営の合理化、効率化等に寄与する。</p>	0036 内閣官房新02-0012
(9)	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)	4百万円 (2百万円)	4百万円 (2百万円)	4百万円	<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る情報セキュリティ対策を維持・向上させるため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する地方公共団体等の職員に対するセキュリティ研修会等を全国各都道府県で開催し、制度改正及び最新のセキュリティ対策についての説明を行い、セキュリティ意識の向上を深める。また、住民基本台帳ネットワークシステムに係る課題、セキュリティ対策等について検討する会議を開催し、制度改正も視野に課題の抽出・検討を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 セキュリティ自己点検の自己点検結果の平均点(満点3)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 住基ネット担当者説明会(都内)の開催、住基ネット担当者研修会(47都道府県)への参加:47(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費を措置することにより、地方公共団体等の職員のセキュリティ意識を高め、住民基本台帳ネットワークシステムの安定稼働により国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	0037

(10)	地方行税政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用 に要する経費(平成23年度)	80百万円 (79百万円)	146百万円 (113百万円)	77百万円	4.5	<p>自治行政局及び自治税務局における地方行税政の施策に係る基礎データの集計・分析を行うシステムの借り上げ及び地方自治統計調査のデータベース作成・管理、統計処理等を実施。また、通信衛星ネットワークについては、災害時における地方公共団体との情報伝達手段として、行政上必要な情報を迅速かつ適確に伝達するとともに、平時には国の施策や各種会議の放映等の映像情報の伝達を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信メディアについて:災害時における総務省と地方公共団体の情報通信手段の確保 ・代替指標/データ処理を実施した調査等の業務の件数 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方行税政統計等:連続停止時間24時間以上の件数:0件(令和元年度) ・災害時等における情報通信メディア不稼働率0.2%以下/年:0%(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>地方行税政に関する基礎データの収集・分析を行うことにより、総務省が行う地方行税政に係る施策(情報政策を含む。)の立案を助け、もって自治体による便利な行政サービスの提供や効率的な自治体運営の実現に寄与する。また、衛星通信ネットワークを利用することにより、災害時における国と地方公共団体の通信手段を確保するとともに、平時における国から地方公共団体への情報発信手段を多様化し、もって地方公共団体の耐災害性の向上や情報化の推進に寄与する。</p>	0038
(11)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)	4百万円 (0百万円)	2百万円 (0百万円)	2百万円	—	<p>(1)電子投票システムの信頼性の向上 民間検査機関を活用し、電子投票機の技術的条件への適合確認(負荷条件試験、プログラムチェック等)を行い、その結果を地方公共団体に情報提供することにより、安心して電子投票を導入できる環境を構築する。</p> <p>(2)電子投票システム調査検討会の開催 電子投票導入事例の評価分析や技術的な課題の検討を行い、地方公共団体への情報提供を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子投票システムの信頼性の向上 ・代替指標/電子投票機を用いた選挙の実施件数 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>適合確認の実施件数:0件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>電磁的記録式投票導入支援経費を措置することにより、システム上の様々な課題に対する取組を行い、電子投票システムの信頼性を向上させることで、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化に寄与する。</p>	0039
(12)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等 経費(平成16年度)	466百万円 (404百万円)	321百万円 (321百万円)	63百万円	—	<p>政治団体の事務負担の軽減、総務省及び都道府県選挙管理委員会の業務の効率化を図るため、政治団体による届出等のオンライン提出を可能とする機能、総務省及び都道府県選挙管理委員会による届出等の官報告示データの作成等の業務を効率的に処理する機能等を搭載した「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用を行うもの。</p> <p>また、情報入手に係る国民の利便性向上を図るため、総務大臣届出分の政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書のインターネット公表を行うもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <p>届出告示件数(総務大臣届出分)、収支報告書要旨告示件数(総務大臣届出分)、会計帳簿・収支報告書作成ソフト等ダウンロード件数、オンライン申請利用件数</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>各種届出及び収支報告書に係る業務システム新規登録件数(総務大臣届出分及び都道府県選管届出分):75,145件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用を行うことにより、政治団体の事務負担の軽減、総務省及び都道府県選挙管理委員会の業務の効率化が図られることから、国民の利便性、行政運営の効率化の向上等に寄与する。</p>	0040

(13)	地方財政決算情報管理システム等運営経費(平成13年度)	234百万円 (230百万円)	254百万円 (250百万円)	241百万円	—	<p>地方公共団体を対象とする地方財政状況調査、公共施設状況調査及び地方公営企業を対象とする地方公営企業決算状況調査を電子化し、「地方財政の状況」(地方財政白書)、「地方公営企業決算の概況」ほか各種統計資料の作成等、国・地方公共団体双方の業務の効率化を図るとともに、国民との情報の共有化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/地方財政状況調査等から作成した、地方財政決算情報に関する各種資料のエクセル形式でのHP公開項目数 【活動指標(アウトプット)】 調査団体数: 11,399団体(令和元年度) ・地方財政状況調査等 3,091団体(うち一部事務組合等 1,303団体) ・地方公営企業決算状況調査 8,308事業 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方財政決算情報管理システム等を運営することで、地方財政に関する各種統計資料の作成、HP等における徹底した情報公開を実施することにより、地方公共団体の財政状況が「見える化」され、国民によるチェック及び国民自らによる財政分析が可能となることから、国民の利便性、行政運営の透明化の向上等に寄与する。</p>	0041
(14)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)	71百万円 (43百万円)	94百万円 (14百万円)	48百万円	4	<p>地方公共団体における自治体クラウドの取組の加速については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)や、「世界最先端IT国家創造宣言」官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)において言及されている。また、「新経済財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議)において、「自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する」とされている。閣議決定等を踏まえ、自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 クラウド導入市区町村数: 1,600団体(令和5年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成・公表: 14百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公共団体における自治体クラウドの取組を加速するための調査研究等を行い、その成果を取りまとめた上で地方公共団体に対し情報提供等を実施することにより、地方公共団体の情報化や業務の効率化に寄与する。</p>	0042
(15)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号カードの普及・利活用に要する経費)(平成24年度)	19百万円 (3百万円)	19百万円 (7百万円)	27.5百万円	—	<p>マイナンバーカードはICチップに搭載されている電子証明書や空き領域の部分を用いて行政サービスを受けるための基盤としても活用され、今後、健康保険証やチケットレスサービスなど官民問わず様々なサービスで用いられる予定であることから、個人番号カードの普及拡大に資するための調査研究や周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/マイナンバーカードの継続的な交付団体数: 1,741(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 活動の対象となった市区町村数: 1,741(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号カードの普及・利活用に要する経費)により、マイナンバーカードの普及・利活用方策の検討等を行い、国民の利便性の向上、行政運営の効率化に寄与する。</p>	0043
(16)	電子調達システムの維持運用(平成23年度)	1,124百万円 (0百万円)	1,466百万円 (1,373百万円)	0.4百万円	—	<p>政府調達(公共事業を除く)手続の電子化の推進・実現を図る一環として、役務、物品等の調達に係る国の内部手続を原則電子化し、事業者が入札に参加しやすい環境を整備するとともに、事務処理の迅速化・合理化を図るため、電子調達システム(府省共通)のシステム開発を行う。具体的には、各府省個別に構築された電子入札システムの府省共通化を図るとともに、契約締結に係る事務手続の電子化・効率化を図るものである。</p> <p>システムの維持運用に当たっては、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化の一環として、役務・物品等の調達に係る国の内部手続を原則電子化し、事務処理の迅速化・合理化を図るため、平成21年8月に「調達業務の業務・システム最適化計画」を策定。同最適化計画に基づき、平成26年3月から本番運用を開始した「電子調達システム」の維持運用を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・システム利用件数を令和6年度までに20%以上(対令和元年度比)増加 【活動指標(アウトプット)】 ・企業等の利便性の向上 電子入札・契約が可能な件数: 31,438件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電子調達システムを利用することにより、国は入札から請求まで電子化され事務処理の迅速化・合理化が図られ、事業者は調達窓口への移動・郵送費や契約書等の書類の保管費などのコストが削減されることとなるとともに、入札の透明性が確保されるため、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等に寄与する。</p>	0044

(17)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)	17,004百万円 (13,826百万円)	25,672百万円 (23,715百万円)	160,032百万円	—	<p>マイナンバーカード及び通知カードを安定的に発行できる環境を構築するとともに、情報連携の実施に必要な総合行政ネットワーク等を安定的に運用する環境を構築するため、マイナンバーカード及び通知カードの発行や必要なシステムの改修等を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 安定的なマイナンバーカードの交付を実現し、マイナンバーカードの普及・利活用を推進する。 代替指標/マイナンバーカードの継続的な交付:1741団体(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカード等の交付や社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費を措置し、マイナンバー制度の運用に必要な事業を実施することは、マイナンバー制度の導入による国民の利便性の向上、行政運営の効率化に寄与する。</p>	0045
(18)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関係】	7,228百万円 (7,141百万円)	11,419百万円 (11,352百万円)	18,663百万円	6	<p>行政機関等間でのマイナンバーを用いた情報連携の基盤となる情報提供ネットワークシステムの設置・管理を行うとともに、戸籍関係情報の令和5年度末までの情報連携の開始、今後の更なる情報連携の拡充等を踏まえ、引き続き円滑に情報連携を行うための次期システムの整備、地方公共団体における情報システムの整備に係る支援等を行う。</p> <p>なお、情報提供ネットワークシステムの設置・管理等に係る経費については、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の下で一括要求・一括計上(内閣官房新02-0007 情報提供ネットワークシステムの整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費))。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 情報提供ネットワークシステムを用いた情報提供件数:累計1億件以上(令和元年度以降) 【活動指標(アウトプット)】 コアシステムの計画停止や災害による停止を除く主要な業務の稼働率:99.86%(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 番号制度を円滑に実施するため、マイナンバーを活用した情報連携の中核となるシステムである情報提供ネットワークシステムの安定的な運用等を実施 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIと同じ指標を成果指標としている。本システムを適切に設置・管理することが、当該KPIを達成するための前提となる。】</p>	0046 内閣官房新02-0007
(19)	電子行政サービスの改善方針に関する調査研究等に要する経費(平成25年度)	487百万円 (485百万円)	61百万円 (42百万円)	53百万円	—	<p>ICTを活用した行政サービスの質及び住民満足度の向上に繋がる改善方針に関する調査研究、地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入に向けた検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究により整理した、地方公共団体における課題の数等 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成、公表:42百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 住民サービスの向上や業務効率化の推進等を図ることが可能となるよう、ICTを活用した新しいサービスの提供や業務遂行の方策、個人情報保護しつつパーソナルデータの利活用を効果的に行うための方策等について調査研究を実施し、その成果を地方公共団体に対し情報提供することにより、地方公共団体における情報化の推進や住民サービスの向上、業務の効率化に寄与する。</p>	0047
(20)	女性活躍等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に要する経費(平成28年度)	11,476百万円 (10,077百万円)	—	—	—	<p>マイナンバーカード等への旧氏併記に係る住民基本台帳法施行令等の改正及びシステム改修等(カード管理システム等の全国システムの改修や1,741市区町村の既存住基システムの改修等)を行い、令和元年年11月5日までにマイナンバーカード等への旧氏の併記等ができるようにする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 旧氏併記が可能となった地方公共団体の数:1,741(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付地方公共団体数:1,558(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 女性活躍等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に要する経費により、システム改修等を実施することで、マイナンバーカード等への旧氏の併記等ができるようになり、国民の利便性向上に寄与する。</p>	—
(21)	自治体情報セキュリティ強化対策事業(平成29年度)	47百万円 (15百万円)	99百万円 (41百万円)	105百万円	—	<p>「三層の対策」による情報セキュリティの強化を踏まえた情報セキュリティ対策を更に推進していくため、自治体情報セキュリティクラウドの今後のあり方や情報セキュリティ対策と業務効率化との両立等についての検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 自治体情報システム強靱性モデル導入した団体の割合 【活動指標(アウトプット)】 地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化:41百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 急速に複雑・巧妙化しているサイバー攻撃に対し、LGWAN環境のセキュリティを確保し、自治体の情報セキュリティ対策の継続的強化を支援するプラットフォームを構築し、情報セキュリティ対策強化ガイドラインを策定する等、自治体の情報セキュリティ対策の強化を図ることで、安全で安心なICTを活用した電子行政を推進することに寄与する。</p>	0048

(22)	社会保障・税番号制度システム開発等委託費 (電子証明書のスマートフォンへの格納に要する経費)(平成30年度)	79百万円 (0百万円)	79百万円 (0百万円)	0百万円	—	既存の公的個人認証の認証局について、スマートフォンのSIMカードへの電子証明書の搭載を可能とするためのシステムの設計・開発・テスト等の作業を行う。 【活動指標(アウトプット)】 代替指標/システム改修等のために執行した経費:0百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 既存の公的個人認証の認証局について、スマートフォンのSIMカードへの電子証明書の搭載を可能とするためのシステムの設計・開発・テスト等の作業を行うことにより、国民の利便性の向上、行政の効率化を図ることに寄与する。	0049
(23)	国民投票制度にかかる投票速報システム改修に要する経費	—	11百万円 (11百万円)	0百万円	—	新元号に対応したシステムの改修及び動作環境が古くなったOS等のアプリケーションバージョンアップのための改修を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 改修の実施:システムの納品:1件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 適切な機能を備えたシステムの調達:11百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国民投票に関するシステム改修等に要する経費を措置し、国民投票制度の運用に必要なシステム改修を行うことは、総務省、都道府県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会の業務の効率化が図られることから、国民の利便性、行政運営の効率化の向上等に寄与する。	0050
(24)	在外選挙人の投票環境の向上のために必要な経費	—	254百万円 (253百万円)	141百万円	—	在外選挙インターネットの投票システム(プロトタイプ)による検証を行う。 【成果指標(アウトカム)】 調査研究により整理した課題項目の数:1(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究報告書の作成:254百万円(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 在外選挙人の投票環境の向上のための調査・検証事業に係る経費を措置し、在外選挙人のインターネット投票に係る調査・検証事業を行うことは、在外選挙インターネット投票の導入による在外選挙人の利便性の向上に寄与する。	0051
(25)	マイナンバーカードを活用した消費活性化と官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築に要する経費(令和元年度)	—	5,153百万円 (4,785百万円)	254,661百万円	—	厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。(経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)) 【成果指標(アウトカム)】 マイキーID設定者数:40,000,000(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 マイナポイント事業費補助金を交付した地方公共団体数:479団体(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目無く下支え。(安心と成長の未来を拓く総合経済対策(令和元年12月5日閣議決定))	0052
(26)	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費(令和2年度)	—	—	23,496百万円	—	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用等のためのシステム改修等を行い、令和6年5月を目途にマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の海外継続利用を可能とするもの。 【成果指標(アウトカム)】 マイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の海外継続利用が可能となった地方公共団体数:1,741団体(令和6年度) 【活動指標(アウトプット)】 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付地方公共団体数:1,741団体(令和2年度見込み) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費を措置し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現することで、国民の利便性向上及び手続を処理する在外公館その他の行政機関等における事務負担の軽減が図られ、行政運営の効率化等に寄与する。	新02-0002

<p>(27)</p>	<p>RPAの導入に要する経費(令和2年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>13百万円</p>	<p>—</p>	<p>自治財政局及び自治税務局が実施する地方公共団体への各種調査等における集計業務等の効率化及び正確性の向上のため、RPA(Robotic Process Automation)を導入し、調査の集計、説明資料・公表資料の作成等の作業を自動化する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 RPAを導入した調査の数 【活動指標(アウトプット)】 RPAを導入した業務の数:5業務(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 RPAを導入することにより、地方公共団体への各種調査等における集計業務等の効率化及び正確性の向上が図られることで、地方税財政制度の企画・立案に必要な検討・議論の時間の確保に寄与する。</p>	<p>新02-0003</p>														
<p>(28)</p>	<p>マイナンバーカードを活用した住民票の写し等各種証明書のコンビニ交付促進事業(令和2年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1,696百万円</p>	<p>—</p>	<p>総務省において構築する住民情報バックアップデータ保管機能及び証明発行機能を有するクラウド型バックアップセンターを活用して、コンビニ交付サービス未導入の団体を対象として、コンビニ交付サービスの実証実験・効果検証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 コンビニ交付サービスを導入し、当該サービスの提供が可能となった地方公共団体数:70団体(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 本実証事業に参加した地方公共団体数:70団体(令和2年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業の実施により、コンビニ交付システムのクラウド基盤が構築されることで、より一層のコンビニ交付サービス導入の促進につながり、自治体窓口への来庁抑制等が図られ、行政手続きのオンライン化が推進されることから、国民の利便性向上と行政運営の効率化等に寄与する。</p>	<p>新02-0004</p>														
						<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 683 1498 826"> <p>施政方針演説等の名称</p> </th> <th data-bbox="1498 683 1576 826"> <p>年月日</p> </th> <th data-bbox="1576 683 2154 826"> <p>関係部分(抜粋)</p> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 826 1498 1106"> <p>デジタル・ガバメント実行計画</p> </td> <td data-bbox="1498 826 1576 1106"> <p>令和元年 12月20日</p> </td> <td data-bbox="1576 826 2154 1106"> <p>4 価値を生み出すガバナンス 4.4 人材確保・育成 (2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し 5 行政手続のデジタル化 5.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 (2) 行政機関等による情報システムの共用の推進 7 行政サービス連携の推進 7.2 サービスデザイン思考の導入によるe-Govの刷新 8 業務におけるデジタル技術の活用 8.3 電子的な公文書管理等 別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等 1 オンライン化の共通基盤 2.e-Govを活用した行政手続オンライン化への対応</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1106 1498 1217"> <p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p> </td> <td data-bbox="1498 1106 1576 1217"> <p>令和2年 7月17日</p> </td> <td data-bbox="1576 1106 2154 1217"> <p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ① 行政のデジタル化の徹底</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1217 1498 1313"> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020</p> </td> <td data-bbox="1498 1217 1576 1313"> <p>令和2年 7月17日</p> </td> <td data-bbox="1576 1217 2154 1313"> <p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1313 1498 1422"> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020</p> </td> <td data-bbox="1498 1313 1576 1422"> <p>令和2年 7月17日</p> </td> <td data-bbox="1576 1313 2154 1422"> <p>第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1) 次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速</p> </td> </tr> </tbody> </table>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(抜粋)</p>	<p>デジタル・ガバメント実行計画</p>	<p>令和元年 12月20日</p>	<p>4 価値を生み出すガバナンス 4.4 人材確保・育成 (2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し 5 行政手続のデジタル化 5.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 (2) 行政機関等による情報システムの共用の推進 7 行政サービス連携の推進 7.2 サービスデザイン思考の導入によるe-Govの刷新 8 業務におけるデジタル技術の活用 8.3 電子的な公文書管理等 別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等 1 オンライン化の共通基盤 2.e-Govを活用した行政手続オンライン化への対応</p>	<p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ① 行政のデジタル化の徹底</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針2020</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針2020</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1) 次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速</p>
<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(抜粋)</p>																			
<p>デジタル・ガバメント実行計画</p>	<p>令和元年 12月20日</p>	<p>4 価値を生み出すガバナンス 4.4 人材確保・育成 (2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し 5 行政手続のデジタル化 5.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 (2) 行政機関等による情報システムの共用の推進 7 行政サービス連携の推進 7.2 サービスデザイン思考の導入によるe-Govの刷新 8 業務におけるデジタル技術の活用 8.3 電子的な公文書管理等 別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等 1 オンライン化の共通基盤 2.e-Govを活用した行政手続オンライン化への対応</p>																			
<p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ① 行政のデジタル化の徹底</p>																			
<p>経済財政運営と改革の基本方針2020</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 1.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化</p>																			
<p>経済財政運営と改革の基本方針2020</p>	<p>令和2年 7月17日</p>	<p>第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1) 次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速</p>																			

政策の予算額・執行額	65,336百万円 (59,666百万円)	76,271百万円 (71,574百万円)	421,621百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	新経済・財政再生計画改革工程表2019	令和元年 12月19日	5. 次世代型行政サービスの早期実現 5-1 政府全体のデジタル・ガバメントの推進 2 マイナンバー制度の利活用の促進等
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年 6月21日	5. 次世代型行政サービスの早期実現 5-3 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開 10 自治体におけるクラウド活用の推進
							第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1) Society 5.0の実現 ⑤ スマート公共サービス (i) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築 Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に活用する。 具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。 あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。 消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的なあり方について検討を行う。
					安心と成長の未来を拓く総合経済対策	令和元年 12月5日	Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上 5. 切れ目のない個人消費の下支え GDPの6割弱を占める個人消費は、民需を中心とした持続的な経済成長の要であり、本経済対策の実行を通じて生産性向上に向けた取組を加速することにより、企業や家計の成長期待を喚起し、賃金の継続的な拡大につなげていくことが重要である。これに加えて、本年10月の消費税率引上げへの対応として実施しているキャッシュレス・ポイント還元を来年6月末まで着実に実施する。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た来年9月から令和3年3月末までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイントの付与、2万円の前払い等)に対し5,000ポイントの付与)を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えする。その際、ポイント付与に必要となる手続についての支援や、中小・小規模店舗へのキャッシュレス対応端末の導入促進、端末操作に係るきめ細かい支援を行う。また、マイナンバー制度への正しい理解やマイナンバーカードの早期取得を促すとともに、地方公共団体等において、マイナンバーカードの発行・交付体制の整備を促進する。このほか、経済の好循環の実現に向け、安定的な資産形成と成長資金の供給拡大の推進に取り組む。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

※6 電子行政サービスの改善方針に関する調査研究及び情報提供については、「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」において、一定の検討が進み方向性が示された後に、再度、指標の検討を行うこととする。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑨)

政策 ^(※1) 名	政策9:情報通信技術の研究開発・標準化の推進				担当部局課室名	国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 電気通信システム課 他1課室 情報流通行政局 情報流通高度化推進室 サイバーセキュリティ統括官室	作成責任者名	国際戦略局 技術政策課長 柳島 智			
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会を実現 [中間アウトカム]:情報通信技術(ICT)の研究開発・標準化を推進することで、今後とも重要な産業であるICT分野を力強く成長させ、市場と雇用の創出に寄与						政策評価実施予定時期	令和4年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
						令和元年度	令和2年度	令和3年度			
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な技術を開発・標準化を推進すること	重点的に推進すべき研究テーマにおける課題の抽出やその実行にあたっての研究開発評価の実施等により、効率的・効果的に研究開発を推進する体制を整備する。また、我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、関連する国際標準化機関における標準化動向の調査等を実施。	①	研究開発終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりか、それを上回る成果があったと判定された課題の割合 ＜アウトプット指標＞	89% (平成28年度～平成30年度の平均)	平成30年度	90%以上 (令和元年度～令和3年度の平均) (研究開発の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回り成果があったと判断された課題の件数／研究開発の終了時における外部専門家による評価を実施した課題の件数)	令和3年度	90%以上 (平成29年度～令和元年度の平均)	90%以上 (平成30年度～令和2年度の平均)	90%以上 (令和元年度～令和3年度の平均)	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向けて着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回り成果があったと判断された課題の割合を指標として設定。目標値は平成31年度から3年間の実績の平均値が90%以上とする。 目標値は、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであるから、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)において「失敗を前向きに捉え、原因を分析・評価し、次のステップでの資産として生かしていくように考え方を根本的に転換していく必要がある。」とされていることも踏まえ、一定程度の失敗がやむを得ないものとして定めている。 ＜参考:基準値算出のために用いた各年度の測定指標の実績値＞ 平成29年度:87% 平成30年度:86% 令和元年度:94%
		2	適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するために必要な研究開発評価を実施した割合 ＜アウトプット指標＞	100%	平成30年度	100% (当該年度に必要な研究開発評価を実施した回数／当該年度に必要な研究開発評価の実施回数)	令和3年度	100%	100%	100%	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向け着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、適切なPDCAサイクルのもとで研究開発を実施するため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価)を実施することが定められていることから当該年度に必要な研究開発評価を実施した割合を指標として設定。 目標値は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)において研究開発評価を実施することが定められていることから100%と定めている。

3	<p>研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許等を取 得した課題の割合) ＜アウトカム指標＞</p>	<p>97% (平成28年度～平成 30年度の平均)</p>	<p>平成 30年度</p>	<p>90%以上 (令和元年度～令和 3年度の平均)</p>	<p>令和 3年度</p>	<p>90%以上 (平成29年度～令和 元年度の平均)</p>	<p>90%以上 (平成30年度～令和 2年度の平均)</p>	<p>90%以上 (令和元年度～令和 3年度の平均)</p>	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、研究開発成果の展開に向けて着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、各年度の追跡評価課題における標準化、実用化又は特許の取得状況等を指標として設定。目標値は令和元年度から3年間の実績の平均値が90%以上とする。</p> <p>目標値は、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであるから、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)において「失敗を前向きに捉え、原因を分析・評価し、次のステップでの資産として生かしていくように考え方を根本的に転換していく必要がある。」とされていることも踏まえ、一定程度の失敗がやむを得ないものとして定めている。</p> <p>《参考：基準値算出のために用いた各年度の測定指標の実績値》 平成29年度：100% 平成30年度：94% 令和元年度：97%</p> <p>なお、研究開発の実施に当たっては、研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるように取り組んでいるところ。</p>
④	<p>標準化提案の検討における規格等の策定支援件数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>10件 (平成28年度～平成 30年度の平均)</p>	<p>平成 30年度</p>	<p>6件以上</p>	<p>令和 3年度</p>	<p>6件以上</p>	<p>6件以上</p>	<p>6件以上</p>	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、戦略的に標準化活動を推進し、国際標準の策定に貢献する必要がある。このような現状を踏まえ、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援を行い、標準化提案に寄与した件数を指標として設定。</p> <p>《各年度の測定指標の実績値》 平成29年度：6件 平成30年度：18件 令和元年度：22件</p> <p>目標値の設定に当たっては、過去10年間の実績値(64件)から、年間6件以上として設定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	戦略的情報通信研究開発推進事業(平成14年度)	1,578百万円 (1,478百万円)	1,533百万円 (1,462百万円)	1,218百万円	1	<p>ICT分野における競争的資金として、平成14年度からスタート。獨創性・新規性に富む情報通信技術(ICT)分野の研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関等から広く公募し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に準拠した「総務省情報通信研究評価実施指針」を踏まえて定めた評価基準に基づき、外部有識者による2段階の厳正な評価を経て採択された研究開発課題に対して研究費(直接経費と間接経費)を配分。重点領域型研究開発、若手ICT研究者等育成型研究開発、国際標準獲得型研究開発及び獨創的な人向け特別枠の各プログラムを実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準獲得型研究開発において、研究開発終了時点で国際標準を獲得した件数:14件(令和2年度) ・若手ICT研究者等育成型研究開発において、フェーズII(本格研究)を終了した研究開発実施者数(28年度から5か年):50名(令和2年度) ・実施したすべての技術課題において達成率90%以上:90%(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発課題数:110件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>情報通信技術(ICT)分野において新規性に富む研究開発を支援することにより、未来社会における新たな価値創造、若手ICT研究者の育成、中小企業の斬新な技術の発掘、ICTの活用による地域の活性化、国際標準獲得等に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0053
(2)	情報通信分野の研究開発に関する調査研究(平成4年度)	34百万円 (29百万円)	34百万円 (28百万円)	34百万円	2	<p>外部専門家及び産学官各界からの意見等を踏まえ、今後緊急かつ重点的に推進すべき新規研究テーマにおける課題の抽出及びその研究テーマの推進方策について調査・検討を行う。また、法令等に基づく政策評価等を、外部専門家・外部有識者による研究開発評価により適切に実施する。併せて、過年度に終了した研究課題に関する追跡調査の実施及び研究開発成果の公表・展開を図るための成果発表会を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の研究開発課題に対する研究開発評価の実施率:100%(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催回数:9回(令和元年度) ・当該年度に事前評価、基本計画書の審査、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価、追跡評価を行っている研究開発課題の件数(のべ件数):38件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>外部専門家からの意見等を踏まえ、新規研究テーマにおける課題の抽出及びその研究テーマの推進方策について調査・検討を行うとともに、外部専門家による研究開発評価等を適切に実施することにより、適切なPDCAサイクルの下での研究開発施策の実施に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	0054
(3)	情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進(平成16年度)	150百万円 (148百万円)	132百万円 (131百万円)	118百万円	4	<p>知的財産戦略本部や総務省情報通信審議会等において取り上げられた重点分野等を中心に、標準化提案の検討を目的とした国内外の標準化動向等に関する調査等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準獲得件数:2件(令和3年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化寄与提案件数:22件(令和元年度) ・調査研究の契約件数:9件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、関連する国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、関連するICTの最新の開発動向等に関する調査等を実施することにより、戦略的な国際標準化活動の推進に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの標準化の推進に寄与する。</p>	0055

(4)	ICTイノベーション創出チャレンジプログラム(平成26年度)	255百万円 (188百万円)	101百万円 (70百万円)	-	<p>ICT分野における我が国発のイノベーションを創出するため、ベンチャー企業、大学等による新技術を用いた事業化を支援(常時応募可能とし、補助率は民間団体等2/3、大学等の公益法人等10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新事業の創出を目指し、民間資金を呼び込むことが出来た又は見込みがあるプロジェクトの割合: 70%(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・支援課題件数: 2件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 情報通信分野における研究開発支援と事業化育成支援を一体的に推進し、革新的な技術シーズ・アイデアを活かした事業化等への支援を促進することにより、我が国発のイノベーションの促進や、新たな事業やサービスの創出に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	0056
(5)	医療・介護・健康データ活用基盤高度化事業(補助金)(平成28年度)	550百万円 (550百万円)	500百万円 (500百万円)	500百万円	<p>以下のとおり、医療等分野における先導的なICT活用の研究に取り組む。 ①AIを活用した保健指導システム研究推進事業: 健診・レセプトデータ、事例データ等を収集し、AIによる解析を行うことで、個々の自治体での保健指導における最適施策を抽出するモデル構築 ②8K等高精細映像データ活用研究事業: (a)8K内視鏡システムを応用した遠隔手術支援システムの開発、(b)高精細映像データを活用したAI診断支援システムの構築を実施</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・高精細映像データを活用したAI診断支援システムの構築件数: 1件(令和元年度) ・8K内視鏡システムを応用した遠隔手術支援システムの開発件数: 1件(令和3年度) ・AIを活用した保健指導支援システムの構築件数: 2件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実施したプロジェクトの件数: 6件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 医療等分野における先導的なICT活用の研究に取り組むことで、先進的な事例が全国各地域に普及展開することにつながり、国民一人ひとりが安全に自らの健康・医療・介護情報を管理し、老後まで安心して健康に暮らせる社会の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0057
(6)	ナショナルサイバートレーニングセンターの構築(平成29年度)	1,507百万円 (1,491百万円)	1,487百万円 (1,374百万円)	1,500百万円	<p>巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対し、実践的な対処能力を持つセキュリティ人材を育成するため、平成29年4月より、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」において、以下の実践的サイバー演習等を推進。 ①国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習(CYDER) ②2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた大会関連組織のセキュリティ担当者等を対象とした実践的サイバー演習(サイバーコロッセオ) ③若手セキュリティオペレーターの育成(SecHack365)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・CYDERを受講した人数: 3,000人(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・CYDERの開催回数: 105回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 近年巧妙化・複雑化するサイバー攻撃により、政府機関や民間企業等において情報漏えい等の被害が頻発しており、サイバー攻撃に対処可能な人材を育成することは急務である。ついでに国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)に組織したナショナルサイバートレーニングセンターにおいて人材を育成することで、我が国のサイバー攻撃への対応能力を強化し、国民が安心して安全に利用できるネットワーク環境を実現する。</p>	0058

(7)	「IoT/BD/AI情報通信プラットフォーム」社会実装推進事業(平成29年度)	260百万円 (254百万円)	426百万円 (409百万円)	-	1,3	<p>国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)等が研究開発を行う最先端の音声処理、自然言語処理をはじめ、我が国の強みのあるAI基盤技術を様々な分野に早急に展開することで、データ収集とAIによる解析で新たな価値創出を図ることが決定的に重要である。このため、産学官のオープンイノベーションによる、人間と自在な対話が可能で次世代サービスの実現のようなAI基盤技術の先進的利活用モデルの開発やその国際標準化を支援することで、「IoT/BD/AI情報通信プラットフォーム」の構築と社会実装を推進し、我が国の持続的な経済成長と国際競争力の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI基盤技術の先進的利活用モデルの構築件数: 4件(令和元年度) ・国際標準の獲得件数: 2件(令和元年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発課題数: 4件(令和元年度) ・国際標準提案件数: 2件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>最先端のAI基盤技術を様々な産業分野に早急に展開し、データ収集とAI解析により価値創出を図るため、産学官のオープンイノベーションによる先進的利活用モデルの開発や国際標準化を推進し、新たな価値創出基盤となる「IoT/BD/AI情報通信プラットフォーム」の構築と社会実装を推進する。 (IoT: Internet of Things BD: Big Data AI: Artificial Intelligence)</p>	0059
(8)	次世代人工知能技術の研究開発(平成29年度)	200百万円 (189百万円)	204百万円 (189百万円)	-	1,3	<p>脳のメカニズムに倣い、少数データ、無作為データからリアルタイムに取捨選択しながら、特徴・意味を抽出し、分類・学習すること等を可能とする次世代人工知能技術の実現に向けた研究開発を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続評価又は終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合: 90%(令和元年度) ・研究開発終了5年後(令和6年度)までに国際標準を獲得した件数: 1件(令和6年度) ・研究開発終了5年後(令和6年度)までに研究開発成果の実装を行った件数: 1件(令和6年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術課題数: 2件(令和元年度) ・特許出願数: 4件(令和元年度) ・標準化提案数: 4件(令和元年度) ・論文掲載数: 7件(令和元年度) ・研究発表数、報道発表数: 62件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>脳科学の知見を取り入れた次世代人工知能技術の研究開発を推進することにより、我が国が直面する少子高齢化による労働力不足等の社会的課題の解決やSociety5.0の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0060
(9)	衛星通信における量子暗号技術の研究開発(平成30年度)	310百万円 (296百万円)	356百万円 (346百万円)	340百万円	1,3	<p>安全な衛星通信ネットワークの構築を可能とするため、小型衛星に搭載可能な量子暗号通信技術、光地上局の高感度受信技術及び空間光通信・高精度捕捉追尾技術を確立し、航空機等による実証実験を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <p>研究開発終了5年後までに研究開発成果の実装を行った件数: 1件(令和9年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術課題数: 4件(令和元年度) ・特許出願数: 1件(令和元年度) ・論文掲載数: 0件(令和元年度) ・研究発表数、報道発表数: 3件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>人工衛星に適した情報セキュリティ技術を開発することにより、人工衛星を標的にしたサイバー攻撃の大幅な低減、また、人工衛星を介した量子暗号通信ネットワークを実現することにより、量子暗号通信網の広域化の実現に資するため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0061

(10)	革新的AIネットワーク統合基盤技術の研究開発(平成30年度)	512百万円 (511百万円)	697百万円 (694百万円)	697百万	<p>今後、5G(第5世代移動通信システム)の導入やIoT機器の急速な普及に伴い、通信量が爆発的に増加するとともに、交通、医療・介護、農業、製造業等の様々な分野で新たなサービスが創出され、それぞれのサービスごとに伝送速度、伝送遅延、同時接続数等の多種多様な要件がネットワークに求められることが見込まれる。これらの要件に対応しつつ、ネットワークが多種多様なサービスの実現に資する基盤となっていくためには、AI(人工知能)が持つ機能を活用しつつ、人の行動変化に伴うネットワーク等の状況に応じてダイナミックにネットワークリソースを自動最適制御する技術を確立することが重要である。これにより、多種多様なサービス要件を満たすネットワーク環境が随時提供され、様々な分野におけるサービスの創出を通じて、我が国における世界に先駆けたSociety5.0の実現や、国際競争力の強化に寄与することを目的とする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・継続評価又は終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合:90%(令和元年度) ・研究開発終了5年後までに研究開発成果の実装を行った件数:2件(令和7年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:6件(令和元年度) ・特許出願数:9件(令和元年度) ・標準化提案数:7件(令和元年度) ・論文掲載数:4件(令和元年度) ・研究発表数、報道発表数:18件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 AIが持つ機能を活用し、人の行動変化に伴うネットワーク等の状況に応じてダイナミックにネットワークリソースを自動最適制御する技術を確立することで、通信量の爆発的な増加や多種多様なサービス要件に対応し、世界に先駆けたSociety5.0の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	0062
(11)	新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発(平成30年度)	953百万円 (935百万円)	967百万円 (945百万円)	952百万円	<p>これまでに開発された1Tbps級光伝送技術よりも更に低消費電力化を実現しつつ、高速大容量化と柔軟で効率的な運用を実現する5Tbps級(運用単位)の光伝送用信号処理技術、光ファイバ1本当たりの伝送容量を飛躍的に拡大するマルチコアファイバ光伝送技術等を確立するとともに、高効率光アクセスメトロ技術を確立することで、急速に増大する通信トラフィックに対応する高速大容量・低消費電力の光ネットワークの実現に寄与する。また、開発成果の国際標準化・市場展開を推進し、我が国の光ネットワーク技術の国際的な競争力を強化する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・継続評価又は終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合:90%(令和元年度) ・研究開発終了3年後までに国際標準を獲得した件数:3件(令和6年度) ・研究開発終了5年後までに研究開発成果の製品化を行った件数:3件(令和8年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:18件(令和元年度) ・特許出願数:19件(令和元年度) ・標準化提案数:2件(令和元年度) ・論文掲載数:5件(令和元年度) ・研究発表数:55件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 運用単位での5Tbps級の光伝送用信号処理技術、マルチコアファイバ光伝送技術、高効率光アクセスメトロ技術に関する研究開発を実施することにより、大容量データ伝送を可能にする光ネットワーク実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	0063

(12)	高度対話エージェント技術の研究開発・実証(平成30年度)	200百万円 (193百万円)	137百万円 (132百万円)	137百万	<p>海外の大手ICT企業が大規模な対話プラットフォームを構築してデータの蓄積を行い、そのデータによって高度な人工知能を生み出そうとしている熾烈な国際競争の中において、我が国が対抗するためには、一刻も早く、自然言語処理技術の社会実装を加速させ、貴重な日本語データを我が国の手元で活かすような仕組みを構築することが必要。</p> <p>そのため平成30年度より、従来の「命令実行」型対話技術(所謂「スマートスピーカー」)では実現困難な、世界的に認められた「おもてなし」に代表される日本の対人関係観を反映した「よりよい」型対話を実現すべく研究開発・実証を実施。開発した対話プラットフォームについては、オープンソースとして公開し、高度対話技術の利活用を推進するサービス開発コミュニティの育成を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・継続評価又は終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合:90%(令和2年度) ・研究開発終了5年後までに研究開発成果の実装を行った件数:1件(令和7年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:3件(令和元年度) ・特許出願数:1件(令和元年度) ・標準化提案数:0件(令和元年度) ・論文掲載数:0件(令和元年度) ・研究発表、報道発表数:2件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 世界的に認められた「おもてなし」に代表される日本の対人関係観を反映した「よりよい」型対話を実現可能とする高度対話エージェント技術の研究開発・実証を推進することで、開発コミュニティの構築等を促しつつ、自然言語処理技術の社会実装を促進するとともに、我が国ならではの社会課題の解決や社会貢献に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0064
(13)	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化(平成30年度)	2百万円 (0百万円)	818百万円 (799百万円)	-	<p>NICTが開発した多言語音声翻訳システムを実際の社会に普及させるために必要な技術として、雑音抑圧技術、位置情報を活用した翻訳精度向上技術、翻訳自動学習技術及び特殊文字認識技術の研究開発に取り組み、多種・多様な翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築する。また、平成30年台風21号及び北海道胆振東部地震において訪日外国人等に対する多言語での避難情報等の提供が不十分な面があったため、適切な避難行動が困難な事態が発生したことから、情報提供基盤の抜本的強化に向けて多言語音声翻訳基盤技術の高度化を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・継続評価及び終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った進捗及び成果があがった課題の割合:90%(令和元年度) ・クラウド型翻訳サービスプラットフォーム構築技術を確立したこと:1件(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:4件(令和元年度) ・特許出願数:7件(令和元年度) ・論文掲載数:14件(令和元年度) ・研究発表、報道発表数:20件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 多言語音声翻訳技術を高度化し、かつ翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築し、実社会に実装することに加え、災害時にも外国人に十分な情報提供等が実施できるよう翻訳プラットフォーム構築技術を確立することにより、「言葉の壁」をなくし、自由でグローバルなコミュニケーションの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	0065
(14)	研究開発型スタートアップ支援に関する調査研究(令和2年度)	-	-	50百万円	<p>ICT分野において有望な技術シーズを持ちながらも、ベンチャーキャピタル等民間リスクマネー市場で事業化可能性の評価が困難とされる、試作品開発等に必要資金のギャップがある等様々な課題がある。このような課題に対して諸外国における政策動向及びその効果、国内における研究開発型ICTスタートアップ・ベンチャー企業が抱える課題の調査を実施するとともに、ICT分野の研究開発型スタートアップ・ベンチャー企業に対し政府として取り組むべき支援策等について検討をおこなう。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を反映した事業によって支援されたプロジェクトによる民間資金の呼び込み割合:70%(令和6年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・報告書本数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業の実施により、ICT分野の研究開発型スタートアップ・ベンチャー企業に対し政府として取り組むべき支援策等の調査結果が得られ、今後関連の事業において研究開発成果を生み出すことに寄与する。</p>	新02-0005

(15)	グローバル量子暗号通信網構築のための研究開発(令和2年度)	-	-	1,444百万円	1.3	<p>これまで、量子暗号通信の基盤となる技術を確立すべく、地上の2地点間通信技術の研究開発(内閣府SIP第二期)及び衛星通信における量子暗号技術の研究開発(総務省委託研究)に取り組んでいるところである。これらの技術の高度化に加え、量子暗号通信の普及には、双方(地上系及び衛星系)を組み合わせたネットワーク化技術が不可欠である。そこで、地上系については、通信のさらなる長距離化技術(長距離リンク技術及び中継技術)を確立し、衛星系については、衛星ネットワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた取組みを実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・研究開発終了5年後(令和11年度)までの研究開発成果の製品化数:2件(令和11年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:4件(令和2年度) ・特許出願数: ・論文掲載数: ・研究発表、報道発表数:</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的な量子コンピュータが実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されていることから、グローバル規模での量子暗号通信ネットワークを構築するための技術を確立することで、量子コンピュータ時代においても国家間や国内重要機関間の機密情報のやりとりが可能となるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	新02-0006
(16)	多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発(令和2年度)	-	-	1,400百万円	1.3	<p>世界の「言葉の壁」をなくし、グローバルで自由な交流を実現するため、国立研究開発法人情報通信研究機構が開発したAIによる多言語翻訳技術の更なる高度化により、2025年度までに、文脈に応じた語彙の統一、周囲の状況や文化的背景等を考慮して話者の意図を補完した翻訳、議論にも利用可能な翻訳等を可能とする要素技術を確立し、高精度かつ低遅延な実用レベルの同時通訳を実現するための研究開発を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本事業で確立する要素技術を活用した製品・サービス化数:20件(令和9年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:3件(令和2年度) ・特許出願数: ・論文掲載数: ・研究発表、報道発表数:</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 多言語音声翻訳技術を高度化し、かつ翻訳サービスを提供する企業等が共通して利用可能な多言語音声翻訳プラットフォームを構築し、実社会に実装することにより、「言葉の壁」をなくし、自由でグローバルなコミュニケーションの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	新02-0007
(17)	南極地域観測事業費(昭31年度)(文部科学省からの移替え)	32百万円 (30百万円)	24百万円 (18百万円)	19百万円	-	<p>南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)において策定された南極地域観測計画に基づき、地球温暖化など地球環境変動の解明に向け各分野における地球の諸現象に関する研究・観測を推進するため、南極地域において継続的に電離層観測を実施する。 南極基地においては、国際基準に基づく、電離層電子密度プロファイル、電波伝搬特性の観測、長期間にわたる観測データの蓄積、宇宙環境変動を示すオーロラ、地磁気、電離層擾乱等の情報のリアルタイムデータ収集を実施する。 航海中の船上においては、ITU-Rの勧告に基づく、電波伝搬に影響する電離層の状態観測を行うことで、広い距離範囲にわたる電波伝搬の資料の収集を実施する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 極域の電離層を長期間観測することで得られた観測データを基礎データとして提供することにより、太陽風による衛星被害の減少や高々度を飛行する飛行機の通信状況の悪化を回避するために必要不可欠な宇宙天気予報業務や、地球規模の物理現象をモデル化する研究開発に資することとなるため、安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	-

(18)	科学技術イノベーション創造推進費(自動走行システム分)(内閣府からの移替え)(平成26年度)	340百万円 (335百万円)	-	-	<p>・「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」については、総合科学技術・イノベーション会議が関係府省の取組を俯瞰して、我が国産業における有望な市場創造、日本経済再生につなげるために推進すべき課題・取組を特定し、必要な経費を総合科学技術・イノベーション会議が定める方針の下に重点配分されており、SIPにおける課題・取組の一つとして、「自動走行システム」が選定されている。</p> <p>・実施に当たっては内閣府から総務省を含めた関係省庁に対して移替えられ、総務省から研究主体(企業、大学、研究開発法人等)に委託費等の形で交付されている。</p> <p>・道路上での様々な交通状況においても自動走行システムの高度な安全性を確保するため、近接する車両や歩行者等との間で互いに位置・速度情報等をやり取りする車車間・路車間・歩者間通信、また、天候等、周りの環境の影響を受けずに交差点やその周辺等の車両・歩行者の存在等を把握可能なインフラレーダー(路側設置型高分解能ミリ波レーダー)等を組み合わせることにより、一般道や自動車専用道での事故回避等を図る高度運転支援システムの開発及び当該開発に係る実証実験を実施する。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>公道での実証実験等を通じて、近接する車両や歩行者等との間で互いに位置・速度情報等をやり取りする車車間・路車間・歩者間通信、また、天候等、周りの環境の影響を受けずに交差点やその周辺等の車両・歩行者の存在等を把握可能なインフラレーダー(路側設置型高分解能ミリ波レーダー)等の技術を確立することにより、自動走行システムの実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発の推進に寄与する。</p>	-
(19)	科学技術イノベーション創造推進費(医療研究開発推進事業費補助金)(平成28年度)(内閣府からの移替え)	150百万円 (150百万円)	-	-	<p>個人の医療・介護・健康情報を時系列的に管理できるPHR(Personal Health Record)機能や、医療・健康データの収集・解析による診療やデータヘルス推進の支援を実現する技術の確立等に向けて、以下の施策を実施。</p> <p>① PHR機能の実現</p> <p>個人の健康・医療・介護情報をポータブルかつ効率的に管理・活用できる情報連携技術のモデル研究</p> <p>② AIを活用したデータヘルス推進</p> <p>健診・レセプトデータの解析・機械学習等を通じた利活用のユースケースの検討及び課題の検証を行い、AIを活用した保険者による健康指導の支援に向けた具体的な方策を研究</p> <p>③ 8K等高精細技術を活用した内視鏡システムの試作機の開発、内視鏡診断支援システムの試作機の開発</p> <p>高精細技術を活用した医療機器等の医療上の有用性等の検証を行うとともに、高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的な方策と課題の検討・検証等を実施。</p> <p>(以上について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対し必要経費を補助)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <p>・医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを活用したモデルの件数:7件(平成30年度)</p> <p>・個人が医療・介護・健康データを時系列的に管理するPHRの具体的なサービスモデル及び情報連携技術モデルの件数:6件(平成30年度)</p> <p>・8K等高精細技術を活用した内視鏡システムの試作機モデルの件数:1件(平成30年度)</p> <p>・内視鏡診断支援システムの試作機モデルの件数:1件(平成31年度)</p> <p>・AIを活用した保健指導支援システムモデルの件数:1件(平成31年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>・実施したプロジェクトの件数:10件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>医療等分野における先導的なICT利活用の研究に取り組むことで、先進的な事例が全国各地域に普及展開することにつながり、国民一人ひとりが安全に自らの健康・医療・介護情報を管理し、老後まで安心して健康に暮らせる社会の実現に資することとなるため、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。</p>	-
(20)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(所得税、法人税)(昭和42年度)	-	-	-	<p>当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものである。</p>	-
(21)	技術研究組合の所得計算の特例(法人税)(昭和36年度)	-	-	-	<p>技術研究組合は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。当該措置は、技術研究組合が試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずることで、研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより、技術研究組合の研究活動を促進するものである。</p>	-
(22)	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(法人住民税)(昭和60年度)	-	-	-	<p>当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものであり、中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することで、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、地方公共団体と国とが一体となって、取り組んでいるものである。</p>	-

政策の予算額・執行額	7,992百万円 (7,678百万円)	7,389百万円 (7,079百万円)	7,556百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					統合イノベーション 戦略2020	令和2年7月 17日	第I部 4. 重点的に取り組むべき課題 (3) 科学技術・イノベーションの源泉である研究力の強化(知の創造) 第III部 第2章 知の創造 (3) 社会課題の解決に向けた戦略的な研究開発(社会実装を目指した 研究開発と破壊的イノベーションを目指した研究開発) 第3章 知の社会実装 (2) 創業 第5章 戦略的に取り組むべき基盤技術 (1) AI技術 (3) 量子技術 第6章 戦略的に取り組むべき応用技術 (1) 安全・安心(大規模な自然災害・感染症の世界的流行等、 様々な脅威に対する 総合的な安全保障の実現)
					第5期科学技術基 本計画	平成28年1月 22日	第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組 第3章 経済・社会的課題への対応 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築
					世界最先端デジタル 国家創造宣言・官民 データ活用推進基 本計画	令和2年7月 17日	第2部 官民データ活用推進基本計画 II 施策集
					成長戦略 フォロー アップ	令和2年7月 17日	4. オープン・イノベーションの推進 (2) 新たに講ずべき具体的施策
					知的財産推進計画 2020	令和2年5月 27日	6. 工程表 (1) 「知的財産推進計画2020」重点事項
					経済財政運営と改 革の基本方針2020	令和2年7月 17日	第3章「新たな日常」の実現 3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える 生産性向上 (2) 科学技術・イノベーションの加速

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の「かっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑩)

政策(※1)名	政策10: 情報通信技術高度利活用の推進		担当部局課室名	情報流通行政局 情報通信政策課等	作成責任者名	情報流通行政局 情報通信政策課 課長 豊嶋 基暢				
	政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現すること。 [中間アウトカム]: 我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。					政策評価実施予定時期	令和4年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績(値)(※2)				
						令和元年度	令和2年度	令和3年度		
ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図ること	1	国内生産額に占めるICT産業の割合 <アウトカム指標>	全産業中最大規模(平成27年版情報通信白書)	令和元年度	全産業中最大規模を維持	令和3年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	情報通信技術(ICT)は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものである。 国内生産額に占めるICT産業の市場規模が大きいため、ICTによる新たな産業・市場を創出されていることにつながるから、指標として設定。 【参考】 「ICTの経済分析に関する調査」 ・平成29年版 95.7兆円/968.5兆円 9.9% ・平成28年版 84.1兆円/964.2兆円 8.7% ・平成27年版 82.2兆円/942.3兆円 8.7% ・平成26年版 81.8兆円/924.0兆円 8.9%
	ICTによる新たな産業・市場を創出すること	2	放送コンテンツの海外展開の促進(放送コンテンツの海外販売作品数) <アウトカム指標>	放送コンテンツ海外販売作品数(3,703本)	平成30年度	放送コンテンツ海外販売作品数(5,000本)	令和7年度	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ関連海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ関連海外販売作品数の増加に寄与する。	「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツ海外販売作品数の増加に寄与する。

	テレワークの推進等により、地方創生や働き方改革を実現する	3	(1)テレワーク導入企業の割合 (常用雇用者100人以上の企業) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 <アウトカム指標>	(1)11.5% 【平成24年度】 (2)7.7% 【平成28年度】 ※指標に該当するテレワーカーの割合は、平成28年度より取得を開始。	(1)平成24年度 (2)平成28年度	(1)平成24年度比で3倍 (2)平成28年度比で倍増	令和2年度	(1)テレワーク導入企業の割合：平成30年度値以上 (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合：平成30年度値以上	(1)テレワーク導入企業の割合：34.5(%) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合：15.4(%)		若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのICTサービスを利用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方が選択できる社会の実現が求められている。 この現状を踏まえて、「世界最先端デジタル国家創造宣言」(令和元年6月14日閣議決定)において、雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されている。同工程表において、2020年には、テレワーク導入企業の割合を2012年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を2016年度比で倍増と目標に定められており、目標達成に向けて施策の進捗状況を計測するため、導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を指標として設定。 【参考】 ・平成26年度 (1)11.5% ・平成27年度 (1)16.2% ・平成28年度 (1)13.3% (2)7.7% ・平成29年度 (1)13.9% (2)9.0% ・平成30年度 (1)19.1% (2)10.8%
	障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、情報バリアフリー環境を整備	4	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業で3年以上前に終了した案件の事業化率 <アウトカム指標>	平成26年度までの案件の事業化率：33.3% (対象助成件数6件)	平成30年度	平成29年度までの案件の事業化率：25%	令和3年度	平成27年度までの案件の事業化率：25%	平成28年度までの案件の事業化率：25%	平成29年度までの案件の事業化率：25%	ICTの進展は、日常生活を始めとする多くの場において様々な恩恵をもたらしている一方、障害や年齢等により、その恩恵を十分に享受できていない者も多く存在している。 このようなデジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる社会の実現が求められており、障害者基本計画(第4次)(平成30年3月閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として情報アクセシビリティの向上が掲げられているところ。 具体的には、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進するための助成を実施し、その助成終了3年経過時の事業化率を指標とすることで、助成の成果を評価する。
ICTによる社会課題の解決	Lアラートにより、災害時に必要となる情報が住民に迅速かつ確実に届く環境を整備	5	Lアラート高度化システムを整備している都道府県の数 <アウトカム目標>	0都道府県	平成30年度	15都道府県	令和2年度	令和2年度までに15都道府県			未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)において、地域の防災力を高めるためのLアラート高度化システム※については、平成32年度までに15の都道府県へ導入を図ることとされていることから指標として設定。 ※Lアラート地図化システム(従来、避難指示等をテキスト情報で配信していたLアラート情報を、地図化して提供可能とするもの)等を指す。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	地域情報化の推進(本省)(平成20年度)	95百万円 (90百万円)	96百万円 (80百万円)	122百万円	1	<p>地域が抱える様々な課題をICTを活用して解決を図ろうとする地方公共団体等に対して、ICTの知見、ノウハウを有する専門家を派遣するとともに、ICT基盤の環境整備方策やICT利活用の推進方策等に関する調査研究・普及啓発等を実施すること等により、地域情報化を推進するための取組を総合的かつ一体的に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・生活に身近な分野でのIoTを活用した取組により地域情報化を実現した地方公共団体数:800団体(令和2年度) ・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数:500件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・地域情報アドバイザーの派遣団体数:347件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ICTの専門人材の派遣と優良事例の発掘・紹介、横展開方策の検討を一体的に実施することにより、地方自治体等のICTを活用した地域課題解決の取組を効果的、効率的に推進することとなるため、社会課題の解決に寄与する。</p>	0066
(2)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業(平成13年度)	100百万円 (82百万円)	102百万円 (61百万円)	199百万円	1.4	<p>(1)身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が、必要な経費の2分の1を上限として助成 (2)高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けて、新たな技術等の研究開発を行う者に対し、必要な経費の2分の1を上限として助成 (3)障害当事者参加型のICT機器・サービス開発強化のため、障害関連情報について、実際に収集・加工を行い、効果的な障害関連情報共有プラットフォームの機能について、調査・検証を実施</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率:70%(令和2年度) ・「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業終了後3年以上経過した案件の事業化率:25%(令和2年度) ・障害関連情報共有プラットフォームの構築:1件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成事業者数:5件(令和2年度) ・「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」の助成事業者数:4件(令和2年度) ・障害当事者参加型の仕組みの構築のための意見交換の回数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 障害者・高齢者を対象とする情報通信機器・役務の開発・提供を助成することにより、障害者・高齢者のICT利活用が促進され、デジタル・ディバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	0067
(3)	字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進(平成9年度)	400百万円 (373百万円)	400百万円 (376百万円)	430百万円	-	<p>「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が、字幕番組、解説番組、手話番組を制作する者等に対して、その制作費等の2分の1(在京キー5局の字幕番組は生放送番組に限る。)を上限として助成を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・在京キー5局における対象の放送番組に占める字幕放送時間の割合:100%(令和4年度) ・在京キー5局における対象の放送番組に占める解説放送時間の割合:13.5%(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・助成事業者数:123者(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 字幕番組、解説番組、手話番組を制作する者等に対する制作費等の助成により、字幕放送及び解説放送等の普及を促進することで、全ての視聴者がテレビジョン放送による情報へのアクセス機会を確保できるようになり、ICT利活用による社会課題の解決の推進に寄与する。</p>	0068

(4)	全省庁的統一資格審査実施経費(平成13年度)	642百万円 (604百万円)	753百万円 (710百万円)	9百万円	<p>1</p> <p>本事業は、全省庁統一資格(物品・役務等)に係る(ア)競争契約参加者の資格に関する官報公示事務、(イ)資格審査システムによる審査等事務、(ウ)申請書写の受領、申請書データ変換・入力、資格決定通知出力・発送等に係る事務、(エ)申請者及び事務担当者からの問合せ対応業務等全省庁統一参加資格審査の実施に必要な業務を実施しているほか、調達情報の一元的提供、システムの運用監視業務等を実施しており、システムの利用実態や利用者からの改善要望を踏まえたシステム提供、競争参加資格申請時の添付書類の撤廃等、利用者視点に立ったサービスを提供する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・システム稼働率:99.5%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・競争参加統一資格の登録数:6.3万件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 システムの運用監視を適切に実施することにより、全省庁に対し安定的な統一参加資格審査を可能とすることで、統一参加資格申請者の調達窓口への移動・郵送コスト削減や行政事務を効率化することとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	0069
(5)	電気通信行政情報システムの維持運用(昭和49年度)	350百万円 (335百万円)	608百万円 (564百万円)	496百万円	<p>1</p> <p>本システムは、電波法、電気通信事業法、放送法等に基づく無線従事者、電気通信資格者、高周波利用設備、電気通信番号、端末機器の技術基準適合、届出電気通信事業者、一般放送等に関する申請・届出受付、審査、決裁、原簿登録・変更及び許可状等発給の許認可業務等を支援するための情報をデジタルデータ化するためのシステムであり、国民等への便利で安心な行政サービスの提供並びに本省及び地方総合通信局(10か所)及び沖縄総合通信事務所における円滑かつ効率的な業務遂行を支えている。本事業では、本システムの安定的な維持・運用を図るため、必要な電子計算機を借用し、システムの運用・保守を行っている。</p> <p>なお、本事業については、適宜、法令等の改正に対応したシステム改修を行って国民へのサービスの向上に努めているとともに、最適化及びシステムの運用コスト削減のため、システム基盤を政府共通プラットフォームへ移行している。今後は、システムの安定的運用に引き続き努めるとともに、クラウドへの移行やシステムの刷新に向けた中期の計画を策定し、さらなる利便性の向上及びシステムの効率化に取り組んでいる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・システムの安定稼働:99.5%</p> <p>・電子計算機等借料(コスト)の削減(H18年度の執行額を100とした場合、執行額の指数):20.2</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・システムの維持のための点検等の回数:12回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信行政に関わる法令等に基づく許認可等の業務処理を行うための情報システムを安定運用することにより、総合通信局等における許認可事務等の円滑かつ効率的な業務遂行に資するとともに、国民等への便利で安心な行政サービスの提供が実現することとなるため、ICT利活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	0070

<p>(6)</p>	<p>情報通信政策のための総合的な調査研究(昭和60年度)</p>	<p>97百万円 (87百万円)</p>	<p>93百万円 (80百万円)</p>	<p>93百万円</p>	<p>1</p> <p>(1) 我が国の情報通信産業における財・サービスの市場実態の変化を把握するとともに、経済社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割等総合的な観点からの調査分析を実施することにより、適時適切な情報通信政策の立案・遂行に資する。また、調査結果を活用した情報通信白書を公表する。 (2) 我が国の国際競争力の強化を図り、企業等の国際重視の志向の浸透を図ることを目的として、IoT国際競争力指標を策定・公表する。 (3) 我が国の国際競争力強化を図ること等を目的に、諸外国のICT産業の担い手である企業者と政策立案者との意見交換等をグローバルに実施する国際会議(世界デジタルサミット)を実施する。 (4) 海外のIoT推進団体との連携強化のために必要な、国内外における最新のICTに関する動向や状況を把握するための調査研究を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・国民の情報リテラシーの向上、情報通信政策の普及のため、「情報通信白書」のホームページアクセス数を150万アクセス程度又はそれ以上とする(令和2年度)。 ・世界デジタルサミット来場者数を2,000人程度又はそれ以上とする(令和2年度)。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・情報通信政策のための総合的な調査研究結果を活用した情報通信白書の公表、IoT国際競争力指標の策定・公表及び国際会議の開催、IoT推進団体の連携強化に当たって必要な現状の把握:計4件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することにより得られる成果は、情報通信政策(ICT利活用の推進策等)の立案・遂行の基礎資料となるため、ICT利活用による社会課題の解決の推進に寄与する。</p>	<p>0071</p>
<p>(7)</p>	<p>情報通信技術の利活用に関する調査研究(平成16年度)</p>	<p>33百万円 (30百万円)</p>	<p>51百万円 (29百万円)</p>	<p>46百万円</p>	<p>1.4</p> <p>様々な社会的課題の解決に向けたICT活用に関し、ICT活用の社会的ニーズ及びその制度的・技術的課題に関する調査研究を通じ、継続的に調査・分析を行う。具体的には、最新のICTの技術動向の調査や応用可能性の評価、利用者のリテラシーの現状、社会でのICT活用による効果検証・評価、ICT活用に向けた制度的・技術的課題の検証、課題解決に向けたルール整備等について、適切な現状把握や今後の方策の検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果物の活用事例数:7件</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査件数:5件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 令和2年度においては、情報アクセシビリティに配慮した電子書籍のガイドラインの策定・拡充や規格標準化等の推進を行うことにより、情報アクセシビリティに配慮された電子書籍の流通環境が改善され、高齢者や障害者に対するデジタル・デバイドの解消につながるため、ICT利活用による社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0072</p>
<p>(8)</p>	<p>地域情報化の推進(地方)(平成18年度)</p>	<p>37百万円 (30百万円)</p>	<p>35百万円 (25百万円)</p>	<p>32百万円</p>	<p>1</p> <p>地域が抱える様々な課題をICTを活用して解決を図ろうとする地方公共団体等に対して、ICT利活用セミナー等を通して、ICT基盤の環境整備方策、ICT利活用の推進方策等に関する普及啓発等を実施すること等により、地域情報化を推進するための取組を総合的かつ一体的に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・生活に身近な分野でのIoTを活用した取組により地域情報化を実現した地方公共団体数:800団体(令和2年度) ・AI、RPAなどの革新的なビッグデータ処理技術を活用する地域数:500件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・総合通信局等におけるセミナー開催数:38件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 優良事例の発掘・紹介、横展開方策の検討を一体的に実施することにより、地方自治体等のICTを活用した地域課題解決の取組を効果的、効率的に推進することとなるため、社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0073</p>

(9)	ふるさとテレワーク推進事業(平成26年度)	378百万円 (303百万円)	38百万円 (38百万円)	-	<p>地方自治体や民間企業等に対し、サテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用の一部を補助して、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現し、人や仕事の地方への流れを促進する。なお、働き方改革の実現に向けて、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの普及を推進するための、2020年に向けた国民運動プロジェクト「テレワーク・デイ」の実施、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報の実施など、企業等におけるテレワークの導入支援については平成30年度で事業を終了した。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合:15.4%(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実施するプロジェクト数:2件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業では、「ふるさとテレワーク」の全国展開を実施することにより、人や仕事の地方への流れを促進するとともに、国内企業等におけるテレワーク全般の普及啓発を図り、地方創生や一億総活躍社会の実現に資することとしているため、テレワークの普及状況に係る測定指標を設定しているものである。</p>	0074
(10)	より高度なスマートシティ実現に向けた都市OS実装支援事業(平成26年度)	246百万円 (200百万円)	223百万円 (156百万円)	221百万円	<p>ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりに取り組む地方公共団体等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費(機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用)の一部を補助。なお、平成29年度まで本事業の一部として実施していた、防災・医療・健康・観光等各分野における成功モデルの普及展開については、平成30年度より地域IoT実装総合支援施策の一部として実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・分野横断的なデータ活用によるスマートシティの実装数:20件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の交付決定数:5件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域が抱える様々な課題解決や地域活性化・地方創生を目的として、防災・医療・健康・観光、教育等各分野における成功モデルの普及展開を推進することに加え、分野横断的なスマートシティ型の街づくりを推進することによって、ICT活用により社会課題の解決を推進することに寄与する。</p>	0075
(11)	公的個人認証サービス利活用推進事業(平成27年度)	610百万円 (600百万円)	337百万円 (227百万円)	95百万円	<p>①スマートフォンへの公的個人認証サービスの利用者証明機能格納に向けた検討 ②スマートフォンの利活用ユースケースの実現に向けた検討 ③電子私書箱ワンストップサービスの実現に向けた検証 ④テレビを活用した公的個人認証サービスの利活用の実現に向けた検討 ⑤市区町村の窓口での印鑑登録証明書等の各種証明書交付に係る検証</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・公的個人認証サービスの民間の署名検証者の認定件数:14者(令和2年度) ・サービス数あるいは提供場所数:20件(令和2年度) ・マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの機種数:80件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証したユースケースの件数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公的個人認証サービスの利活用事例の具体化や公的個人認証サービスを活用する際の技術面、制度面等の課題の検証、必要なルール整備等を行うことで、民間における利活用に向けた取組が促進され、結果として幅広い分野でのマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の利活用場面が拡大することになるため、ICT利活用のための環境を整備することに寄与する。</p>	0076

(12)	地域防災等のためのG空間情報の利活用推進(平成28年度)	200百万円 (198百万円)	57百万円 (52百万円)	55百万円	<p>地震・津波等による広域災害や緊急性を要する大規模災害に対応するため、準天頂衛星等の測位から得られるG空間情報(地理空間情報)を活用した先端的なG空間防災システムについて、地方公共団体等への普及促進を行う。</p> <p>Lアラート(災害情報共有システム)に関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行うことで、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G空間防災システム実装自治体数:100件(令和2年度) ・Lアラート高度化システムを導入している都道府県数:15都道府県(令和2年度) ・Lアラート運用開始都道府県数:47都道府県(令和元年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報等の活用推進に向けた普及啓発のセミナー等の開催数:5件(令和元年度) ・Lアラートや防災情報システム等の活用推進に向けた人的支援・普及啓発等の研修・セミナー等の開催数:14件(令和元年度) ・Lアラート情報等のデジタルサイネージの表示に関する標準表示形式案に関する調査報告書数:1件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>Lアラートについて、地方公共団体職員等の利用者を対象とした研修やセミナーを行い、平成30年度に標準仕様を策定したLアラート地図化システム等の普及啓発や支援を実施することで、Lアラート高度化システムを整備している都道府県数の増加に寄与。</p>	0077
(13)	医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業(平成28年度)	200百万円 (197百万円)	365百万円 (349百万円)	152百万円	<p>全国各地で整備されている地域の医療機関等をつなぐ医療情報連携基盤(EHR)について、クラウド技術を活用し、介護事業者等も含めた双方向の情報連携の実現や医療圏を越えた連携を実現するEHRの整備を行う団体等に対して、その事業費への補助を行う。</p> <p>8K等の高精細医療データの医療分野での収集・分析・活用に向け、高精細医療データを活用した遠隔診断や病理診断の実証事業等を実施する。</p> <p>医療機関と介護施設の連携、医療機関と個人の連携(オンライン診療等)におけるデータ流通のルール作りを資する技術課題の解決等に向けた実証等を行う。</p> <p>遠隔医療モデルの構築、レセプトデータを活用した診療支援モデルの構築、個人の生涯にわたる医療等のデータを時系列で管理し、本人の判断のもと多目的に活用する仕組み(PHR)におけるルール作りを資する実証等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口カバー率5%(3次医療圏については2.5%)を達成する基盤の数:15件(令和3年度) ・モデル数:1件(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施したプロジェクトの件数:10件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>医療機関と介護事業者間や広域の地域医療圏における情報連携等を新たに実現し、医療・介護・健康データを活用するための情報連携基盤や8K等の高精細医療映像データ利活用のための基盤を構築・高度化することで、効果的な医療の実現と国民の健康寿命の延伸に貢献する。</p>	0078
(14)	IoTネットワーク運用人材育成事業(平成29年度)	215百万円 (194百万円)	143百万円 (139百万円)	-	<p>①最適制御技術を開発・実装した人材育成環境を、インターネットの結節点であって、様々な事業者が多様な機器で相互接続するIX(インターネットエクステンジ)に整備する。</p> <p>②通信事業者、ユーザー企業や教育機関等が同環境を用いて技術者の人材育成を図る。</p> <p>③ネットワーク管理・運用に必要なスキル明確化やその認定の在り方の検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキルの認定を受けた技術者等の人数:120人(令和元年度) <p>【成果指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施回数:12回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>最適制御技術を開発・実装した人材育成環境を整備し、それを用いてネットワーク技術者の人材育成を実施する。必要となるスキルを明確化し、スキルの認定制度の在り方の検討結果を踏まえ、育成した人材へ認定を付与し、IoT/ビッグデータ時代のネットワークを支える人材の育成を推進するとともに、ICT利活用のための環境整備に寄与する。</p>	0079

(15)	スマートスクール・プラットフォーム実証事業(平成29年度)	265百万円 (245百万円)	207百万円 (202百万円)	-	-	<p>専ら教職員が利用する「校務系システム」と、児童生徒等も利用する「授業・学習系システム」間の安全かつ効果的・効率的な情報連携方法について、文部科学省と連携して実証し普及を図る。 具体的には、データ活用の促進、セキュリティの確保、コストの削減、運用の円滑化、クラウド環境への移行促進等の観点から、学校内外において情報通信技術面での実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・クラウド上の教材等を利活用可能に係る技術仕様の周知を実施:100%(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・スマートスクール・プラットフォーム標準仕様:1策定数(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 学校現場において、多様なデータを安全かつ効果的・効果的に利活用可能な基盤を構築し、技術仕様等にとりまとめて普及することは、「情報通信技術高度利活用の推進」に寄与するものである。</p>	0080
(16)	次世代映像配信技術に関する実証(平成30年度)	995百万円 (969百万円)	123百万円 (111百万円)	-	-	<p>次世代映像配信技術の社会実装を図るべく、以下のような取組を通じて、必要な技術仕様等の策定やステークホルダー間の連携を促進する。 ○4K・8K衛星放送に係る高度なサービスの実現に向けた技術の実証 ○ネット同時配信等が本格化した場合のトラフィック需要推計 ○ケーブルテレビによるIPネットワークを活用した放送技術の実証 など</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・次世代映像配信技術の実装に必要な技術仕様や運用基準の策定件数:4件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本事業で検証された技術の件数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 多地点・多場面・多デバイスに対して安定的かつ効果的に高精細・大容量の映像配信を可能とする次世代映像配信技術の実装を図ることで、国民の利便性向上や地域経済の活性化、映像コンテンツ市場等の関連市場の創出に寄与する。</p>	0081
(17)	地域ICTクラブ普及推進事業(平成30年度)	150百万円 (167百万円)	183百万円 (120百万円)	-	-	<p>「地域ICTクラブ」の全国展開に向けて、次の項目の調査・実証等を行うことにより、地域の特性や実施主体の属性別に全国展開のモデルとなるクラブを試行し、設置・運営に関するガイドラインの策定・普及等を行う。 ①モデルクラブを設立し、地域ICTクラブを持続的に運営していくためのガイドラインを策定するための地域実証、②ガイドライン等策定のための研究会の設置、③ガイドラインを普及させ、またモデル実証の成果を普及するための成果発表会の開催等の施策を実施する。 なお、本事業で策定した地域ICTクラブの設置・運用に係るガイドラインは、企業、地域人材、学校において活用できるように、「未来の学びコンソーシアム」等を通じて普及展開を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実証を経て設置する地域ICTクラブの数(会場数):80箇所(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証事業で採択した地域ICTクラブのモデル数:17件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 Society5.0時代に対応可能な人材を育成するため、地域各地で子供たちがプログラミング等のICT活用スキルを学ぶ仕組み(地域ICTクラブ)を構築することは、IT人材の裾野を広げ、ひいては起業家の育成や高度ネットワーク・セキュリティ人材、IoT・AIユーザー企業等の人材の育成に資する。これにより情報通信技術高度利活用社会の実現にも資する。</p>	0082

(18)	地域オープンデータ推進事業(平成30年度)	320百万円 (301百万円)	199百万円 (198百万円)	199百万円	-	<p>「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)が掲げる、地方公共団体におけるオープンデータ取組率100%の達成に向けて、都道府県及び市区町村職員を対象に全国でオープンデータの推進に必要な知識・技術等を習得できる研修を行う。また、オープンデータの官民による利活用を促進するため、民間ニーズが高い地方公共団体保有データに関する共通フォーマットの策定や普及啓発活動等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・オープンデータに取り組む地方公共団体数/全地方公共団体数:100%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・地方公共団体職員向けのオープンデータ研修の受講人数:467人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方公共団体職員向けオープンデータ研修や民間企業のオープンデータに関するニーズと地方公共団体との調整・仲介等を通じて、ICT利活用のための環境整備及び地方公共団体のオープンデータの取組率向上に寄与する。</p>	0083
(19)	放送コンテンツ海外展開強化事業(平成30年度)	351百万円 (350百万円)	1,654百万円 (1,615百万円)	1552百万円	2	<p>放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」、「地方の創生」、「TPP/日EU・EPAの活用促進」等に資する放送コンテンツを制作、発信するとともに、様々な運動プロジェクトを一体的に展開する取組等を支援する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツの海外販売作品数:5,000本(令和7年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・発信された放送コンテンツの量:273時間(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送コンテンツの海外展開を通じて、観光地や地域産品といった日本の魅力の海外発信を強化することにより、訪日観光客の増加や地域産品の販路拡大等を促進し、我が国産業の国際競争力強化及び地域経済の活性化を図り、新たな産業・市場を創出すること。</p>	0084
(20)	ブロックチェーン利活用推進事業(平成30年度)	119百万円 (115百万円)	95百万円 (84百万円)	-	-	<p>これまでのブロックチェーン技術の活用に関する取組の方向性についての取りまとめや、利用者利便性向上に向けた検討を踏まえ、官民の幅広い分野においてブロックチェーン技術の活用について実証・検証を行い、運用面、ルール面及び技術面の課題を抽出する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実証で扱ったユースケースにおける、従来型のデータベース技術を用いた業務と比較した業務効率化の度合い:20%(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証したユースケースの件数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 新たな技術であるブロックチェーン技術の活用について実証・検証を実施することで、運用面、ルール面及び技術面の課題を抽出すること等により、官民の幅広い分野におけるブロックチェーン技術の社会実装に寄与する。</p>	0085

(21)	情報信託機能活用促進事業(平成30年度)	327百万円 (299百万円)	100百万円 (96百万円)	150百万円	-	<p>情報信託機能を用いた具体的なユースケースの実証事業を複数公募し、情報信託機能を活用したサービス等の提供にあたっての運用上の課題等の抽出、解決策の検討及びモデルケースの創出を実施する。実証の結果は、平成30年6月に公表された「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」における認定スキームの見直しに向けた検討の基礎とすることにより、本実証事業を通じて、情報銀行の社会実装を促す。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・情報信託機能の認定基準により認定された事業の数:15件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証したモデルケースの件数:4件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 一定の基準を満たした情報銀行の社会的認知を高めるため、民間の団体等で情報銀行の任意の認定を行う際の基準の指針を定め、認定を進めることで、利用者が関与する形でパーソナルデータの安全な活用を促し、企業にも個人にもメリットのあるデータ流通を促すといった社会課題の解決に寄与。</p>	0086
(22)	地域IoT実装・共同利用総合支援施策(平成30年度)	460百万円 (372百万円)	353百万円 (279百万円)	400百万円	1	<p>超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつある。IoT実装を通じた官民データ活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない。そのため、民間活力を最大限に活用しつつ、地域におけるIoT実装を進めるため、計画策定支援、実装事業の支援等を総合的に実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・生活に身近な分野でのIoTを活用した取組により地域情報化を実現した地方公共団体数:800団体(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・計画策定・推進体制構築支援事業における地方公共団体支援数:6件(令和元年度) ・地域IoT実装推進事業(補助事業)の完了件数:33件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 生活に身近な分野における地域へのIoTの実装により、地域課題解決・地域活性化の取組に貢献することとなるため、社会課題の解決に寄与する。</p>	0087
(23)	Lアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	200百万円 (200百万円)	-	5	<p>Lアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるため、その標準仕様を速やかに策定する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・Lアラート高度化システムを導入している都道府県:15都道府県(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・Lアラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様の策定:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 Lアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるための標準仕様を速やかに策定し、平成30年度に標準仕様の策定を行ったLアラートの地図化システムと併せてその成果の全国展開に向けた普及活動等を進めることで、Lアラート高度化システムを整備している都道府県数の増加に寄与。</p>	0088

(24)	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	120百万円 (120百万円)	-	<p>4K8K等コンテンツの映像配信プラットフォームにおいて、自治体での被災状況、避難情報等に係る情報集約を可能とし、各パブリックビューイング会場に対して避難情報の提供を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるための実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・4K8K等コンテンツの映像配信プラットフォームに避難情報を発信する機能を拡張する際の標準仕様の策定件数:1件(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実施した事業の件数:2件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 4K8K等コンテンツの映像配信プラットフォームに避難情報を発信する機能を拡張する際の標準仕様を策定することにより、被災状況、避難情報等に係る情報集約が可能となり、情報通信技術利活用社会の実現に資する。</p>	0089
(25)	モバイル決済モデル推進事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	850百万円 (843百万円)	-	<p>(一社)キャッシュレス推進協議会が統一QRコードである「JPQR」の規格を策定したことを踏まえ、特定地域の店舗等に低廉な手数料率でJPQRを導入するモデル実証を行う。これにより、地域の小規模店舗を含めJPQRを利用したモバイル決済を地域で面的に導入するためのモデルを確立することで、全国への展開につなげる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・キャッシュレス決済比率:40%(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・統一QR「JPQR」導入店舗数:1.2万件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 QRコード決済等については、その普及が期待されているものの、様々な仕様のQRコード決済が登場し、店舗側では決済手数料の負担に加え、決済事業者ごとの仕様や業務プロセスの異同による業務・設備導入の負担が大きくなっている。平成31年3月QRコード決済等の統一仕様につき、短期間のうちに普及させ、社会のキャッシュレス化を推進し、社会課題の解決に寄与。</p>	0090
(26)	革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業(平成30年度)	1百万円 (0百万円)	389百万円 (339百万円)	-	<p>活用が進められていない自治体行政分野へのAI導入やクラウドサービスとしてのAI導入について標準化を行うとともに、ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化(RPA)導入の初期費用を補助を行うことにより、地方公共団体における革新的ビッグデータ処理技術の早期導入を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数:500件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・標準仕様書・導入手順書策定数(改定を含む):1件(令和元年度) ・RPA導入補助事業の完了件数:78件(令和元年度) ・AI実証地域の完了数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自治体行政分野へのAI導入標準化やRPA導入補助を実施することにより、地方自治体における革新的ビッグデータ処理技術の早期導入を推進し、自治体の業務効率化や地域課題の解決を実現。これにより、政策目標として掲げる社会課題解決の推進及びICT利活用のための環境整備に寄与。</p>	0091

<p>(27)</p>	<p>地上基幹放送設備に関する緊急対策事業(平成30年度)</p>	<p>0百万円 (0百万円)</p>	<p>993百万円 (953百万円)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>地上基幹放送に関する緊急対策事業として以下を実施。 (1) 災害時に地方公共団体等がラジオ放送で情報を届けることができるよう、臨時災害放送局設備が未整備の地方総合通信局5カ所に当該設備を整備。(本事業における政策評価は、政策11:放送分野における利用環境の整備として計上。) (2) 災害時における聴覚障害者の情報入手手段確保のため、放送番組の音声を自動で文字化し、スマートフォン等に表示させる技術の実用化等に対し経費を助成。 (3) 各放送局が災害情報をネットで迅速かつ円滑に提供できる共通の配信基盤を整備。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局等の円滑な開設に向けた地方公共団体における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取決めの締結、開設に向けた送信点調査の実施等):10%(令和元年度) ・システムの実用化:1件(令和2年度) ・災害情報等の共通の配信基盤整備に必要な技術仕様や運用基準の策定件数:1件(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:26回(令和元年度) ・聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築:1件(令和元年度) ・本事業で検証された技術の件数:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 字幕放送時間の割合は、年々上昇しているものの、深夜に災害が発生した場合、放送事業者は発災後に字幕付与のための要員を参集することから、大規模災害時等の緊急放送に字幕を付与するまでに時間を要する状況であり、その間、聴覚障害者は災害情報を入手することが困難であることから、聴覚障害者や高齢者を含めた、多くの視聴者がテレビジョン放送の内容を理解し、情報アクセスの機会を確保できるようになり、ICTの利活用による社会課題の解決の推進に寄与する。</p>	<p>0092</p>
<p>(28)</p>	<p>電子委任状活用促進事業(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>20百万円 (20百万円)</p>	<p>19百万円</p>	<p>-</p>	<p>各種行政手続において電子委任状を統一的に利用可能とするため、各種手続のシステム担当へのヒアリングや各種手続における委任事項等の標準化を行い、また、マイナンバーカードを用いて電子委任状を発行・利用する際の本人確認等を行うための仕様、電子委任状の記録方法のうち取扱事業者記録ファイル方式で作成された電子委任状の有効性の確認方法について調査検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・電子委任状法に基づく電子委任状を活用可能な行政手続数:2件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査検討対象とする行政手続数:6件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 行政手続について、発行手続がワンストップ化された電子委任状への対応を進めることで、情報通信技術利活用社会の実現に寄与する。</p>	<p>0093</p>
<p>(29)</p>	<p>テレワーク普及展開推進事業(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>197百万円 (195百万円)</p>	<p>248万円</p>	<p>1.3</p>	<p>「テレワーク・デイズ」等による国民運動の展開、先進事例の収集及び表彰、セミナーの開催、専門家派遣等を実施するとともに、特に地域や中小企業におけるテレワークの導入促進に向け、中小企業を支援する団体にテレワーク普及担い手機能を付加し、「テレワーク・サポートネットワーク」として地域展開を推進。 また、ICTの専門家による相談対応を拡充すること等により、企業及び地方自治体によるセキュアなテレワークの導入を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合:15.4%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・セミナー開催数 ・テレワーク先駆者百選事例の公表数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」について、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報の実施、企業等におけるテレワークの導入支援やセキュアなテレワークの導入推進などを通じて、テレワークの普及展開を推進することにより、働き方改革を加速することに寄与する。</p>	<p>0094</p>

<p>(30)</p>	<p>障害者・高齢者のためのインクルーシブ社会推進事業(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>51百万円 (46百万円)</p>	<p>-</p>	<p>1.4</p> <p>障害者や高齢者がICTを活用するための環境作りについて、次の項目の調査・実証等を行うことにより、取組に必要な事項を具体化・整理し、その手法について普及展開する。 ①地理的、心理的に身近な人からICTを教えてもらう環境を整備するため、「デジタル活用支援員」の仕組みの構築に向け地域での検証を行う。 ②障害当事者参加型技術開発を推進するため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。 ③公的機関に対し、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるウェブアクセシビリティの向上に向けた取組を支援するため、講習会の実施やJIS規格改正を見据えた現状に対する調査等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル活用支援員のモデル構築:1件(令和2年度) ・障害関連情報共有プラットフォームの構築:1件(令和2年度) ・総務省「地方自治情報管理概要」による地方公共団体のJISへの準拠率:75.5%(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・「デジタル活用支援員」の仕組みの構築に向け行った地域での検証件数:2件(令和元年度) ・障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討会開催回数:4回(令和元年度) ・JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数:3回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業により、障害者や高齢者がICTを活用するための環境作りをすることで、デジタル・ディバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0095</p>
<p>(31)</p>	<p>AIネットワーク化の進展等に関する調査研究(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>51百万円 (28百万円)</p>	<p>41百万円</p>	<p>1</p> <p>AIの開発及び利活用の促進やAIネットワーク化の健全な進展等について、ガイドライン等の国際的な合意形成及び国内での浸透を図るため、シンポジウム等を開催するとともに、そのための政策等の在り方に関する検討を行う。 具体的には、次のとおりである。① AIネットワーク化が進化した社会・経済の将来像やAIネットワーク化に関する評価の在り方、倫理的・法的課題等に関する次の検討 ア AIネットワーク化に関する評価指標の設定に関する検討 イ AIの開発・利活用、AIネットワーク化を推進するための各ステークホルダの役割分担の在り方等に関する検討 等 ② シンポジウム・ワークショップの開催</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・抽出した課題、整理した対応策等を参考として議論を行った国際的な団体等の数(G7、OECD等):2件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究の実施、シンポジウム・ワークショップの開催:2件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 AIの開発及び利活用の促進、AIネットワーク化の健全な進展等について、調査研究の実施、シンポジウム・ワークショップの開催により、それらの課題等を抽出し、対応策を整理することは、G7やOECD等における国際的な議論に貢献することに繋がり、AIに関する指針の策定など国際的な合意形成に資することから、ICTIによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>	<p>0096</p>
<p>(32)</p>	<p>サイバーセキュリティ情報共有推進事業(平成31年度)</p>	<p>-</p>	<p>339百万円 (311百万円)</p>	<p>359百万円</p>	<p>-</p> <p>通信事業者や放送事業者をはじめとする産業界の多様な主体のサイバー防護能力を強化するため、サイバー攻撃情報や脆弱性情報をより迅速に共有し、更なる効果的な対処に繋げる仕組みを確立する。①通信事業者や放送事業者をはじめとする産業界がサイバー攻撃情報を共有するための情報共有基盤において、脆弱性情報を新たな共有対象とするとともに、ソフトウェア資産情報と組み合わせることで、迅速かつ効果的な対処を実現、②日々公開される多種多様な脆弱性情報について、AIを活用した高精度な深刻度・信頼度評価を行い、結果を情報共有基盤で共有することにより、迅速かつ効果的な対処を実現、③総合通信局を中心として所管事業者等との情報共有等を実施する体制を構築</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・情報共有基盤を活用して情報共有を図る組織数:26者(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・情報共有する脆弱性情報の数:1,000件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 サイバー攻撃に関する情報共有を推進することにより、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃による被害の防止等社会課題の解決に寄与する。</p>	<p>0097</p>

(33)	諸外国におけるサイバーセキュリティ動向の調査研究(平成31年度)	-	47百万円 (44百万円)	-	<p>①諸外国におけるサイバーセキュリティ政策の動向調査 ②各国ISPによるサイバーセキュリティ対策の動向調査 ③各国におけるサイバーセキュリティ技術開発の動向調査</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・二国間協議等を行った国・地域の数:5件(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査した国・地域・会議体の数:50件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 諸外国におけるサイバーセキュリティに関する政策・対策や技術動向の調査を踏まえ、より実情に即した二国間協議や多国間協議を効果的に実施することにより、日本国内や国際社会におけるICT利活用のための環境整備を図る。</p>	0098
(34)	地域IX・CDN等を活用したコンテンツ配信効率化等促進事業(令和元年度)	-	-	675百万円	<p>我が国は、インターネット通信の基盤であるIX・CDNが主に東京・大阪に集中して存在することにより、同一地域内の通信であっても都市部を経由するなどの非効率性や、都市部で災害が発生した際に全国のインターネット利用に影響が出るなどの脆弱性が懸念されている。これらの課題を解消し、コンテンツの効率的・安定的なネット配信を実現するため、通信事業者、放送事業者、コンテンツ事業者等の参画を得て、特定の地域で地域IX・CDN等の実証環境を構築し、トラフィック急増に備え、迅速・円滑に配信拠点の切替えや災害など配信障害に備えたバックアップを行うための体制・手段の検証等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・キャッシュからの配信量/トラフィック総量:15%(令和2年度) ・配信環境を利用する放送局、製作会社等の数:50社(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験実施箇所数 ・地域IXに接続するISP・CP等の数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国のインターネットの更なる効率化と、コンテンツの効率的・安定的な配信の実現に寄与する。</p>	0099
(35)	多言語翻訳の普及推進(令和元年度)	-	-	100百万円	<p><地方自治体向けガイドラインの策定> 地方自治体が多言語翻訳システムを利用する際の共通課題等について整理し、ガイドラインとして取りまとめることで、同団体の課題を解消するとともに、外国人等の利便性向上や多言語翻訳の普及促進を図る。</p> <p><多言語翻訳コンテストの開催> 学生、スタートアップ企業等に、多言語翻訳技術に関する開発環境等を提供することによって、異なる分野の製品・サービスへの多言語翻訳技術の組み込み等による新たな製品・サービスを創出する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・多言語翻訳システムの導入機関数:10団体(令和4年度) ・サンドボックスを活用したユースケースのうち、サービスとして実現した件数:5件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・多言語翻訳コンテストの開催数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方自治体向け多言語翻訳ガイドラインの策定及びサンドボックスサーバを活用した新たな多言語翻訳サービスの創出を通じて、利便性、セキュリティ、プライバシーにも配慮した実用性の高い多言語翻訳技術の実装を促進し、自由でグローバルなコミュニケーションが可能となる社会の実現に資する。</p>	0100

(36)	高度映像配信プラットフォームに関する実証(令和元年度)	-	-	149百万円	<p>実証を通じて、高度映像配信プラットフォームにおいて、8K映像を5G回線により多地点・多場面で同時に収集・配信する機能、8K映像のセキュアな管理方法、8K映像に対して解析分析等加えるアプリケーションとの接続インターフェース等にかかる技術面・運用面についての検討を行い、これら機能等をプラットフォームに追加する際の技術仕様を策定する。これをこれまで策定した技術仕様やガイドラインに反映することで、当該プラットフォームの産業横断的な活用を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・高度映像配信プラットフォームに、8K映像を5G回線を利用しながら多地点・場面で同時に収集・配信を行う機能を拡張する際の標準仕様の策定件数:1件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実施した実証事業の数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高度映像配信プラットフォームの技術的課題の検証と技術仕様の策定等により、高度映像配信サービスの全国的な普及を図り、情報通信技術利活用社会の実現に資する。</p>	0101
(37)	地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和元年度)	-	-	763百万円	<p>地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証の推進体制を早急に構築するため、実証プロジェクトの管理業務、地域での案件形成支援、実装・横展開が可能なプロジェクトの選定、実証プロジェクトの自走化支援、成果物のニーズ調査等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による継続評価及び終了評価の平均点:7割/満点(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ローカル5G等実現に向けた実証件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 実証プロジェクトの管理業務、地域での案件形成支援、実装・横展開が可能なプロジェクトの選定、実証プロジェクトの自走化支援、成果物のニーズ調査等により、ローカル5G等を活用した地域課題解決モデルの構築及び横展開を推進することで、ICTによる新たな産業・市場の創出に寄与する。</p>	0102
(38)	Lアラート等による災害情報伝達の正確性・迅速性の向上に向けた実証(令和元年度)	-	-	93百万円	<p>・Lアラート(災害情報共有システム)により伝達される避難指示・避難勧告等の災害情報の正確性向上に向けた補正体制構築の実証を行う。 ・デジタルサイネージを活用した訪日外国人・在留外国人向け災害情報伝達の実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・Lアラート高度化システムを導入している都道府県:15都道府県(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・Lアラート情報補正体制の構築に関する調査研究報告書 ・デジタルサイネージを活用したLアラート情報等災害情報の適切な表示に関する調査研究報告書</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 Lアラートにより伝達される避難指示・避難勧告等の災害情報の正確性・迅速性の向上を図ることで、情報発信者である地方公共団体等及び情報伝達者である各種メディアのより一層のLアラート活用を促進し、Lアラート高度化システムを整備するインセンティブを与えることで、整備都道府県数の増加に寄与。</p>	0103

(39)	教育現場の課題解決に向けたローカル5Gの活用モデル構築 (令和元年度)	-	-	237百万円	-	<p>ローカル5G基地局を設置することで教育現場における5G利用環境を構築し、5Gの特性(超高速、超低遅延、多数同時接続)を活かした活用モデルの構築(実証)を行い、教育上の意義・効果や導入上の留意点等をガイドブックとしてまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・ローカル5Gを活用した教育を導入する際の参考となるガイドブック:1件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ローカル5Gの活用モデルの構築に向けた実証件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 教育現場の課題解決に向けたローカル5Gの活用モデルを構築することにより、ICT・デジタル技術(5G)を通じて、未来を担う創造的な人材育成と、地方創生に資する教育環境の充実に図り、ICTによる地域の活性化、先進的社会的システムの構築に資する。</p>	0104
(40)	国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開(令和2年度)	-	-	99百万円	2	<p>ローカル放送局等が国際見本市において番組を販売できるよう海外の主要見本市において、ローカル局統一ブースの組成、人脈形成支援、海外販売のノウハウ共有を実施。特に日本のコンテンツに関心が高い海外関係者が集まり、日本のローカル放送局等にとって地の利がある国内開催の見本市であるTIFFCOMIにおいては、多数の海外バイヤーの参加を促す取組みの実施、ローカル放送局等の制作者が海外の最新動向を把握するための海外の有力制作者等を招聘したセミナーの開催、ローカル放送局等の出展支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・放送コンテンツの成約金額:45億円(令和11年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・国際見本市における商談件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国際見本市等を通じて、我が国の番組を海外に向けて販売することや、海外との関係構築、海外販売におけるノウハウの蓄積などが進み、放送コンテンツ関連海外売上高の増加に寄与する。</p>	新02-0008
(41)	ネット同時配信時代におけるコンテンツ権利処理円滑化事業 (令和2年度)	-	-	104百万円	-	<p>放送事業者、番組製作会社、音効会社、コンテンツ配信事業者等が、アウトサイダー(著作権等管理事業者が著作権等を管理していない権利者をいう。以下同じ。)の楽曲をコンテンツに利用する際、当該アウトサイダーの特定から許諾交渉、使用料決済までを一体的に処理することを可能とする共通権利処理システムを設計・構築し、当該システムの実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・共通権利処理システムの整備の件数:1件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・共通権利処理システムに登録されたアウトサイダーの楽曲の数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 共通権利処理システムの実証を通じてコンテンツに係る権利処理を迅速かつ円滑に行うことができる環境整備を進めることで、良質なコンテンツの流通を促進し、国民生活の質の向上に寄与する。</p>	新02-0009

(42)	高度伝送技術の標準化等によるネットワークの有効活用に関する調査研究(令和2年度)	-	-	50百万円	<p>4K等の超高精細画像を含む放送や住民見守りサービス等の提供に伴う伝送容量増大による帯域不足を解決するため、トラフィックに応じて通信網及び放送網の情報容量を柔軟に変動させる技術等の調査・分析を行い、ケーブルテレビネットワークの有効活用を図る。</p> <p>また、海外でも超高精細画像の放送を伝送するために帯域不足が発生するなどの共通課題があるため、上記調査・分析で得た技術は、海外における帯域不足などの課題解決にも資することから、ITU-T SG9などの場で国際標準化に向けた検討を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・国際標準化に必要な技術基準策定のための技術課題検証数:3件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 通信網及び放送網の情報容量を柔軟に変動させる技術の実装を図り、ケーブルテレビネットワークの有効活用することで帯域不足の解消に寄与するとともに、国際標準化を行うことでケーブルテレビに関連する市場等の活性化に寄与することで、ICT利活用のための環境整備を実施する。</p>	新02-0010
(43)	ICT人材育成・教育基盤構築事業(令和2年度)	-	-	88百万円	<p>・地域で子供たちにプログラミングに触れる機会を提供する地域ICTクラブに関して、カリキュラム・教材整理などの基盤構築や、好事例の共有など普及展開を実施</p> <p>・学校のICT環境整備(教育データ連携やクラウド活用の促進)に関する調査研究を実施</p> <p>・Society 5.0時代に対応するため、ICTの活用を通じて我が国の経済社会を支える人材の育成に資する調査研究を実施</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 -</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・地域ICTクラブの普及促進に係る調査数 ・Society5.0時代に対応した高度ICT人材の育成手法等の調査数 ・学校のICT環境整備に係る調査数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域ICTクラブの普及促進、高度ICT人材の育成手法及び学校のICT環境整備に係る調査を行うことにより、Society5.0時代に対応可能なICT人材育成、教育基盤の構築を推進することで、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築に資する。</p>	新02-0011
(44)	自治体AI共同開発推進事業(令和2年度)	-	-	296百万円	<p>AI活用が進められていない行政分野へのAI導入や、クラウドサービスとして共同利用できるAI導入についての開発実証等を行うことにより、自治体が共同で使えるクラウドAIサービスの導入に向けた標準仕様及び導入に当たっての留意点・手順を「自治体AI活用ガイドブック(仮称)」として確立し、全国の自治体におけるクラウドAIサービスの共同利用を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数:500件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・標準仕様書・導入手順書策定数(改定を含む) ・AI実証地域の完了数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自治体行政分野へのAI導入標準化を実施することにより、地方自治体における革新的ビッグデータ処理技術の早期導入を推進し、自治体の業務効率化や地域課題の解決を実現。これにより、政策目標として掲げる社会課題解決の推進及びICT利活用のための環境整備に寄与する。</p>	新02-0012

(45)	サイバーセキュリティ政策に関する調査研究(令和2年度)	-	-	105百万円	-	<p>以下の調査を行う。</p> <p>①世界各国の政府、国際機関、事業者、研究機関等のサイバーセキュリティに関する動向の把握 ②データの信頼性を確保する基盤となる各種トラストサービスの制度化に資する調査(電子署名の周知啓発活動含む)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①二国間協議等を行った国・地域の数:5件(令和2年度) ②認定されたトラストサービスの業務数:10件(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①調査した国・地域・会議体の数 ②開催したセミナー・ワークショップ等の件数 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>本調査を踏まえた、国際動向に基づくサイバーセキュリティ政策の立案・遂行により、サイバー攻撃に対する国家の強靱性やデータ流通の信頼性の確保に寄与する。</p>	新02-0013
(46)	デジタル活用支援員推進事業(令和2年度)	-	-	100百万円	1.4	<p>地理的、心理的に身近な人からICTを教えてもらうデジタル活用支援員に関し、全国普及のための基本的なスキームについて実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル活用支援員のモデル構築:1件(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「デジタル活用支援員」の仕組みの構築に向け行った実証実験の件数 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>本事業により、高齢者等がICT機器・サービスの活用方法を学べる環境づくりを推進することで、デジタル・ディバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	新02-0014
(47)	情報アクセシビリティ確保のための環境整備(令和2年度)	-	-	22百万円	1.4	<p>① 公的機関におけるウェブアクセシビリティ対応の促進 ウェブアクセシビリティの規格であるJIS X8341-3を守るための公的機関向けの手順書である「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の普及啓発を行うとともに、今後のJIS規格の改正作業を視野に入れて、必要な調査等を実施。</p> <p>② ICT機器・サービスのアクセシビリティ向上に資する自己評価する取組の促進 企業が、自社で開発するICT機器・サービスが情報アクセシビリティ基準を満たしているかどうかを自己評価する取組を促すため、欧米のアクセシビリティ基準やJIS規格、各業界団体が過去に独自に策定した基準を踏まえた評価項目・基準の整理及び管理運用体制の検討のための調査を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省「地方自治情報管理概要」による地方公共団体のJISへの準拠率:75.5%(令和3年度) ICT機器・サービスのアクセシビリティ向上に資する評価の促進:1件(令和3年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT機器・サービスのアクセシビリティ向上に資する自己評価の取組を促進するための意見交換の回数 JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>障害者や高齢者がICTを活用するための環境づくりをすることで、デジタル・ディバイド(情報格差)という社会課題の解決に寄与する。</p>	新02-0015

<p>(48)</p>	<p>放送コンテンツを活用した海外への情報発信事業(令和2年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>866百万円</p>	<p>2</p>	<p>信頼度が高いメディアである放送の特性を活用し、日本と海外のメディアが連携し、影響力のある国際的なチャンネルにおいて、東南アジア、欧州等の世界各地に広く集中的に、我が国の現状や魅力に関する短時間番組等を放送する。併せて、放送局サイト等で、制作した番組や番組関連映像を配信するほか、海外におけるプロモーション等を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・発信されたコンテンツの視聴者数(延べ人数)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・発信された放送コンテンツの量(番組の放送回数)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国際的な有力なチャンネルを通じて、我が国の番組を海外に向けて発信することや、海外との関係構築などが進み、放送コンテンツ関連海外売上高の増加に寄与する。</p>	<p>新02-0016</p>
<p>(49)</p>	<p>電子契約等普及促進事業(令和2年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>239百万円</p>	<p>-</p>	<p>本調査では、企業間における様々な文書のやり取り等を電子データでやり取りできる実フィールド環境を構築し、eシールの活用が期待できるユースケースでの実証を通じて、eシールの仕組みを実現するための技術的基準・運用基準等の調査を実施し、早期にeシールを制度化するための仕様について検討を行うこととする。あわせて、eシールを制度化した際に、各組織においてeシールの普及促進に資するよう、eシールを活用することによる業務効率化の具体的な効果を調査することとする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・検討した基準に基づき提供開始されたeシール試行サービス数:1(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究により整理した基準の数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本調査を踏まえ、eシールの制度化を早期に行うことにより、組織が発行する電子データの発信元のなりすましや改ざんを防止し、信頼できる電子データを組織間でそのままやりとりすることが可能となり、社会全体のデジタル完結に寄与する。</p>	<p>新02-0017</p>
<p>(50)</p>	<p>被災地域情報化推進事業(平成24年度)(復興庁からの移替え)</p>	<p>111百万円 (42百万円)</p>	<p>53百万円 (7百万円)</p>	<p>38百万円</p>	<p>1</p>	<p>東日本大震災で被災した地方自治体が抱える課題について、当該地方公共団体が情報通信技術(ICT)を活用して効率的・効果的に解決する取り組みに対して支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・被災自治体等に対する共聴施設等整備事業完了地区における難視聴世帯数:0件(平成28年度) ・被災自治体等に対する地上ラジオ放送受信環境整備事業完了件数:1件(平成28年度) ・被災自治体等に対するブロードバンド基盤整備事業完了件数:1件(平成28年度) ・被災自治体等に対する公共施設等情報通信環境整備事業完了件数:0件(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(共聴施設等整備事業)補助事業採択地区数:8件(令和2年度) ・(地上ラジオ放送受信環境整備事業)補助事業採択件数:0件(令和2年度) ・(ブロードバンド基盤整備事業)補助事業採択件数:0件(令和2年度) ・(公共施設等情報通信環境整備事業)補助事業採択件数:0件(令和2年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災で被災した地方自治体が抱える課題を解決するための事業に対して補助を実施し、復興に向けた新たな街づくりに合わせて、超高速ブロードバンド、放送の受信環境及び公共施設等向け通信基盤・システムの整備を推進することにより、被災地域におけるICTの活用の促進、インターネットを活用した商取引の活性化や企業誘致等につながるため、ICTによる新たな産業・市場を創出することに寄与する。</p>	<p>復興庁 0029</p>

(51)	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年)	-	-	-	-	電子署名に関し、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、当該法第4条に基づき、安全性等に関する一定の基準に適合した特定認証業務の認定を実施。
(52)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年)	-	-	-	4	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることに鑑み、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送業務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資する。 当該法第4条に基づき、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送業務の提供、又は開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、その経費の2分の1を上限に助成を実施。
(53)	特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年)	-	-	-	1	社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることに鑑み、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。
(54)	国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成28年改正)	-	-	-	-	国立研究開発法人情報通信研究機構法を改正し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の業務の範囲に、「サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練」を追加(平成28年4月20日成立、同5月31日施行予定)。 NICTが有するサイバーセキュリティに関する技術的知見及び演習基盤を活用して、国の行政機関や重要インフラ事業者等を対象として、効果的な演習を実施する。
(55)	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減(登録免許税)(平成26年度)	-	-	-	1	事業再編計画、特定事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等について、登録免許税の軽減
(56)	中小企業投資促進税制(所得税、法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる。(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ) ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。
(57)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税、法人税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。
(58)	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業振興地域として定められた地区において、工業用機械等の取得をして電気通信業等の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%(建物等については8%)の法人税額控除
(59)	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業特別地区として定められた地区において新設された法人のうち認定を受けた法人について、設立後10年間、40%の所得控除
(60)	エンジェル税制(所得税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(61)	中小企業投資促進税制(法人住民税、事業税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる。(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ) ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。

(62)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(個人住民税、法人住民税、事業税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。
(63)	沖縄情報通信産業振興税制(事業所税、減収補填措置)(平成10年度)	-	-	-	1	(1)1千万円以上の機械等及び1億円以上の建物等に係る情報通信産業等の事業の用に供する施設を新増築した場合に事業所税(資産割)課税標準を2分の1とする (2)事業の用に供する設備・不動産を新増設した者について、地方公共団体が事業税等を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填
(64)	エンジェル税制(個人住民税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(65)	コンテンツ海外展開等促進基金(平成24年度)	-	-	-	2	①ローカライズ支援 経済産業省と総務省で共同で、公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施する。 対象者:民間企業 ②プロモーション支援 経済産業省が、公募により選定する法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つプロモーションにつき、その活動費の一部を補助する。 対象者:民間企業 【成果指標(アウトカム)】 ・本施策のローカライズ支援を受けたコンテンツの量(時間)/本施策の支援を受けたプロモーション件数 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業者への交付決定額 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施することにより、日本の放送コンテンツの海外への販売を促進し、新たな市場を開拓するとともに、放送コンテンツ関連海外市場売上高の増加に寄与する。
(66)	中小企業経営強化税制(所得税、法人税)(平成29年度)	-	-	-	1	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②7%の税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。 (注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型]生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型]収益力強化設備(投資利益率が5%以上のパッケージ投資)
(67)	中小企業経営強化税制(法人住民税、事業税)(平成29年度)	-	-	-	1	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②7%の税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。 (注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型]生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型]収益力強化設備(投資利益率が5%以上のパッケージ投資)

政策の予算額・執行額	8,799百万円 (8,201百万円)	9,518百万円 (8,702百万円)	6,424百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					成長戦略	令和元年6月21日 (令和2年7月17日改訂)	成長戦略実行計画 成長戦略フォローアップ 令和元年度革新的事業活動に関する実行計画
					世界最先端IT国家 創造宣言・官民デ ータ活用推進基本計 画	平成29年5月30日 (30年6月15日改訂) (令和元年6月14日改訂) (令和2年7月17日改訂)	第1部 基本的考え方 第2部 II 施策集 別表

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-①)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備			担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室			作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 犬童 周作	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。 [中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。							政策評価実施予定時期	令和3年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
	施策手段		基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討・実施 <アウトプット指標>	・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。 ・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	平成26年度	令和2年度	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適切に対応していくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。 なお、基準値及び基準年度については、放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成26年法律第96号)の附則の第12条「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第百六条の三第一項に規定する経営基盤強化計画の認定に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」の規定に基づき設定。	

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図る。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るため、送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練を実施するとともに、可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>2</p> <p>臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練の実施回数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>大規模災害の発生時において地方公共団体等が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点調査や運用訓練等やテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて、可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練の実施についての検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	<p>平成29年度</p> <p>機器設備の総合通信局等(11局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査や運用訓練等を実施。また、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を実施。</p>	<p>令和5年度</p> <p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 16回以上 (臨災局:6局×2回) (可搬型:4局×1回)</p> <p>39回 (臨災局:28回) (可搬型:11回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p> <p>47回 (臨災局:41回) (可搬型:6回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p> <p>—</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各地方公共団体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する地方公共団体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、地方公共団体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、送信点調査及び運用訓練等の実施回数について指標として設定。</p> <p>また、熊本地震では、地上テレビ放送の中継局が被災した際、復旧までに時間を要したことから、本格復旧までの応急措置として、国が可搬型予備送信設備等を地方公共団体等に使用させることを可能とする体制を平成30年度から整備し、大規模災害時においてテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えた運用研修・訓練の実施も目標(値)に追加した。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた地方公共団体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等)</p> <p>令和元年度:15.1%(11総合通信局等) 平成30年度:14.6%(6総合通信局) 平成29年度:14.6%(6総合通信局) 平成28年度:11.7%(4総合通信局) 平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)平成28年度までは、機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の地方公共団体。平成29年度からは、上記に加え、北陸及び中国の2総合通信局管内の地方公共団体も含めた6総合通信局管内の地方公共団体。なお、令和元年度は、当該機器が未配備である5総合通信局等(東北、関東、東海、近畿及び沖縄)に配備したことから、11総合通信局等の地方公共団体が該当。</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。</p>	<p>3</p> <p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。</p>	<p>平成29年度</p> <p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。</p>	<p>令和2年度</p> <p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請。</p>	<p>NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.5億世帯に増加。</p> <p>NHKIにおいて、よりきめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約3.4億世帯に増加。</p>	<p>—</p>	<p>海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請することが重要であることから、指標として設定。</p> <p>【参考】NHKにおける各年度の受信環境整備状況</p> <p>令和元年度:約3.4億世帯 平成30年度:約2.5億世帯 平成29年度:約2.4億世帯 平成28年度:約2.2億世帯 平成27年度:約2.1億世帯 平成26年度:約2億世帯 平成25年度:約1.9億世帯</p>

被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること	放送ネットワーク整備支援事業及び放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)による環境整備	4 自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 <アウトプット指標>	19%	平成 25年度	100% (当該年度までに整備した件数/22局 (基準年度において整備対象となっている親局の移転・FM補完局等の整備局数))	平成 30年度	100% (22局/22局)		<p>ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波(AM)送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めてきた。</p> <p>当該取組により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保することが可能となることから、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。</p> <p>(参考値) 平成30年度 100% 平成29年度 86% 平成28年度 73% 平成27年度 55% 平成26年度 45% 平成25年度 19%</p> <p>(参考値)親局の移転・FM補完局等の整備局数 平成30年度 3局 平成29年度 3局 平成28年度 4局 平成27年度 2局 平成26年度 10局</p>
ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること	放送ネットワーク整備支援事業により、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築のためのケーブルテレビ網の光化の環境整備	5 ケーブルテレビの光化率 <アウトカム指標>	11%	平成 28年度	50% (FTTH方式のケーブルテレビ加入世帯数/ケーブルテレビ加入世帯数)	令和 4年度	令和4年度に50%を目指す。	16%	<p>ケーブルテレビ網における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保するとともに、4K・8Kの視聴環境を構築するに当たっては、当該網の光化の促進が必要であることから、ケーブルテレビの光化率(ケーブルテレビ加入世帯のうち、FTTH方式の加入世帯数割合)について指標として設定。</p> <p>なお、本指標は「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日)中「(4K・8Kを)2020年に全国の世帯約50%で視聴されることを目指す」とこととされているため、年度ごとの目標は設定していない。</p> <p>(参考値) 平成29年度 13% 平成28年度 11% 平成27年度 10% 平成26年度 9.2%</p> <p>※令和元年度年度実績値については、令和2年度中に確定予定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	放送ネットワーク整備支援事業(平成26年度)	2,328百万円 (1,935百万円)	282百万円 (221百万円)	663百万円	4	<p>放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、以下の費用の一部を補助 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用(地上基幹放送ネットワーク整備事業) ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業) ③コミュニティ放送局の自動誘上装置等設備(災害情報等放送システム整備事業)、ケーブルテレビ事業者の広帯域無線システム(災害情報等代替伝送システム整備事業) (地方公共団体:補助率1/2 第三セクター、地上基幹放送事業者等:補助率1/3、コミュニティ放送事業者(③に限る): 2/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・整備済箇所数:2箇所(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の完了件数:16件(令和元年度) ・災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となるケーブルテレビネットワークについて、その2ルート化等の整備済箇所数:3箇所(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。</p>	0105
(2)	放送政策に関する調査研究(平成19年度)	52百万円 (49百万円)	66百万円 (63百万円)	83百万円	1	<p>放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報、感染症対策に係る情報、民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方で、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、社会ニーズも多様化する中、従来からの社会的役割を果たすためには、国民のニーズを適切に把握しつつ、新サービスの可能性や新技術の課題などを踏まえ、柔軟かつ迅速に放送政策の立案を行う必要がある。このため、放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するため、所要の調査・分析等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:9件(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・放送政策に関する調査・分析等の項目:8項目(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するための所要の調査・分析等を行うことにより、この成果を活用して、国民視聴者の多様なニーズや、放送が基幹メディアとして果たすべき公共的な役割について検討した上で、必要な制度整備・運用等を行うことができることとなるため、国民生活の利便性の向上等に寄与する。</p>	0106
(3)	国際放送の実施(昭和26年度)	3,544百万円 (3,544百万円)	3,594百万円 (3,594百万円)	3,594百万円	3	<p>放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送の実施を要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(ラジオ国際放送)3言語(日本語、中国語、朝鮮語)の1日あたりの放送時間:-(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送法第65条第1項の規定に基づき、海外における受信環境の整備等を指定して、テレビ国際放送の実施を要請し、この要請に応じてNHKがテレビ国際放送を実施することにより、テレビ国際放送の受信環境整備等が一層推進されることとなり、テレビ国際放送の充実に寄与する。</p>	0107
(4)	地域ICT強靱化事業(平成26年度)	30百万円 (28百万円)	15百万円 (14百万円)	14百万円	2	<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出す。大規模災害時において、テレビの中継局や共聴施設が被災し、被災地でテレビ放送が受信できなくなる場合に備えて、中継局や共聴施設の機能を一時的に代替可能な予備送信設備等を保管・運用するとともに、総合通信局等で当該設備等の運用研修・訓練を行い、大規模災害時に地方公共団体や共聴組合等を支援することができる職員を育成する等、運用体制を整備する。また、地方公共団体等が当該設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局等の円滑な開設に向けた地方公共団体における取組状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結、開設に向けた送信点調査の実施等):17%(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:74回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合通信局等に配備した臨時災害放送局用等の機器を用いて、送信点調査、運用訓練及び説明会等を実施することにより、地方公共団体等における臨時災害放送局等に係る運用のノウハウの蓄積がなされるため、災害時における臨時災害放送局等の迅速な開設に寄与する。</p>	0108

(5)	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業(平成30年度)	0百万円 (0百万円)	3,951百万円 (3,356百万円)	2,858百万円	-	<p>停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者のケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助(地方公共団体:補助率1/2 第三セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備済箇所数:30件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付決定数:28件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>停電及び局所的豪雨災害等に弱いなど課題があるケーブルテレビ事業者に対し、ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助することにより、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化に資する。</p>	0109
(6)	放送ネットワーク等災害復旧事業(平成30年度)	1百万円 (0.1百万円)	158百万円 (58百万円)	5百万円	-	<p>激甚災害に指定されている平成30年7月豪雨、台風20号及び台風21号によりケーブルテレビ施設及び地上デジタル放送共聴施設の被害を受けた市町村、市町村の連携主体又は第三セクターに対して、その復旧事業費を補助する。(市町村及び市町村の連携主体:補助率1/2、第三セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧事業が完了した件数:11件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数:2件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>激甚災害によりケーブルテレビ施設及び地上デジタル放送共聴施設の被害を受けた市町村等に対して、その復旧事業費を補助することにより、被災地のケーブルテレビ施設及び地上デジタル放送共聴施設といった国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段の確保に寄与する。</p>	0110
(7)	放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業(令和元年度)	-	31百万円 (30百万円)	30百万円	1	<p>(1)番組製作会社及び放送事業者に対するアンケートにより、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を実施するとともに、クロス集計などの手法によって、契約実態や取引構造について定量的な分析を実施する。</p> <p>(2)個別の取引に関する具体的な事実関係を把握することにより、アンケートを補完する観点から、番組製作会社及び放送事業者それぞれに対して、グループ・ヒアリング等を実施する。</p> <p>(3)放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等の専門家に相談できる場を整備し、迅速かつ円滑な問題解決を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を活用した取引ルールの整備の件数:1件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・アンケートの有効回答数:560社(令和元年度) ・グループ・ヒアリング等の開催回数:5回(令和元年度) ・製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できるよう、整備した場の数:6回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>放送コンテンツの製作取引に関する実態(商慣習、契約実態、取引構造等)を調査し、実態を踏まえた取引ルールの整備に資するとともに、製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できる場を整備することにより、放送コンテンツの製作環境の改善及びクリエイターの製作意欲の向上を図る。</p>	0111
(8)	ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業(令和元年度)	-	4百万円 (3百万円)	1,084百万円	-	<p>災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等の観点から、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークのFTTH化等の整備費用の一部を補助(地方公共団体:補助率1/2 第三セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備済箇所数:11箇所(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付決定件数:11件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>災害時における停電に起因するケーブルテレビ事業者の停波について、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段を確保し国民の安全・安心を確保するため、ケーブルテレビネットワークのFTTH化を行う。</p>	0112
(9)	BS右旋帯域の再編に係る経費(令和2年度)	-	-	200百万円	-	<p>円滑な帯域再編を実現すべく、以下のような取組を通じて、必要な技術仕様等の策定や衛星放送の視聴者保護を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロット数の変更やトラボン移動等を柔軟に行うための放送設備の仕様変更等に係る技術検証 ・帯域再編作業に係る周知・広報及び視聴者からの問合せ対応のためのコールセンターの設置 等 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロットの縮減、トランスポンダの移動等を実施する番組の数:14番組(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・帯域再編に必要な技術検証件数 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>BS右旋帯域に新たに生まれる空き帯域を有効利用するために帯域再編を実施し、衛星放送市場のさらなる活性化を図る。</p>	新02-0018

(10)	4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業(平成29年度)	2,213百万円 (1,831百万円)	132百万円 (132百万円)	-	5	<p>4K・8K時代の本格化に対応し、4K・8Kの視聴できる環境を全国格差なく整備するため、過疎地域等の条件不利地域における4K・8Kの視聴に必要なケーブルテレビ網の光化等を支援する。 (地方公共団体:補助率1/2 第3セクター:補助率1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・4K・8Kを視聴する世帯数の割合:50%(令和2年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 超高精細技術の利活用等による、より高精細・高機能な放送サービスや本格的な放送・通信の連携サービスの実現、医療・介護など幅広い分野での社会的課題の解決等の利便を全国格差なく享受可能とする。また、地域密着メディアであるケーブルテレビの4K・8K対応により、約36兆円の経済波及効果(2020年までの累計)を通じた地域経済の活性化や雇用の創出、4K・8Kならではのコンテンツ制作・海外展開等を通じた地域の情報発信力や国際競争力の強化を実現する。</p>	-	
(11)	放送法(昭和25年)	-	-	-	1	<p>放送法(昭和25年法律第132号)第1条において、次のとおり規定されている。 この法律は、次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</p> <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。</p>		
政策の予算額・執行額		6,053百万円 (5,708百万円)	8,114百万円 (7,348百万円)	5,102百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

政策 ^(※1) 名	政策12:情報通信技術利用環境の整備	担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 大村 真一 電波部電波政策課長 布施田 英生
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争の促進、ブロードバンド環境の整備促進、電波利用環境の維持・改善により利用者利便の向上を図るとともに、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の確保を実現することにより、世界最高水準の情報通信技術(ICT)インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。			分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:世界最高水準のICTインフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]:電気通信事業分野の一層の競争促進を図る取組を実施することによる料金低廉化・サービス多様化や、ブロードバンド基盤の整備促進等による利用者利便の向上、ブロードバンド基盤の整備促進等による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、電波利用環境の維持・改善による無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等による電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現する。		政策評価実施予定時期	令和3年8月	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値) ^(※2)			
施策手段		基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
電気通信事業分野の公正な競争環境の整備	① 公正な競争促進に向けた取組の進捗 ＜アウトプット指標＞	平成29年度	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 	電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえ、公正競争促進のため、電気通信市場の競争機能の有効性及び競争は阻害要因等についての検証及びサービスに対する利用者の利便性の状況についての検証を行い、サービスに対する利用者の利便性の状況について検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出し、競争環境の変化に応じた制度改正等につなげることが重要であることから、公正な競争促進に向けた取組の進捗を指標として設定。
電気通信事業分野の競争促進、インターネット利用環境の整備促進等による利用者利便の向上				<ul style="list-style-type: none"> 電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成30年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート」を策定・公表。 モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催(平成31年4月に中間報告書取りまとめ)。平成31年1月に「消費者保護ルールの検証に関するWG」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする「モバイルサービスの適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえ「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出(令和元年5月成立)。 固定通信の接続料に関し、調査研究の成果を踏まえ平成31年度以降の算定方法の見直しについて検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則を改正(平成31年3月5日公布)。 また、電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定に関する研究会」において検討を行い、平成30年9月に第二次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則を改正(平成31年3月8日公布)。 	<ul style="list-style-type: none"> モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うために開催した「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において最終報告書を取りまとめ(令和2年2月)。 固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、令和2年度の接続料算定に必要となる第一種指定電気通信設備接続料規則を改正(令和2年1月10日公布)、同規則に基づきLRICモデルを通知。また、「長期増分費用モデル研究会」において令和4年度以降の接続料算定に適用し得るLRICモデルを検討。 電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定等に関する研究会」において検討を行い、令和元年9月に第三次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則を改正(令和2年1月27日公布)。 	—	

<p>情報システムのIPv6対応の促進</p>	<p>2</p>	<p>情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 <アウトプット指標></p>	<p>年7箇所</p>	<p>平成29年度</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>令和2年度</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>前年と同規模(年7箇所)</p>	<p>IPv6対応が加速している国際動向への対応及び多種多様なデバイス等が接続されるIoT社会の構築に向け、IPv6対応の重要性が高まっており、情報通信システムのIPv6対応に係る普及啓発活動が必要となっていることを踏まえて、同活動の実施箇所数を測定指標として設定。</p>
<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の着実な執行</p>	<p>3</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>令和2年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (令和元年度値) 行政指導(警告メール) 約6,000通 報告徴収 0件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成30年度値) 行政指導(警告メール) 約5,700通 報告徴収 4件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成29年度値) 行政指導(警告メール) 約3,400通 報告徴収 6件 行政処分(措置命令) 2件</p> <p>(平成28年度値) 行政指導(警告メール) 約3,400通 報告徴収 7件 行政処分(措置命令) 0件</p> <p>(平成27年度値) 行政指導(警告メール) 約3,300通 報告徴収 21件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成26年度値) 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 36件 行政処分(措置命令) 7件</p>	

<p>電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等を踏まえた電気通信サービスを安心・安全に利用する環境の整備</p>	<p>④ 電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、課題抽出のため、電気通信サービスの契約現場への覆面調査等を実施し、事業者における利用者への説明義務の執行状況を確認した。その調査結果等を踏まえ、説明が不十分とされた事項について、必要な改善指導やガイドライン改定の制度整備を行うとともに、事業者の改善状況のフォローを実施。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>令和2年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p> <p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備（「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除制度の対象役割へのMVNO音声通話付サービスの追加等やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正）を実施。</p> <p>・情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」を踏まえ、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るための制度整備（「電気通信事業法」において、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスの休廃止に当たり事業者が利用者に周知する内容に関する事前届出を義務付け）を実施。</p> <p>・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールの検証に関するWG」を開催（平成31年4月に中間報告とりまとめ）。平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離や販売代理店の届出制度の導入等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出（令和元年5月成立）。</p> <p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備（「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除に伴う対価請求項目の追加やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正）を実施。</p> <p>・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールの検証に関するWG」を開催し、令和元年12月に報告書を取りまとめた。</p> <p>また、平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携して取りまとめた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を受け、適信料金と端末代金の完全分離、販売代理店への届出制度の導入、事業者及び販売代理店の勧誘の適正化等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を国会に提出し、5月に成立、10月より施行されている。本法改正を受け、その詳細を定める省令やガイドラインの整備を実施。</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考（各年度の相談受付件数）】 令和元年度：15,971件 平成30年度：10,466件 平成29年度：8,848件 平成28年度：9,093件 平成27年度：10,125件 平成26年度：6,952件 平成25年度：7,012件 平成24年度：6,811件 平成23年度：7,873件</p>
--	---	---	---------------	--	--------------	--	--

<p>情報通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直し</p>	<p>⑤ 電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワークの安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワークの安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>平成30年度に発生したソフトウェアに起因する重大事故の原因・対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、情報通信ネットワーク等安全・信頼性基準等の見直しを検討中。</p>	<p>2件の「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の改正を実施。</p>	<p>—</p>	<p>電気通信事故の分析・評価を電気通信事故検証会議等において実施し、分析等の結果、これまでに認識していない新たな原因が判明した場合は安全・信頼性基準への反映を実施(100%)。</p> <p>電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進展している現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (令和元年度) 重大事故:2件 電気通信事故検証会議開催回数:5回 (平成30年度) 重大事故:4件 電気通信事故検証会議開催回数:6回 (平成29年度) 重大事故:4件 電気通信事故検証会議開催回数:6回 (平成28年度) 重大事故:5件 電気通信事故検証会議開催回数:6回 (平成27年度) 重大事故:8件 電気通信事故検証会議開催回数:7回</p> <p>(注)重大事故とは、以下の要件に該当する事故をいう。 ・電気通信役務の提供を停止又は品質を低下させた事故で、次の基準に該当するもの 一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務:継続時間1時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの 二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務:継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの 三 電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス:継続時間12時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間2時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一から三までに掲げる電気通信役務を除く):継続時間24時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの又は継続時間12時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 五 一から四までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務:継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数100万以上 ・衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障の場合は、その設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能であるもの</p>
<p>電気通信機器の技術基準適合性の確保</p>	<p>6 市場調査を行う端末機器の台数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>40台</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>40台以上</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>40台以上</p>	<p>40台以上</p>	<p>40台以上</p>	<p>市場に流通する通信機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による利用者への不測の被害が危惧されている。そのため、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するものとして、市場調査を行う端末機器の台数及び関係者間で情報交換するMRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数を指標として設定。</p> <p>注:これまでMRA国際研修会の参加者数に係る令和2年度の目標値を240人としていたが、近年の電気通信・無線機器の社会経済への浸透、国際化の進展を受け、より高い目標として270人に変更した。</p> <p>【参考】 (令和元年度値) ・市場調査機器台数:40台 ・MRA国際研修会参加者数:新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)の趣旨を踏まえ、令和元年度のMRA国際研修会は中止</p> <p>(平成30年度値) ・市場調査機器台数:40台 ・MRA国際研修会参加者数:228人</p> <p>(平成29年度値) ・市場調査機器台数:40台 ・MRA国際研修会参加者数:240人</p> <p>(平成28年度値) ・市場調査機器台数:39台 ・MRA国際研修会参加者数:243人</p> <p>(平成27年度値) ・市場調査機器台数:42台 ・MRA国際研修会参加者数:240人</p>
<p>7</p>	<p>MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ (※MRA(Mutual Recognition Agreement):相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定)</p>	<p>240人</p>	<p>平成 29年度</p>	<p>270人</p>	<p>令和 2年度</p>	<p>270人</p>	<p>240人</p>	<p>240人</p>	<p>270人</p>

	地域データセンターの整備推進	8	地域データセンターの整備について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 <アウトプット指標>	年4件	平成30年度	年4件	令和2年度	年4件 5件	年4件 8件	年4件 —	地域データセンターの整備の実現のためには、データセンターを運営・管理する事業者やデータセンター利用企業等に周知・啓発を行うことが必要であるという現状を踏まえて、指標として設定。	
無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるための国際調整や国内の他システムとの周波数共用の検討等の実施による移動通信システム用の周波数帯域幅の確保	9	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大 <アウトカム指標>	約900MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN)	平成29年度	平成29年度までに確保した移動通信システム用の周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保	令和2年度	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大に向けた取組を実施することにより、平成29年度までに確保した周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保。	2018年2月、情報通信審議会より、「5GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2018年6月、周波数割当計画を変更して屋外で利用可能な100MHz幅(無線LANチャネルとして80MHz幅)を確保。また、2018年7月、同審議会より、「第5世代移動通信システム(5G)の技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年1月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として合計2200MHz幅を確保。引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	2019年4月、情報通信審議会より「次世代高効率無線LANの技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年7月、周波数割当計画を変更し、5.6GHz帯無線LANの使用周波数帯の拡張により5MHz幅を確保。また、2019年6月、同審議会より、「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム(ローカル5G)の技術的条件等」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年12月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として100MHz幅を確保。引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	—	スマートフォン等の普及により、移動通信トラフィックは年々増加しており、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、周波数帯域幅の拡大に向けた取組を指標として設定。
								【参考】(周波数割当計画の態様による。) 携帯電話用約900MHz幅(平成29年度値) 無線LAN用約350MHz幅(平成29年度値) 携帯電話用約3100MHz幅(平成30年度値) 無線LAN用約450MHz幅(平成30年度値) 携帯電話用約3200MHz幅(令和元年度値) 無線LAN用約455MHz幅(令和元年度値)				
無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるための新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の検討による制度整備を実施	新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の策定 <アウトプット指標>	10	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	平成29年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	令和2年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	—	ICT技術の進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定。
								第5世代移動通信システムの導入のための制度整備など5件	ローカル5Gの導入のための制度整備など8件	【参考】 5件(平成29年度値) 5件(平成30年度値) 8件(令和元年度値)		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年	令和元年度	令和2年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)	158百万円 (143百万円)	211百万円 (190百万円)	231百万円	1	<p>電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、以下の調査を行う。</p> <p>(1)電気通信事業政策の包括的検証に関する調査研究 (2)電気通信事業における競争政策に関する調査研究 (3)電気通信事業における料金算定等に関する調査研究 (4)インターネット環境の整備・維持に関する調査研究 (5)無電柱化の更なる推進に向けた情報通信基盤の整備・維持に関する調査研究 (6)電話リレーサービスにおける交付金制度等に関する調査研究</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:9件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数:78件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、市場の変化等に対応した新たな規制の在り方について検討を行い、電気通信サービスの健全な発達を促進等、事業環境を整備することができることとなるため、適正な料金水準に基づくブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	0113
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)	343百万円 (311百万円)	417百万円 (384百万円)	475百万円	3.4	<p>電気通信分野における急速な技術革新に伴い電気通信サービスは一層高度化・多様化しているが、一方で依然増加傾向にある迷惑メール送信、サービス利用に伴うトラブルの多様化・複雑化等が課題となっている。こうした状況に的確に対応するため、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図り、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、利用者保護に係る問題の抽出・分析、迷惑メール対策の実施、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進等、消費者等への電気通信サービスに関する情報提供、法令等の周知を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:3件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・電気通信消費者相談センター等の苦情・相談件数:15,971件(令和元年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の相談受付件数:2,674件(令和元年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の情報受付件数:17,521,910件(令和元年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託のモニター受信機受付件数:765,637件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施することにより、利用者保護に係る問題の抽出・分析を行い、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図ることができることとなることから、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0114
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費(平成12年度)	32百万円 (29百万円)	48百万円 (35百万円)	47百万円	5.6.7	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果等を活用した、ガイドライン等の見直しの件数:2件(令和3年度) ・市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数に対する対応を実施した台数の比率:100%(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う端末機器の台数:40台(令和元年度) ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数:0人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認することにより、大規模化・長時間化・多様化が進化する電気通信事故に対する事業者の取組を適切に確保する制度的枠組みの整備や電気通信機器の技術基準への適合性の確保を図ることができることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上の実現に寄与する。</p>	0115

<p>(4)</p>	<p>電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)(平成22年度)</p>	<p>10百万円 (8百万円)</p>	<p>10百万円 (7百万円)</p>	<p>9百万円</p>	<p>3.4</p>	<p>電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者、消費生活センター等との間の連携を強化し、電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等に迅速に対応するとともに、電気通信事業者等の自主的な取組の促進策等の検討材料とする。そのための関係者による継続的な意見交換や消費者関係施策の一体的推進に取り組み場として電気通信消費者支援連絡会を開催する。また、青少年等のリテラシー向上を図るため、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動(e-ネットキャラバン等)を展開していく。これらの取組を通じ、地域における電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・e-ネットキャラバン参加者数:40万人(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・e-ネットキャラバンの講座開催数:2,660回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不正利用について、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、また青少年等のリテラシーについて、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動を展開していくことにより、消費者問題や違法・有害情報等の不正利用に迅速に対応し、行政としての対策や電気通信事業者等の自主的な取組促進策等の検討材料とともに、青少年等のリテラシー向上が期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0116</p>
<p>(5)</p>	<p>国際VHF周波数変更対策のための損失補償(平成29年度)</p>	<p>52百万円 (10百万円)</p>	<p>18百万円 (1百万円)</p>	<p>-</p>	<p>10</p>	<p>平成27年度のWRC(無線通信会議)においてITU-RのRR(無線通信規則)が改正され、国際VHFの一部の周波数をデジタルデータ通信用に変更することとなった。このため、平成29年度から平成30年度にかけて海岸局95局、船舶局6,102局に対して電波法第71条第1項により周波数変更命令を行い、今まで運用していた周波数を国際VHFの他の周波数に移行させるとともに、そのうち工事が必要な無線局(海岸局95局、船舶局240局)については、電波法第71条第2項を適用して、平成29年度は100局、平成30年度は94局、令和元年度は28局についてその工事費用を補償した。(総数335局のうち、廃局や辞退により113局は対応不要となった)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・周波数変更命令対象無線局数:6,197局(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・損失補償を行った無線局数:28局(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 2015年世界無線通信会議(WRC-15)による国際電気通信連合(ITU)憲章に規定する無線通信規則の付録第18号の改正に基づき、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)が改正された。本事業により新たな周波数割当計画による海上通信システムの円滑な導入及び船舶の航行安全の通信体制の確保が図られることにより、情報通信技術利用環境の整備に寄与するものである。</p>	<p>0118</p>
<p>(6)</p>	<p>迅速な応急復旧のための体制整備に関する緊急対策事業(平成30年度)</p>	<p>0百万円 (0百万円)</p>	<p>230百万円 (171百万円)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>迅速な応急復旧のため、以下の体制整備を行う。 ・通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業において、事業者側の情報集約、事業者から総務省への情報受け渡しなどの手順を改善し、総務省側の情報集約を迅速に行えるようにする。 ・総務省及び通信事業者における被災直後の初動対応について、具体的な連絡体制や業務フローを改善し、改善した業務フロー等による訓練の実施により、初動対応の実効性を確保できるようにする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・迅速な応急復旧のための体制整備に加わる組織数:7(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・防災訓練の参加人数:140人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ・災害時における初動対応等の訓練を通じて、関係機関間の連携等に係る具体的な連絡体制や業務フローを改善することにより、通信インフラの早期復旧に係る対応の実効性の確保に寄与するものである。</p>	<p>0119</p>
<p>(7)</p>	<p>災害時における重要通信確保のための総合通信局への移動電源車の配備(令和元年度)</p>	<p>-</p>	<p>0百万円 (0百万円)</p>	<p>200百万円</p>	<p>-</p>	<p>各総合通信局等の移動電源車の配備計画を見直し、災害による電気通信設備等への電源供給の途絶や、避難所等の重要拠点における停電に備えるため、当該移動電源車を派遣して、必要となる電源確保を迅速に行う体制を強化する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・新規配備台数:9台(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・移動電源車:0台(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ・総合通信局等に移動電源車を新たに配備することにより、災害時における重要拠点の通信確保のための支援体制の強化に寄与するものである。</p>	<p>0120</p>

(8)	インターネット上の海賊版サイト対策に係る検討経費(令和2年度)	-	-	200百万円	-	<p>総務省の「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」最終報告書において、次の方針を示したことを踏まえ、総務省・通信事業者・権利者等が連携して、利用者権利を尊重しつつ効果的な対策を検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISP(インターネットサービスプロバイダ)が、ユーザの同意を得て、ユーザのアクセス先をチェックし、特定の海賊版サイトへのアクセスを検出した場合に警告画面を表示する「アクセス警告方式」については、個別同意を前提とした試行的実施等の技術検証を進めるほか、引き続きユーザの意向や技術・コスト面の状況把握に努めること ・端末側における、青少年向けフィルタリングサービスや、セキュリティ対策ソフトによる対応策を着実に促進していくため、フィルタリングソフトのユーザ利便の向上や、セキュリティ対策ソフトへの海賊版リストの迅速な反映を可能とする枠組みを速やかに作ること ・民間主導の枠組みを尊重しつつ、適切な支援の在り方を検討するとともに、著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、広告掲載の抑制といった海賊版対策を総合的に推進していくことが重要であること <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果を活用した対策:3件(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証実験及び調査実施件数 ・協議会・研究会等開催件数 ・セキュリティ対策ソフトにおいて海賊版サイトへのアクセス抑止方策を参照する企業数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 違法にアップロードされた日本の漫画等が、インターネット上で無料で閲覧できる海賊版サイトの登場により、著作権侵害及び具体的な経済的被害が生じている中、総務省・通信事業者・権利者等が連携して、利用者権利を尊重しつつ効果的な対策を検討・実施することにより、インターネット上における権利保護に資する方策の社会実装の促進に寄与する。</p>	新02-0019
(9)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成24年度)(復興庁からの移替え)	44百万円 (30百万円)	46百万円 (12百万円)	26百万円	-	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧事業を支援することを目的として、特定被災地方公共団体又はその連携主体に対して、その復旧事業費の3分の1又は3分の2を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・復旧事業が完了した件数:35件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・復旧事業の補助金交付決定件数:2件(令和2年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業を支援することにより、被災地域の情報通信基盤の復旧を図ることとなるため、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。</p>	復興庁 0029
(10)	電気通信事業法(昭和59年)	-	-	-	1,4,5,7	電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信業務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(11)	有線電気通信法(昭和28年)	-	-	-	5	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与する。	
(12)	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年)	-	-	-	1	<p>1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信業務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。</p>	
(13)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年)	-	-	-	3	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることに鑑み、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(14)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年)	-	-	-	4	携帯音声通信事業者による携帯音声通信業務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止を図る。	
(15)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年)	-	-	-	6,7	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電波法(昭和25年法律第131号)及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(16)	電波法(昭和25年)	-	-	-	9	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。	

(17)	地域データセンター整備促進税制(法人税、固定資産税)(平成30年度)	-	-	-	8	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、電源装置)を取得した場合における取得価額の15%の法人税の特別償却及び固定資産税の3年間の課税標準4分の3。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏以外に整備して設置地域近傍からの利用を行う設備投資に対する法人税の特別償却・首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対する固定資産税減免を適用することにより、地域へのデータセンター整備が促進されることから、情報の円滑な流通に資する。 ※法人税の特別償却は令和2年3月31日で終了。固定資産税の課税標準の特例は令和4年3月31日まで延長。
(18)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税)(平成22年度)	-	-	-	1	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税とする。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低コストかつ高速のプロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。

政策の予算額・執行額	1,739百万円 (1,426百万円)	1,355百万円 (1,169百万円)	977百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (2) デジタルトランスフォーメーションの推進 ・光ファイバ整備を加速するとともに、プロードバンドのユニバーサルサービス化について検討し、2021年度に措置する。
世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 I 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7 社会基盤の整備 (3) デジタル格差対策 (4) データ流通環境の整備、セキュリティ/トラストの確保 IV 社会基盤の整備 1 5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築 (3) 5G環境等の普及、光ファイバ網の整備					
観光ビジョン実現プログラム2020	令和2年7月14日	別紙 インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策 視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現 ・災害用統一SSIDを利用した携帯キャリアWi-Fi及びエリアオーナーWi-Fiの無料開放・利用手続き簡素化を促進するため、災害用統一SSIDに関する周知等を行う。【継続】					
まち・ひと・しごと創生基本方針2020	令和2年7月17日	6. 新しい時代の流れを力にする (1) 地域における Society 5.0 の推進 (2) 地域における情報通信基盤等の環境整備 a) 5Gなどの情報通信基盤の早期整備					
知的財産推進計画2020	令和2年5月27日	5 コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築 (2) 模倣品・海賊版対策の強化					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑬)

政策(※1)名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施			担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 等	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 等	総合通信基盤局 電波部 電波政策課電波利用料企画室長 根本 朋生			
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を推進すること」を実現する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)					
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を推進する。 [中間アウトカム]:近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。				政策評価実施予定時期	令和5年8月					
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
	施策手段		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	電波監視の確実な実施	1	重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合 <アウトプット指標>	84.8% (391件/461件)	元年度	85% (重要無線通信妨害の申告のうち3日以内に解決した件数/重要無線通信妨害の申告件数)	4年度	85%	85%	85%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害に確実に確保かつ早期に対応することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合を指標として設定。 【参考】 重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合(重要無線通信妨害の申告のうち3日以内に解決した件数/重要無線通信妨害の申告件数) ・令和元年度 84.8%(391件/461件) ・平成30年度 80.6%(332件/412件) ・平成29年度 82.6%(431件/522件)
	総合無線局監視システムの安定的な運用	②	総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く) <アウトカム指標>	99.98%	元年度	無線局数の増加に影響されことなく99.9%以上確保(各機能ごとの年間のシステム稼働時間の平均)	4年度	無線局数の増加に影響されことなく99.9%以上確保			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監視システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 【参考】 総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く) 令和元年度実績 99.98% 平成30年度実績 99.99% 平成29年度実績 99.99%
	電波が人体等に与える影響を解明するための調査を実施	3	電波の人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	7.4	元年度	7.5	4年度	7.5	7.5	7.5	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 令和元年度実績 7.4 平成30年度実績 7.6 平成29年度実績 7.3
	電波の適正利用に関する理解度向上のための周知活動を実施	4	「電波教室」参加者アンケートにおいて、電波の適正利用について理解したという回答の割合	66%	元年度	70%	4年度	70%	70%	70%	電波の適正利用について理解度を客観的に評価するため、「電波教室」の参加者アンケートの質問項目「電波を正しく利用することの大切さがわかりましたか。」において、「よくわかった」と回答した割合を指標として設定。 【参考】 令和元年度実績 66% 平成30年度実績 68% 平成29年 71%

電波有効利用技術の研究開発、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	電波資源拡大のための研究開発を実施	⑤	電波資源拡大のための研究開発における、外部専門家による評価点数の平均 <アウトプット指標>	課題設定型: 3.7 課題提案型: 19.7	元年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 21.0以上 (最大30.0)	4年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発を行うとともに、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、当該研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成30年度実績 課題設定型3.8 課題提案型 20.2 平成29年度実績 課題設定型3.7 課題提案型 21.1 平成28年度実績 課題設定型4.1 課題提案型 21.1
	携帯電話の利用環境の整備を支援	6	道路メッシュカバー率(道路を含むメッシュ※のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合) ※:平成27年度国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ(約500m四方)	84.1%	元年度	88% (令和6年度までに90%)	4年度	86%	87%	88%	携帯電話が国民に広く普及している中、地理的条件や事業採算上の問題等により携帯電話を利用することが困難な地域が存在しており、昨今は、緊急時等における道路等の非居住エリアでの携帯電話利用ニーズが高まっていることから、当該エリアについて補助事業を実施することとしている。このため道路を含むメッシュのうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合を指標として設定した。 【参考】 平成30年度実績 83.7%
	高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備を推進	7	光ファイバ未整備世帯(利用不可能世帯)の減少 <アウトカム指標>	約66万世帯	平成30年度	約18万世帯	3年度	約37万世帯	約18万世帯	—	—

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <small>(※3)</small>			関連する 指標 <small>(※4)</small>	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	電波の監視等に必要経費(平成5年度)	8,171百万円 (7,411百万円)	9,497百万円 (8,177百万円)	9,883百万円	1	<p>航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率:100%(令和2年度) ・重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合:85%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間:198万時間(令和元年度) ・無線通信の混信・妨害申告件数(重要無線通信妨害申告件数を含む):1,886件(令和元年度) ・不法無線局への措置件数:1,251件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備、不法無線局の取締り等を行うことは、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる重要無線通信への妨害を防止することになり、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0121
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用(平成5年度)	9,399百万円 (9,252百万円)	7,449百万円 (6,867百万円)	9,632百万円	2	<p>平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの安定した運用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施。 また、国民(電波の利用者)に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率:99%以上(令和元年度) ・年間の電波利用HPへのアクセス件数:17百万件以上(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監視システムによる無線局免許申請等処理件数(年間):44万件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監視システムの安定した運用と定期的なシステム更改により、年々増加する無線局の免許申請等(年間約30~60万件)の無線局の許認可に係る業務を迅速かつ効率的に実施するとともに、電波利用料徴収に係る業務、無線局検査に係る業務、周波数管理に係る業務、伝搬障害防止区域指定、技術計算、無線局統計等の一連の処理とあわせて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を総務省電波利用ホームページを介して提供し、もって国民(電波の利用者)の利便性の向上及び良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0122
(3)	総合無線局監視システムの制度改正等対応(平成5年度)	1,111百万円 (1,110百万円)	4,384百万円 (3,955百万円)	2,051百万円	2	<p>総合無線局監視システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施。また、国民(電波の利用者)に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供している。 本事業は、無線局監理事務に係る制度改正等に伴うシステム改修等を行うものである。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 個人からの申請における無線局の免許/再免許等の電子申請率:個人50%以上(平成29年度~令和元年度平均)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・開発したプログラム等の不具合発生件数(重度な不具合):0件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監視システムについて電波法の制度改正等にあわせた改修を行うことにより、制度改正に対応した手続き等を電子的に処理を行う環境を整備し、電子申請の促進、関連業務の効率化などを図り、もって国民(電波の利用者)の利便性の向上及び良好な電波環境の整備・維持に寄与する。</p>	0123

<p>(4)</p>	<p>電波の安全性に関する調査及び評価技術(平成9年度)</p>	<p>959百万円 (891百万円)</p>	<p>1,370百万円 (1,288百万円)</p>	<p>1,473百万円</p>	<p>3</p> <p>世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的な研究プロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ、リスク評価の公表に向けた検討が進められている。 本施策は、電波防護指針の妥当性の検証及び電波の医療機器への影響を防止するための指針の策定など、これまで多方面に渡って寄与しているが、今後はこのような国際的な状況も踏まえ、安心・安全な電波利用環境を確保するため、(1)電波が人体に与える影響に関する研究、(2)電波が医療機器に与える影響の調査、(3)電波の安全性に関する諸外国との連携・調査・情報交換を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、電波防護指針等の見直しや妥当性の確認等の件数及び有益と思われる情報の公開数:3件</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等に与える影響についての学会や国際機関等における論文掲載数及び発表数:110件(令和元年度) ・外部専門家による評価において、当初の見込み通りかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合:92.3%(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波による人体への影響等に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえて人体防護に関する指針(電波防護指針)等の見直しや妥当性確認等を行うことにより、指針等を妥当なものとし、同指針を守ることを通じて安全・安心に電波を利用することができるようになるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0124</p>
<p>(5)</p>	<p>無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)(平成17年度)</p>	<p>1,637百万円 (856百万円)</p>	<p>3,793百万円 (2,836百万円)</p>	<p>3,624百万円</p>	<p>6</p> <p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設(5G等の無線設備等)や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、当該施設の整備費用について、国が一部を補助するもの(補助率:事業への参画携帯電話事業者が1者の場合 1/2、事業への参画携帯電話事業者が複数者の場合 2/3 等)。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・道路メッシュカバー率:90%(令和6年度) ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される、無線通信事業者への携帯電話基地局向け広域イーサネットサービスの利用事業者数:6事業者(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(基地局):20件(令和元年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路運用):2件(令和元年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路設置)(海底光ファイバ):3件(令和元年度) ・補助事業が完了した件数(高度化施設):9件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 携帯電話等エリア整備事業により地理的に条件不利な地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化システムの普及を促進することは、電波の利用に関する不均衡を緩和することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0125</p>
<p>(6)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)(平成20年度)</p>	<p>448百万円 (267百万円)</p>	<p>1,646百万円 (993百万円)</p>	<p>3,528百万円</p>	<p>-</p> <p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視恒久対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による要難視解消地区数:0地区 ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数(当該年度における対策残数):0世帯(令和12年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル混信対策事業の採択件数:1件(令和元年度) ・福島原発避難区域における受信対策事業の採択件数:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備するための支援等を実施することにより、国民にとって災害情報を含め生活等に必要な情報を入手する手段である地上テレビ放送を視聴するための手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0126</p>

<p>(7)</p>	<p>電波遮へい対策事業(トンネル等)(平成11年度)</p>	<p>7,118百万円 (4,322百万円)</p>	<p>7,644百万円 (4,404百万円)</p>	<p>5,559百万円</p>	<p>6</p> <p>電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内において、一般社団法人等が移動通信用中継施設(無線設備、光ケーブル等)を整備する場合、国が当該施設の整備に対して一部を補助するもの(補助率:道路トンネル1/2、鉄道トンネル・医療施設1/3等)。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500m以上の高速道路トンネルにおける整備率:100%(令和2年度) ・500m以上の直轄国道トンネルにおける整備率:95%(令和2年度) ・新幹線路線の対策済みトンネル長(成果実績、達成度は累計):1,105km(令和2年度) ・基幹災害拠点病院(国または公的医療機関が開設した病院に限る)における累計整備率:25%(令和4年度) ・地域災害拠点病院(病床数300床以上かつ地方都市又は過疎地域の二次医療圏における病院に限る)における累計整備率:10%(令和4年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業が完了した件数(トンネル):48件(令和元年度) ・補助事業が完了した件数(医療施設):6件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>鉄道トンネル等の電波が遮へいされる場所や医療施設等の公共施設内において携帯電話等を利用可能とするとは、トンネル等においても非常時等における通信手段が確保されることとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0127</p>
<p>(8)</p>	<p>周波数の使用等に関するリテラシーの向上(平成21年度)</p>	<p>265百万円 (202百万円)</p>	<p>280百万円 (212百万円)</p>	<p>262百万円</p>	<p>4</p> <p>(1)電波が人体、医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を、説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問合せ等に対応する。</p> <p>(2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会委密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の相談窓口への相談件数:702件(令和2年度) ・電波の安全性に関する説明会参加者アンケートにおいて、電波の安全性への不安が減少した又は不安ではないと回答した割合:90%(令和2年度) ・電波の安全性に関する電話調査結果において、電波を不安に感じないという回答の割合:75%(令和2年度) ・電波の適正利用について理解したという回答の割合:70%(令和3年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の安全性に関する説明会の開催回数:45回(令和元年度) ・電波の安全性に関する説明会の参加人数:2,383人(令和元年度) ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:5,017件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>民間ボランティア(電波適正利用推進員)に電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会に密着した立場を生かした活動等が可能となることで、より効率的・効果的に電波の適正利用に関する国民の理解が高まり、電波の公平かつ能率的な利用が確保されるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0128</p>
<p>(9)</p>	<p>電波資源拡大のための研究開発(平成17年度)</p>	<p>10,903百万円 (10,826百万円)</p>	<p>9,923百万円 (9,777百万円)</p>	<p>12,655百万円</p>	<p>5</p> <p>周波数のひっ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点 ・外部専門家による終了評価の平均点:21.0点 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等の実施件数:59件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術、高い周波数への移行を促進する技術について、研究開発を実施することにより、周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応することができることとなるため、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0129</p>

<p>(10)</p>	<p>周波数逼迫対策技術試験事務(平成8年度)</p>	<p>6,205百万円 (5,777百万円)</p>	<p>7,598百万円 (7,125百万円)</p>	<p>7,239百万円</p>	<p>-</p> <p>周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、試験やその結果の分析等を請負わせる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点 【活動指標(アウトプット)】 ・技術試験事務の実施件数:32件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するための技術試験事務を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0130</p>
<p>(11)</p>	<p>無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務(平成21年度)</p>	<p>1,243百万円 (1,107百万円)</p>	<p>1,579百万円 (1,516百万円)</p>	<p>1,540百万円</p>	<p>-</p> <p>周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等との調整を請負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要な分担金、拠出金等を負担する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による継続評価及び終了評価の平均点:3.5点(令和2年度) ・勧告策定、周波数特定等の標準化が実施された件数:4件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・連絡調整事務の実施件数:6件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するための国際標準化連絡調整事務を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0131</p>
<p>(12)</p>	<p>周波数の国際協調利用促進事業(平成29年度)</p>	<p>1,132百万円 (1,106百万円)</p>	<p>669百万円 (631百万円)</p>	<p>1,540百万円</p>	<p>-</p> <p>我が国の周波数事情に合う周波数利用率の高い技術について、国際的な優位性を持って国際標準として策定されるようにするため、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験、官民ミッションの派遣、技術のユーザーレベルでの人的交流を行い、当該技術の国際的な普及を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による評価の平均点:3.5点(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究等の実施件数20件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国の周波数事情に合う周波数利用率の高い技術について、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験、官民ミッションの派遣、技術のユーザーレベルでの人的交流を行い、当該技術の国際的な普及を推進し、国際的な周波数の協調利用を図ることにより、我が国の電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0132</p>
<p>(13)</p>	<p>標準電波による無線局への高精度周波数の提供(平成11年度)</p>	<p>571百万円 (557百万円)</p>	<p>839百万円 (801百万円)</p>	<p>807百万円</p>	<p>-</p> <p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において周波数標準値を設定し、「おたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波送信所(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・周波数安定度: 1.0×10^{-12} 【活動指標(アウトプット)】 ・おたかどや山送信所 発射時間率:2局体制により標準電波送信所の安定した運用を確実に実施し、長波帯標準電波の発射による高精度な周波数等を提供する。:99.1%(令和元年度) ・はがね山送信所 発射時間率:2局体制により標準電波送信所の安定した運用を確実に実施し、長波帯標準電波の発射による高精度な周波数等を提供する。:98.2%(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 標準電波を発射し、高精度周波数の提供を行うことにより、無線局の安定的な運用を可能とすることで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	<p>0133</p>

<p>(14)</p>	<p>無線システム普及支援事業(民放ラジオ聴解消支援事業)(平成26年度)</p>	<p>2,024百万円 (1,544百万円)</p>	<p>1,805百万円 (1,236百万円)</p>	<p>577百万円</p>	<p>-</p>	<p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。また、「ワイドFM」の認知向上に向け、各種媒体等を活用し、広報活動を実施する。 補助対象：難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体：民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等 補助率：①地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、②都市型難聴 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・難聴対策としてのラジオ中継局を整備した中継局の整備世帯数:534,814世帯(令和元年度) ・FM補完放送の聴取が可能となった世帯数 【活動指標(アウトプット)】 ・活動実績:ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数):41局(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ラジオ放送の難聴について、これを解消するための中継局整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、ラジオの難聴解消を推進することは、災害時における情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が推進されることとなるため、条件不利地域における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0134</p>
<p>(15)</p>	<p>IoT機器等の電波利用システムの適正利用のためのICT人材育成(平成29年度)</p>	<p>267百万円 (245百万円)</p>	<p>326百万円 (309百万円)</p>	<p>173百万円</p>	<p>-</p>	<p>(1)今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器の利活用が見込まれる中で、多様なユーザーや若者・スタートアップの電波利用に係るリテラシー向上を図ることが不可欠であることから、ユーザー企業等を対象とした地域毎の講習会や体験型セミナー、若者・スタートアップを対象としたハッカソン等の取組を推進し、IoT時代に必要な人材を育成する。 (2)災害時に国民の生命・身体を守る医療・救護活動において、衛星通信等の電波利用システムの普及に伴い、今後の周波数需要の急増が見込まれるため、非常用通信システムの適正な利用に関する講習会等の周知啓発事業を推進し、電波の適正利用に不可欠な知見・技術を有する人材を育成する。 (3)地域ニーズを踏まえた若手ワイヤレス技術実証 地域と密接な繋がりのある高専生からの地域ニーズを踏まえた、電波有効利用に資する独創的なアイデアによる技術実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・IoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合:85%(令和2年度) ・医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合:60%(令和元年度) ・技術実証の成果報告に対する外部専門家による評価結果:14点(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・IoTリテラシー向上のための講習会等への参加人数:1,303人(令和元年度) ・非常用通信システムの適正な利用に関する講習会等への参加人数:239人(令和元年度) ・高専ワイヤレス技術実証に参加した高専生の人数:49人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波利用システムは、今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器への利活用が見込まれるとともに、医療・救護活動等の非常用通信手段としての普及が進められており、これまで以上に様々な人々が電波を利用することとなる。そのため、これらのシステムにおいて電波の能率的な利用を確保する必要があることから、IoT機器のユーザー等のリテラシーを向上させるための講習・訓練や周知啓発活動等を実施し、IoT時代に求められるICT人材育成に資することを目的とする。</p>	<p>0135</p>
<p>(16)</p>	<p>衛星放送用受信環境整備事業(平成29年度)</p>	<p>40百万円 (37百万円)</p>	<p>2,203百万円 (1,819百万円)</p>	<p>1,101百万円</p>	<p>-</p>	<p>2018年12月から開始された新4K8K衛星放送(左旋円偏波を利用)では、その一部の受信設備から中間周波数(2.2~3.2GHz)の電波が漏洩し、同一周波数帯で既にサービスを実施している他の無線システムへ影響を及ぼすことが懸念されている。視聴者において対応テレビへの切り替えが加速するこの機会を捉え、影響を与えるおそれがある受信設備の改修に係る補助金の交付や中間周波数漏洩対策の必要性の周知啓発、受信設備の高度化検討等を通じて適切な受信環境を整備し、電波の能率的な利用を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・対策済機器の出荷台数:13,000千台(令和3年度) ・漏洩対策完了世帯数:120,000世帯(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・イベント等への出展件数:3件(令和元年度) ・講習会等の実施件数:91件(令和元年度) ・助成金の交付世帯数:15,845世帯(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送(4K・8K実用衛星放送)の開始に伴い、一部の衛星基幹放送の受信設備においては、旧式の設備や不適切な施工により、電波が漏洩しやすいものが存在しており、4K・8K実用衛星放送の開始及びそれ以降のアンテナの取り替えにより電波の漏洩が発生するおそれがあるため、4K・8Kに対応した受信環境整備に向けた支援を行う。</p>	<p>0136</p>

<p>(17)</p>	<p>公衆無線LAN環境整備支援事業(平成29年度)</p>	<p>1,644百万円 (1,318百万円)</p>	<p>1,181百万円 (1,018百万円)</p>	<p>871百万円</p>	<p>-</p>	<p>防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。 【補助率】 1/2 財政力指数が0.8以下又は条件不利地域の都道府県、市町村、第三セクター 2/3 財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備済箇所数:30,000箇所(令和3年度) ・防災拠点等におけるWi-Fi環境の新規整備箇所数:4,000箇所(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・公衆無線LAN環境整備支援事業による新規整備箇所数:815箇所(令和元年度) ・情報交換会・補助金説明会の開催:4回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行うことは、災害時に、携帯電話等が輻輳のために利用できない場合であっても、必要な情報伝達手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0137</p>
<p>(18)</p>	<p>異システム間の周波数共用技術の高度化(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>2,008百万円 (1,741百万円)</p>	<p>3,259百万円</p>	<p>-</p>	<p>2020年以降のIoTや5G等の普及に向けて、新たな電波利用ニーズに対応した周波数を確保するためには、異なる無線システム間の周波数共用など、電波有効利用を一層推進することが重要である。このため、5Gの追加割当てが想定される周波数等を対象に、既存無線システムとの稠密な周波数共用を可能とするデータベース等を活用した自律的(ダイナミック)な周波数共用・干渉回避技術の開発等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・周波数共用システムの適用周波数帯の検証数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自律的(ダイナミック)な周波数共用・干渉回避技術を開発することで、既存無線システムとの稠密な周波数共用が可能となるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0138</p>
<p>(19)</p>	<p>公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>310百万円 (308百万円)</p>	<p>1,199百万円</p>	<p>-</p>	<p>電波の有効利用方策の一つとなる、関係府省等が共同で利用できる公共安全LTEの実現に向け、迅速な通信エリアの補完・拡大に資する技術の検討を実施するとともに、公共安全LTEサービスを提供するために具備すべき機能や満たすべき仕様を策定するため、公共安全LTE模擬環境を構築し必要な技術及び動作の検証を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術的課題検証数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公共安全機関が共同で利用する公共安全LTEは周波数の有効利用に資するものであり、その実現に向け必要な技術検証を行う本取組は、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与するものである。</p>	<p>0139</p>
<p>(20)</p>	<p>電波伝搬の観測・分析等の推進(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>1,498百万円 (1,425百万円)</p>	<p>1,498百万円</p>	<p>-</p>	<p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、電波伝搬の間断なく観測・分析し伝搬異常の把握や予測を行い、宇宙天気関連業務の継続的かつ適切な運用、及び高度化を行う。具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において、以下を実施。 1. 宇宙天気予報業務(休日を含め24時間有人運用) 2. 電波の伝わり方についての観測技術等の高度化(①グローバルな電波の伝わり方の観測技術等の確立、②ローカルな電波の伝わり方の観測技術等の確立、③電波の伝わり方に係る情報伝送処理基盤等の維持管理・運用)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・適時に予報等を送信:98%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・土日・祝日を含めて、1日1回以上必要な予報等の送信を行った日数:306日(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波の伝搬状況を間断なく観測・分析し、伝搬異常の把握や予測等を行い、我が国の社会・経済活動に不可欠な通信・放送システム等の安定的な運用を確保することで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	<p>140</p>

<p>(21)</p>	<p>無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>2,931百万円 (2,541百万円)</p>	<p>60,767百万円</p>	<p>7</p>	<p>条件不利地域において、電気通信事業者等が高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備(光ファイバ)やそれに伴う局舎内設備を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。 (補正予算においては、条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大して補助を行う。)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・光ファイバ未整備世帯数:18万世帯(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・高度無線環境整備推進事業による整備世帯数:36,115世帯(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業は、特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保することを目的として、効率的な無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の用に供する無線局の開設に必要な光ファイバの整備を支援するものである。光ファイバの整備に関しては、「ICTインフラ地域展開マスタープラン2.0」(令和2年7月公表)において2021年度末までに未整備世帯数を約18万世帯に減少させることが目標とされたことから、指標として設定。</p>	<p>0141</p>
<p>(22)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>227百万円 (39百万円)</p>	<p>236百万円</p>	<p>-</p>	<p>大規模災害時における中継局等からの放送継続のため、テレビやラジオの中継局等の耐災害性強化等のための費用の一部を補助 事業主体:地上基幹放送事業者等、地方公共団体等 補助対象:①停電対策、②予備設備の整備 補助率 ア:地上基幹放送事業者等 1/3 イ:地方公共団体等 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本事業により対策された中継局等の「重大事故」の発生日数(自然災害に起因するものであって、本事業による対策で防止可能な重大事故の発生に限る):0件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の実施局数:11件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 テレビやラジオの中継局等の耐災害性強化のための整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、大規模な自然災害時においても現用の中継局等からの放送を継続させることが可能となるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に資する。</p>	<p>0142</p>
<p>(23)</p>	<p>IoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>1,459百万円 (1,284百万円)</p>	<p>1,464百万円</p>	<p>-</p>	<p>① 国内のインターネットに直接接続されたIoT機器を調査しサイバー攻撃に悪用される脆弱な状態にあるIoT機器の利用者に注意喚起を行うプロジェクト「NOTICE」を実施する。 ② 我が国の次世代の通信を担う基盤である5G(第5世代移動通信システム)について、サプライチェーンリスク対策を含め、各構成要素におけるセキュリティを、総合的かつ継続的に担保する仕組みを整備する。 ③ 地域におけるセキュリティ対策強化のため、(ア)地域のIoTシステムのセキュリティ要件等のガイドライン化、(イ)地域のIoTセキュリティ人材を育成するための取組、及び(ウ)公衆無線LANのセキュリティ対策に関する周知啓発等を実施する。 ④ IoTサービスの適正な運用、整備等のため、多様な電波伝搬状況における電波の適正な利用に係るガイドライン等の策定を実施する。 ⑤ IPv6導入のボトルネックとなっているシステム・アプリケーション側のIPv6化を推進するため、特にIPv6化の知見が不足している大学・中小企業等の情報システムのIPv6化に係る調査・実証を通じて導入ガイドライン等を策定し、IPv6化の環境整備を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・NOTICEサポートセンターホームページへの年間アクセス数:24,000件(令和5年度) ・公衆無線LANの脅威への対策の実施を行っているという回答の割合:50%(令和5年度) ・策定する5Gネットワークのセキュリティに関するガイドラインの掲載ページへの年間アクセス数:3,000件(令和5年度) ・我が国からのIPv6によるアクセス割合:45%(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・NOTICEへの参加インターネットプロバイダ数:50者(令和元年度) ・公衆無線LANのセキュリティ対策に係る周知啓発コンテンツの利用者数:34,913人(令和元年度) ・策定する5Gネットワークのセキュリティに関するガイドラインの説明回数 ・情報システムのIPv6化標準仕様書等認知率(全高等教育機関のうち、情報システム担当者に本事業の成果である標準仕様書等が認知された割合) ・IPv6導入促進のための講習会開催回数(令和2年度より実施予定)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波を使用するIoT機器が急増し多様化するともに、それらに対するサイバー攻撃の脅威が増大していることから、IoTに係る様々なセキュリティ対策の強化やIoTの適正な利用環境の構築に向けたリテラシーの向上を図ることで、電波の適正な利用を確保する。</p>	<p>0143</p>

(24)	5G導入に向けた電波の利用状況調査(令和元年度)	-	769百万円 (497百万円)	818百万円	-	<p>第5世代移動通信システム(5G)等と既存無線システムとの高度な周波数共用可能性等に資するための調査として、既存無線システムの詳細な利用実態等について無線局の免許人に対し書面にて調査を実施・とりまとめに要する支援作業について外部に請け負わせるとともに、既存無線システムの時間的な電波の発射状況及び空間的な電波の到来状況等の調査のため、時間的な電波の発射状況調査を行うための受信設備の置局場所の選定(地権者等との調整等を含む)等並びに無線局ごとの空間的な電波の到来状況を測定するためのポイント選定及び選定したポイントにおける実測等を外部に請け負わせるもの。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査実施電波利用システム数:12システム(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 第5世代移動通信システム(5G)等の新たな無線システムと既存無線システムとの時間的・空間的に高度な周波数共用の可能性の検討等のため、既存無線システムの詳細な利用実態等を調査、評価することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	0144
(25)	仮想空間における電波模擬システム技術の高度化(令和2年度)	-	-	3,006百万円	-	<p>今後、Beyond 5Gや自動走行、ドローン自律運転等の利用が想定される中、実試験での検討に要する期間や費用の圧縮や、実環境では困難な大規模・複雑な検証を実施することを可能とするため、無線システムの周波数帯・通信方式等を大規模かつ高精度で模擬可能な電波模擬システム(電波エミュレータ)の実現に向けた研究開発等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・模擬可能な無線システム(ユースケース)数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 多様な無線システムを大規模かつ高精度で模擬可能な電波模擬システムを実現することで、実試験での検討に要する期間や費用の圧縮や、実環境では困難な大規模・複雑な検証を行うことが可能となり、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	新02-0020
(26)	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和2年度)	-	-	3,618百万円	-	<p>地域課題解決に資するローカル5G等の実現に向けて、5Gの「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特長と、都市部、ルーラル、屋内等の試験環境の異なる地域や、複数の周波数を組み合わせ、様々な利活用シーンで地域のニーズを踏まえた開発実証を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による継続評価及び終了評価の平均点:7割/満点(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ローカル5G等実現に向けた実証件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 様々な利活用シーンでの開発実証を通じ、ローカル5Gに係る技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を定めるための技術検討を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	新02-0021
(27)	電波の利用状況調査・公表(令和2年度)	-	-	346百万円	-	<p>電波の利用状況調査について、調査の集計・分析、評価に必要な支援作業に加え、令和2年度より、更なる電波の有効利用に結びつけるため、周波数の移行や共用などの対象となり得る無線システムに対する重点調査や電波の発射状況調査の実施とともに、調査対象システムの調査事項や測定方法、調査を踏まえた評価方法等に係る検討支援を外部に請け負わせる。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査実施無線システム数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現に当たり必要な周波数の再配分等に資するため、既存無線システムに係る電波の利用状況を調査、評価することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	新02-0022

(28)	可搬型の同報系防災行政無線の導入に向けた技術的条件に関する調査検討(令和2年度)	-	-	100百万円	-	<p>地域住民に必要な情報を確実に伝達する手段として、既設の同報系防災行政無線の中継局が停止した場合等に備えた、可搬型同報無線の迅速な導入に必要となる、既設の同報系防災行政無線との周波数の共用条件や、既設の戸別受信機との一体的な運用を可能とする条件等について検討を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術的課題検証数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 既設の同報系防災行政無線と周波数を共用しつつ、また、既設の戸別受信機との一体的な運用も確保可能な可搬型同報無線の技術的条件の策定に向けた検討を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	新02-0023	
(29)	電波法(昭和25年度)	-	-	-	1~7	<p>電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。</p>		
政策の予算額・執行額		57,111百万円 (50,452百万円)	75,243百万円 (64,265百万円)	126,909百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 IV 社会基盤の整備 1 5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築 等
						成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	3. デジタル市場への対応 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 等

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑭)

政策(※1)名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進			担当部局課室名	国際戦略局 国際政策課他 5 課室	作成責任者名	国際戦略局 国際政策課長 大森 一顕
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:ICT分野における我が国の国際競争力強化や諸外国との協力関係の構築・強化及び政策協調を通じた、我が国の経済成長の促進及び国際社会への貢献 [中間アウトカム]:二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。					政策評価実施予定時期	令和3年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値)(※2)			
施策手段		基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
二国間・多国間における協議を通じた、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調	① 二国間での定期協議、政策協議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	政策協議等:28回 (27年度~29年度の平均)	平成29年度 政策協議等:28回程度 令和2年度	年度毎に政策協議等:28回程度 56回 50回 —			円滑な情報流通等のための国際的な政策協調や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備を図ることは、我が国のICT分野における国際競争力強化やプレゼンス向上を図る上で重要である。 二国間の協議や国際機関等の会議への参画・意見交換を実施することにより、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調を図ることが可能となり、その結果、円滑な情報流通や我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 【参考】 平成29年度:58回(政策協議等:36回 国際会議:22回) 平成28年度:48回(政策協議等:28回 国際会議:20回) 平成27年度:47回(政策協議等:19回 国際会議:28回)
	② 国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	国際会議:23回 (27年度~29年度の平均)	平成29年度 国際会議:23回程度 令和2年度	年度毎に国際会議:23回程度 31回 29回 —			
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	③ 我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介等を通じた、各国との協力関係の構築・強化 ICT分野に関する協力強化について合意した各国との案件数 <アウトプット指標>	26件 (政務レベル13件) (27年度~29年度の平均)	平成29年度 26件程度 (政務レベル13件程度) 令和2年度	年度毎に26件程度 (うち政務レベル13件程度) 67件(政務レベル33件) 55件(政務レベル19件) —			我が国ICTシステムに係るノウハウや知見の諸外国への移転は、我が国のICT分野における国際競争力強化やICT企業の海外展開を推進する上で重要である。 ICT分野における協力強化等を目的とした、各国との二国間協定や覚書の締結等により、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法を紹介し、先方に導入を促すこと等は、ICT分野における諸外国、とりわけインフラ需要の増加が続く各国との協力関係を構築・強化し、我が国ICT企業の海外展開のための環境整備に資することとなるため、指標として設定。 【参考】 平成29年度:37件(政務レベル14件) 平成28年度:23件(政務レベル16件) 平成27年度:19件(政務レベル10件)
リスクマネー供給による、海外における電気通信事業、放送事業又は郵便事業等への民間資金の誘発(プロジェクトへの参加を促進)	④ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業) <アウトカム指標>	平均2社/件以上	平成28年度	平均2社/件以上	平均2社/件以上	平均2社/件以上	これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できない現状を踏まえて、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することを促進する観点から、平成27年11月25日に、海外で電気通信事業、放送事業又は郵便事業等を行う者に対して、リスクマネーの供給や専門家派遣等の支援を行う官民ファンド「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)」を設立。JICTの業務が開始され、具体的な目標設定が可能となったため、新たに測定指標を設定。 JICTの支援は、JICTが供給するリスクマネーを「呼び水」として民間資金を誘発(プロジェクトへの参加を促進)することを狙いとするものであることから、その政策効果を測定する指標として、「JICTの支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業)」を設定。なお、目標値は「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において同機構の成果目標とされているものとした。
			2.25社/件	2.33社/件	—		

諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること	我が国の質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性についての理解の促進	⑤	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数 ＜アウトプット指標＞	セミナー等：30回 ミッション団：5回 (27年度～29年度の平均)	平成 29年度	セミナー等：30回程度 ミッション団：5回程度	令和 2年度	年度毎にセミナー等：30回程度 年度毎にミッション団：5回程度	セミナー25回 ミッション団1回	セミナー35回 ミッション団2回	—	新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後も更なる市場の拡大が見込まれている。このため、我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 【参考】 平成29年度：セミナー30回、ミッション団12回 平成28年度：セミナー42回、ミッション団1回 平成27年度：セミナー18回、ミッション団3回
		6	ICT海外展開の推進に向けたモデルシステム構築等に係る調査研究等の実施 ＜アウトプット指標＞	10回程度 (27年度～29年度の平均)	平成 29年度	10回程度	令和 2年度	年度毎に10回程度	12回	19回	—	インフラシステムの海外展開・案件受注のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術的優位性・信頼性について理解を深めることが重要となる。このため、案件の構想段階から参画するための実証事業やモデルシステムの構築・運営等の充実・強化が課題となっている。こうした状況を踏まえて、モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者等に対して我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国ICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。 【参考】 平成29年度：9回 平成28年度：6回 平成27年度：15回
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)※3			関連する 指標※4		達成手段の概要等				令和2年度行政事業 レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度								
(1)	国際会議への対応(平成17年度)	239百万円 (183百万円)	240百万円 (189百万円)	240百万円	1.2.3	<p>情報通信分野における各種国際会議への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際経済紛争の未然防止と政策面での連携強化を図るための2国間協議 ・情報通信分野の国際連携強化のための多国間会議等 ・国際機関が開催する情報通信分野のための国際会議 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策協議等を通じて実現した相手国との協力覚書等の締結等の件数：6件(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間で定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況：57回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>高級実務者レベルによる二国間会合の開催や各種国際会議等への出席を通じて、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>					0145	
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金(昭和24年度)	633百万円 (633百万円)	391百万円 (391百万円)	384百万円	1.2	<p>国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。分担金は、国際電気通信連合憲章第二十八条に基づく構成国の義務として、連合の経費を負担するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUの職員数(専門職以上)に占める日本人職員数の割合：8.7%(令和2年度) ・ITUの幹部職員数(D1以上)に占める日本人幹部職員数の割合：8.7%(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITUが開催する国際会議等の数：589回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>ITU構成国の義務として分担金を負担し、また、拠出金によりITUの活動を支援することにより、ITUに対する直接的な影響力の確保、我が国の政策の反映など、ITUにおける我が国のプレゼンスを向上させることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に寄与する。</p>					0146	

<p>(3)</p>	<p>経済協力開発機構 (OECD) への拠出(平成13年度)</p>	<p>70百万円 (70百万円)</p>	<p>74百万円 (74百万円)</p>	<p>74百万円</p>	<p>1.2</p> <p>OECDの「デジタル経済政策委員会 (CDEP)」は、今後の社会・経済に大きな影響を与え得る人工知能 (AI) に関する検討をはじめ、5G・IoT等の新興技術の登場に伴うセキュリティの課題やデータの流通、信頼性の課題など、新たな情報通信政策に関する課題の検討を行っている。我が国もOECD加盟国として、国際的に調和が取れ、我が国国民の利益に資する政策提案が行われるよう、これらの課題に対する検討作業に貢献するため、財政上の支援を行</p> <p>【成果指標 (アウトカム)】 ・デジタル経済政策委員会関連の職員数 (専門職以上) に占める日本人職員比率: 4% (令和2年度)</p> <p>【活動指標 (アウトプット)】 ・本拠出金の拠出先であるデジタル経済政策委員会における、我が国からの議長・副議長の人数: 5人 (令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 OECDのデジタル経済政策委員会 (CDEP) への拠出を通じて、同委員会における取組として我が国の政策を反映したプロジェクト等を推進することにより、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	<p>0147</p>
<p>(4)</p>	<p>アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 分担金・拠出金(昭和54年度)</p>	<p>151百万円 (151百万円)</p>	<p>145百万円 (145百万円)</p>	<p>145百万円</p>	<p>1.2</p> <p>アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) は、アジア・太平洋地域におけるICT分野の国際機関であり、地域のICTインフラ及びサービスの均衡した発展を目的として、標準化や無線通信の政策的調整、ICT分野の人材育成等を行っている。分担金はAPT憲章に基づく加盟国の義務として、拠出金は地域のICT分野に関する人材育成、デジタル・デバイド解消の取組等を支援するために拠出するものである。</p> <p>【成果指標 (アウトカム)】 ・APT職員数 (D1以上) に占める日本人職員数の割合: 30.4% (令和2年度) ・APT職員数 (専門職以上) に占める日本人幹部数の割合: 30.4% (令和2年度)</p> <p>【活動指標 (アウトプット)】 ・APTが主催する会議等の数: 22回 (令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 APT憲章に基づく加盟国の義務として分担金を負担し、また、技術の標準化や無線通信の政策的調整及びICT分野の人材育成等、APTの活動を拠出金によって支援することにより、ICT分野の人材育成やデジタル・デバイド (情報格差) 解消等の取組を通じてアジア・太平洋地域において我が国の政策の反映や技術紹介が可能となり、ICT分野における我が国の知見に対する国際的なニーズ及び企業を含めた我が国のプレゼンスの向上が図られることとなるため、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開への貢献に寄与する。</p>	<p>0148</p>
<p>(5)</p>	<p>ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業(平成21年度)</p>	<p>11百万円 (11百万円)</p>	<p>11百万円 (11百万円)</p>	<p>11百万円</p>	<p>3</p> <p>ASEANの情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEANにおけるICTの発展に資する調査研究、ワークショップ、セミナー等を実施する。</p> <p>【成果指標 (アウトカム)】 ・事業を通じてASEAN各国に紹介された日本の情報通信技術・知見の数: 6件 (令和2年度)</p> <p>【活動指標 (アウトプット)】 ・各年度の実施プロジェクトの件数: 1件 (令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ASEANにおけるICTの発展に資するワークショップやセミナー等を実施することにより、ASEANのニーズを踏まえた日本の情報通信技術・知見の紹介や、日ASEAN間の協力枠組み構築、政策合意形成の機会となることから、我が国ICT企業の海外展開に貢献するとともに、ASEAN各国の課題解決への貢献に寄与する。</p>	<p>0149</p>

<p>(6)</p>	<p>国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施(平成11年度)</p>	<p>89百万円 (85百万円)</p>	<p>90百万円 (79百万円)</p>	<p>96百万円</p>	<p>1.2.6</p> <p>(1) 我が国の最先端の技術等を世界に発信することは、国際競争力確保の点からも重要であるため、英文ニュースレター等による情報発信を行う。 (2) 諸外国の情報通信に関する政策・規制、市場動向等を収集することは、今後の情報通信分野の政策を企画・立案し、海外市場への国際展開を検討する上で必須なため、諸外国の情報通信分野における基礎的な情報、政策動向、サービスニーズ等の最新状況等グローバルな課題に関する情報の収集・分析及び調査を行う。 (3) 情報通信分野の国際経済紛争を未然に防ぐため、国際協定の適用・解釈等について国際法に詳しい専門家からアドバイスを受け、また、国際経済紛争・交渉が想定される国の政策・規制動向の調査・分析を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査研究の成果物を活用した政策の立案・遂行等: 4件(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・外国への情報発信、調査研究の実施件数: 9件(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 海外における情報通信分野概況等の情報収集・分析、途上国における国際協力の在り方に関する調査研究の実施、我が国情報通信政策等の諸外国への発信を通じ、国際的な政策動向・市場動向を踏まえた制度設計に必要な情報を整理することにより、情報通信分野の政策の企画・立案、国際競争力の強化及び国際経済紛争防止のための検討・対処が可能となり、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することが期待できる。</p>	<p>0150</p>
<p>(7)</p>	<p>ICT国際競争力強化パッケージ支援事業(平成27年度)</p>	<p>1,187百万円 (986百万円)</p>	<p>1,529百万円 (1,368百万円)</p>	<p>334百万円</p>	<p>5.6</p> <p>ICTインフラプロジェクトを相手国のニーズに応じて「パッケージ」で提案し、我が国におけるICTや知見・ノウハウを含めた成功事例を他国へ横展開するとともに、新規分野の開拓、重点国への戦略的支援を推進することによって、案件受注に向けて戦略的な対外広報や展開ステージ(案件発掘、案件提案、案件形成)の移行を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・規制・展開可能性調査、実証事業、官民ミッション派遣、セミナー実施年度から3年以内における事業化や日本企業の受注等件数: 5件(令和5年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・官民ミッション派遣・セミナー等実施件数: 18件(令和元年度) ・実証実験、規制・展開可能性調査実施件数: 42件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 官民ミッション、セミナー・シンポジウム、モデルシステムの構築・運営(実証事業)等を実施することにより、我が国ICT企業が海外展開する際に、より一層の事業化・受注等が促進されることとなるため、諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献することに寄与する。</p>	<p>0151</p>
<p>(8)</p>	<p>グローバルICTインフラの構築の促進に向けた諸外国との戦略的連携の推進(令和元年度)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>22百万円</p>	<p>5.6</p> <p>グローバルICTインフラは、今後、5Gの普及に伴い、大容量の国際通信を支えるものとしてその重要性が高まっており、それ自身としての重要性に加え、他のICT関係案件の展開の基礎となる重要性を持つ。また、グローバルICTインフラプロジェクトの実施にはコストの高さやリスク分散の観点から、コンソーシアムが形成される等、様々なステークホルダーが関与し、さらに各国の許認可が必要である等、参入障壁が存在するため、グローバルICTインフラを取り巻く状況について、基礎調査を実施し、必要に応じて関係企業や関係国に対して情報共有を行い、我が国企業が積極的に大型案件に関与するための支援を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・基礎調査等実施年度から5年以内における日本企業のグローバルICTインフラプロジェクト参入件数: 3件(令和6年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・基礎調査を実施したグローバルICTインフラプロジェクト件数 ・基礎調査等の情報共有(セミナー、意見交換等)件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国企業のグローバルICTインフラプロジェクト参入による経済的利益及び各国政府等機関や企業との情報共有による、国際協調体制を構築し、グローバルICTインフラを展開した国から、上位レイヤに位置するICTインフラシステムの受注に寄与する。</p>	<p>0152</p>

(9)	G20貿易・デジタル経済大臣会合開催経費(令和元年度)	-	179百万円 (169百万円)	-	-	<p>G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)に先立ち、茨城県つくば市において開催が予定されているG20貿易・デジタル経済大臣会合の円滑な実施を実現するため、G20貿易・デジタル経済大臣会合を効率的かつ効果的に運営するための必要業務を外部委託する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・各国の合意文書の数:1件(令和元年度) ・本会合に先立ち取り組む作業部会、マルチステークホルダー会議のほか、地方自治体が主催する関連イベント等の件数:3件(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・G20貿易・デジタル経済大臣会合を開催する:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 G20デジタル経済大臣会合における成果文書の取りまとめ及び関係国とのバイ会談での協議を行うことにより、情報通信分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより、我が国の方針に沿った国際的なルール作りが実現されることとなり、今後の国際社会における政策協調に積極的に貢献することが可能となり、ひいては我が国におけるICT分野のプレゼンス貢献に寄与するもの。</p>	0153	
(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年度)	-	-	-	4	我が国の事業者へ蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。		
(11)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融資)等(平成27年度)	産投出資: 7,200百万円 (7,200百万円) 政府保証: 24,000百万円 (0百万円)	産投出資: 26,700百万円 (22,470百万円) 政府保証: 8,500百万円 (0百万円)	産投出資: 26,600百万円 政府保証: 15,700百万円	4	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。		
政策の予算額・執行額		2,349百万円 (2,105百万円)	2,616百万円 (2,293百万円)	1,306百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						インフラシステム輸出戦略	平成25年5月17日 (平成26年6月3日改訂) (平成27年6月2日改訂) (平成28年5月23日改訂) (平成29年5月29日改訂) (平成30年6月7日改訂) (令和元年6月3日改訂) (令和2年7月9日改訂)	第2章 具体的施策 1. 官民一体となった競争力強化 2. 受注獲得に向けた戦略的取組 (1)海外インフラ案件の経営等への参画・継続的関与の推進 (2)第三国連携等を通じた競争力の補完 (3)ソフトインフラ 3. 質の高いインフラの推進 4. 幅広いインフラ分野への取組 (1)IoT、AIなど高度な分野への展開
						成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 × 海外の成長市場の取り込み ② 日本企業の国際展開支援
	経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (4)持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑮)

政策(※1)名	政策15: 郵政行政の推進			担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 菱沼 宏之		
政策の概要	郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。 信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。 さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。					分野【政策体系上の位置付け】	郵政行政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。 [中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。			政策評価実施予定時期	令和4年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
	施策手段	①			基準年度	年度ごとの実績(値)(※2)			
郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること			・日本郵政グループの事業実施に関して、必要な認可等を行うこと ・郵政事業のユニバーサルサービスを確保するための検討を実施すること	① 郵政民営化の着実な推進<アウトプット指標>		郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督 「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申) 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月)	日本郵政グループの事業展開の促進	令和3年度	令和元年度
	日本郵政グループの事業展開の促進	-			-				

			郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	平成27年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	令和3年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	人口減少や電子メールの利用の拡大により郵便物数が減少するなど、郵便事業を取り巻く環境が厳しくなっており、日本郵便に責務として課せられている郵政事業のユニバーサルサービスが将来にわたっても安定的に確保されることが必要であり、「郵政事業のユニバーサルサービスの確保」を測定指標として設定。
		2	郵政事業のユニバーサルサービスの確保 ＜アウトカム指標＞		郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	平成30年度	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	令和3年度	郵便差出箱の本数:約180,000本	郵便局ネットワークについては、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられ、その郵便局ネットワークを通じて、郵政事業のユニバーサルサービスが国民に提供されることを踏まえ、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)」を目標として設定。
			郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	平成30年度	郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	令和3年度	送達日数達成率:全国平均97%以上			また、郵便サービス水準の維持及び郵便物が差し出された日から三日以内に送達することについては、郵便事業のユニバーサルサービスの確保方策として、郵便法等において求める水準を目標として設定。
							98.1%	-	-	(郵便差出箱の本数:郵便法第70条第3項第2号、郵便法施行規則第32条第2項 郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること:郵便法第70条第3項第4号、郵便法施行規則第32条第4項及び第5項)
		3	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動 における理解度 ＜アウトプット指標＞	平成30年度	7割以上	令和3年度	7割	7割	7割	基本的通信手段の一つである信書の送達事業については、健全な競争環境の整備により、利用者の選択の機会を拡大、事業者による創意工夫による多様なサービスの提供を行い、国民利用者の利便の向上を図ることが、平成15年の制度創設時から求められている。
	信書便制度の周知活動の推進	④	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること ＜アウトカム指標＞	平成29年度	信書便市場の売上高の対前年度増加率が事業者数の対前年度末増加率を上回った。	令和3年度	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便事業分野において健全な競争環境の整備には、信書便制度が信書便事業者のみならず、広く利用者に認知されていることが前提である。このため、制度の周知活動における理解度を測定指標として設定する。また、信書便市場の活性化の状況については、単なる新規参入者の増加による市場拡大のみならず、事業者の努力による市場拡大についても併せて把握することが重要であり、「信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること」を測定指標として設定する。
		⑤	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞	平成26年度	5回以上	令和3年度	5回以上	5回以上	5回以上	インターネットの普及により紙媒体でのコミュニケーションが電子媒体に代替される一方、電子商取引が進展し国境を越えたモノの輸送が増大するというグローバルな環境変化が生じている現状を踏まえ、こうした環境変化に応じて郵便業務・制度の改善を行うためには、政策協議等を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集するとともに、我が国の制度等に関する情報を提供する必要がありますことから、二国間・多国間政策協議等への参画回数を測定指標として設定。
各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること						8回	-	-	なお、通常4年に1度開催されるUPU大会議がここ3年間で2度開催されたため、通常は開催されない大会議関係の準備会合等も開催され、参画回数が増加傾向となっているが、基本的に、多国間政策協議である万国郵便連合(UPU)及びアジア太平洋郵便連合(APPU)の年次会合として、UPU管理理事会(春と秋の2回)及びUPU郵便業務理事会(春と秋の2回)、APPU執行理事会(年1回)の5回の会合に参画することを重要視しており、この数値を基に目標値を記載している。

新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑥	日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 <アウトプット指標>	4か国	平成27年度	5か国以上	令和3年度	5か国以上 5か国	5か国以上 -	5か国以上 -	郵便の交換を行う多くの新興国・途上国には、正確性・迅速性において高い品質を有する日本の郵便システムに対する高いニーズがある現状を踏まえ、これらの国々における郵便の近代化・高度化への取組みを支援するため、日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する具体的な協力案件が実施されている新興国・途上国の数を指標として設定。
万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること	UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣を行うこと	7	UPU活動への人的貢献(職員の数) <アウトプット指標>	2名	平成27年度	2名以上	令和3年度	2名以上 2名	2名以上 -	2名以上 -	UPUにおいて、全世界共通の国際郵便に関するルールの制定や改廃が実施されている現状を踏まえ、我が国として積極的にUPUに貢献し、我が国の方針をUPUが定める国際郵便の諸制度に反映する必要があるところ、UPUへの人的貢献度及び我が国方針の達成度を評価・把握するため、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。 ※(採択数)÷(重要議案数)÷80%(成果目標)=達成率
		⑧	重要議案における我が国方針の達成率 <アウトプット指標>	94%	平成27年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上(※)	令和3年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上 125%	重要議案における我が国方針の達成率80%以上 -	重要議案における我が国方針の達成率80%以上 -	
達成手段(開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)				関連する指標 ^(※4)	達成手段の概要等				令和2年度行政事業レビュー事業番号
		30年度	令和元年度	令和2年度							
(1)	郵政行政における適正な監督(平成15年度)	51百万円(43百万円)	50百万円(48百万円)	54百万円	1~4	郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社に対して必要な監督・検査等を行う。信書便事業については、民間事業者等による信書の送達に関する法律に基づいて、検査等を行うとともに、市場の活性化や利用者の認知度の向上を図るため、制度の周知・広報活動を推進する。また、監督業務等の適切な遂行に資するため、郵政事業のユニバーサルサービスの確保や郵便・信書便事業における競争環境整備のための調査のほか、郵政事業を取り巻く経済の状況、物流・金融等の業界動向や行政・産業界での取組等の調査等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・郵便局数:24,000局(令和2年度) ・郵便差出箱の本数:180,000本(令和2年度) ・送達日数達成率:97%(令和2年度) ・信書便事業への新規参入者数:20者(令和2年度) ・信書便事業市場の規模:100億円(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・政策判断の基礎資料となる情報収集・調査研究の実施件数:4件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 信書便事業については、平成15年の制度改正で信書の送達が民間開放され、その後、信書便事業者の参入が一定程度進んでいるところ、事業者及び利用者への制度の周知・広報活動(各地での説明会開催、周知用ポスター、チラシ等の作製等)を実施することにより、信書制度の遵守が徹底され、とともに事業者の創意工夫を凝らしたサービスの提供が進むため、サービスの多様化等を通じた信書便市場の活性化や利用者利便の向上に寄与する。 また、日本郵政グループ各社に対する監督業務や郵政事業のユニバーサルサービスの確保に資する各種調査研究等を実施することにより、日本郵政グループの健全な業務運営が確保されるとともに、将来にわたっても郵政事業のユニバーサルサービスが確保されるための方策が具体化し、それが実施されることとなるため、日本郵政グループ各社の企業価値や利用者利便の向上及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保に寄与する。	0154				

(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集(平成15年度)	62百万円 (65百万円)	107百万円 (95百万円)	84百万円	<p>国際郵便に関する諸制度の改廃に当たって我が国施策・方針を反映させるとともに、国際的な協議・調整等に当たって相互理解を促進させるため、事業番号0156において分担金等を拠出している万国郵便連合(UPU)をはじめ、世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)等の関係諸会合に積極的に参画する。また、日本型郵便インフラシステムの海外展開に向けた調整のため、関係国への出張等を行う。加えて、我が国の政策の企画立案及び国際機関や諸外国政府との協議・政策調整に当たって、適時適切に対応するため、諸外国における郵政事業に関する最新の情報・動向等を調査するほか、国際事務の円滑な実施のため、外部委託により、関係資料の翻訳、校閲及び通訳業務を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率:80%(令和2年度) 通商交渉など、国際場裏等における対処方針や対外説明に、情報収集等の結果を活用した割合:100%(令和2年度) 日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数:5国(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策判断の基礎資料となる情報収集・調査研究の実施件数:2件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>海外出張等を行うことは、以下のように3つの施策目標の達成に寄与する。①各国と政策協議等を実施することにより、我が国が各国の制度等に関する情報を入手できるとともに、我が国の制度等に関する情報が各国に共有されるため、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善に寄与する。②新興国・途上国に日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されることにより、我が国の優れた業務ノウハウや関連技術が提供されるため、相手国の郵便業務の改善に寄与する。③UPUの各種会合に参加し議論に寄与することは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	0155
(3)	国際機関への貢献(平成15年度)	313百万円 (313百万円)	327百万円 (327百万円)	527百万円	<p>UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。また、APPUはUPU憲章第8条に基づき、アジア=太平洋地域内における郵便業務に特有な諸問題の解決を図り、郵便の利便向上に資するため設立された機関である。本事業は、UPU憲章第21条及びAPPU憲章第13条に基づく加盟国の義務として連合の経費を賄うための分担金を負担するとともに、UPUにおける災害対策の強化等を支援することを目的として、財政的支援を行うもの。なお、UPU及びAPPU関連会合への出席に係る諸費用は事業番号0155の予算から支出している。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 万国郵便連合(UPU)の重要議案における我が国方針の達成率:80%(令和2年度) UPU国際事務局の職員数(専門職以上)に占める日本人職員数の割合:6%(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分担金の負担実施件数(UPU分担金):1件(令和元年度) 分担金の負担実施件数(APPU分担金):1件(令和元年度) 拠出金の負担実施件数(UPU拠出金):1件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>我が国がUPUに拠出金を支払うとともに、UPUにおける災害対策の強化を支援することは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	0156
(4)	APPU(アジア=太平洋郵便連合)執行理事会の開催(令和元年度)	-	32百万円 (24百万円)	-	<p>APPU執行理事会は、4年ごとに開催されるAPPUの大会議から大会議までの間の連合の重要事項を議論する機関であり、管理部門の機関として連合の年次予算等について審議・決定している。同理事会は、原則として加盟国の招致により、毎年1回開催することとされている。前年に引き続き、次回大会議(令和3年度開催予定)までの連合の各種活動を継続するための情報共有・協議を行うとともに、連合の年次予算等を決定する。我が国は、会議の円滑な運営を担い、かつ、これらの審議・決定に関して、APPUの課題や、UPUの課題に係るアジア・太平洋地域での協議に積極的に参画するとともに、執行理事会開催期間中にフォーラムを開催する等、重要なテーマについて議論や合意形成を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> APPU加盟国におけるAPPU執行理事会への参加率:74%(令和元年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> APPU(アジア=太平洋郵便連合)執行理事会の開催数:1件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>アジア太平洋地域の意思決定の場であるAPPU執行理事会の我が国での開催において、多くの加盟国が参加することは、UPU及びAPPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPU及びAPPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	0157

(5)	郵便局活性化推進事業(郵便局×地方自治体等×ICT)(令和元年度)	-	20百万円 (20百万円)	22百万円	1	<p>わが国では、少子高齢化、人口減少、ICTの進展など社会環境が変化していく中で、「国民生活の安心安全の拠点」として郵便局に期待される役割は高まっていくものと見込まれる。今後、郵便局の強みを生かしつつ、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進していくために、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等との連携のあり方について調査・検証し、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・最適な連携の実施郵便局数:150局(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・郵便局と地方自治体等の連携のあり方に関する調査・検証件数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業は、郵便局の強みを生かしつつ、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進していくために、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等の連携のあり方について調査・検証し、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開するものであり、実証事業を通じて、郵便局と地方自治体等の最適な連携のあり方をメニュー化し普及展開することにより、地域の諸課題解決や利用者利便の向上・一層の充実が図られ、ひいては日本郵政グループの事業展開の促進及び郵政民営化の着実な推進に寄与する。</p>	0158
(6)	第27回万国郵便大会議対策(令和2年度)	-	-	69百万円	8	<p>UPUは、郵便業務の質の向上及び郵便分野における国際協力の増進等に寄与するために設立された郵便業務に関する国連の専門機関である。平成28年にトルコ(イスタンブール)において、UPUの第26回大会議が開催された。大会議は4年に1度開催されるもので、第27回万国郵便大会議はコートジボワール(アビジャン)で開催予定。UPUの国際事務局長・同次長及び常設理事会の理事国選挙、万国郵便条約をはじめとする各種制度の改正及びひこう4年間に加盟国全体で取り組むべき戦略計画の策定等が予定されている。日本はこれらに適切に対応できるよう総務大臣を団長とする代表団を派遣し、現地において、アジア初のUPU国際事務局長当選に向けた目時候補の選挙活動の展開、各種議決事項の議論への参加、諸外国郵政所管官庁・関係国際機関との連携・協調等の諸活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・UPU大会議の重要議案における我が国方針の達成率:80%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・UPU大会議への出席</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国がUPUの最高意思決定の場であるUPU大会議に参画し、選挙を通じて重要な地位を占めるとともに、重要議案を通過させることは、UPUへの積極的な貢献を通じた我が国の地位及び発言力の向上につながるため、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させることに寄与する。</p>	新02-0024
(7)	郵政民営化法(平成17年)	-	-	-	1.2	<p>民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めるもの。</p>	
(8)	郵便法(昭和22年)	-	-	-	2	<p>郵便の役務をなるべく安い料手で、あまねく公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。</p>	
(9)	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年)	-	-	-	3.4	<p>信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。</p>	
(10)	日本郵政株式会社法(平成17年)	-	-	-	1.2	<p>日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うこととする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。</p>	
(11)	日本郵便株式会社法(平成17年)	-	-	-	1.2	<p>日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。</p>	

政策の予算額・執行額	427百万円 (421百万円)	536百万円 (513百万円)	756百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					第200回国会(臨時会)における総務大臣所信表明 第201回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 第200回国会: 令和元年10月24日 第201回国会: 令和元年2月6日 (参議院総務委員会) 第200回国会: 令和元年10月24日 第201回国会: 令和2年3月5日	【第200回国会】 郵政事業については、引き続き、ユニバーサルサービスを確保します。なお、今回、日本郵政グループにおいて、顧客本位を徹底できず、契約者に不利益を生じさせた問題が発生しました。総務省としても厳正に対処し、監督責任を果たしてまいります。 【第201回国会】 郵政事業については、引き続き、社会基盤としてユニバーサルサービスを確保します。日本郵政グループに関しては、昨年、かんぽ生命保険の不適切営業など、様々な問題・課題が発覚しました。総務省として、同グループへの監督責任をしっかりと果たしてまいります。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑩)

政策(※1)名	政策16:一般戦災死没者追悼等の事業の推進		担当部局課室名	大臣官房総務課管理室		作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 村上 剛一		
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施する。					分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	【最終アウトカム】:先の大戦に係る特定の課題に対する適切な対応がなされること。 【中間アウトカム】:一般戦災死没者に対して追悼の意を表すほか、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者の労苦(以下「関係者の労苦」という。)についての幅広い世代の人々の理解を深める等の対応が適切になされること。					政策評価実施予定時期	令和5年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)			年度ごとの実績(値) ^{※2}			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
一般戦災死没者に対して追悼の意を表すこと等が適切になされること 一般戦災死没者の追悼その他先の大戦に係る事業の確実な実施	① 一般戦災死没者の追悼その他先の大戦に係る事業への対応度 <アウトプット指標>	4事業/4事業	令和元年度	4事業/4事業	令和4年度	4事業/4事業	4事業/4事業	4事業/4事業	以下の4事業を確実に実施することが、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すことを始めとする先の大戦に係る特定の課題に対応することにつながることから、指標として設定。 ・一般戦災死没者の追悼(都道府県から推薦された全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表に対して旅費を支給) 【参考:一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数】 平成29年度:180人 平成30年度:182人 令和元年度:179人 ・引揚者等特別交付金支給事務費の交付(引揚者等特別交付金の支給対象となる引揚者等からの申請に基づき当該支給に係る認定事務等を行う都道府県から請求があった場合に、当該認定事務等に係る事務費を交付) 【参考:過去の執行額】 平成29年度:0百万円 平成30年度:0百万円 令和元年度:0百万円 ・旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給等(日本赤十字社が行う旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金支給事業に要する経費、戦後強制抑留者に係る慰藉事業を全国規模で実施することができる者が行う当該慰藉事業に要する経費及び一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会が行う太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔を通じた一般戦災死没者に対する追悼に関する事業に要する経費について補助金を交付) 【参考:過去の執行額】 平成29年度:145百万円 平成30年度:140百万円 令和元年度:130百万円 ・不発弾等処理交付金の交付(埋没不発弾等を処理するための探査及び発掘を行う地方公共団体から請求があった場合に、不発弾等処理交付金を交付) 【参考:過去の執行額】 平成29年度:2.4百万円 平成30年度:0.1百万円 令和元年度:0百万円

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること	平和祈念展示資料館の所蔵資料の展示等	②	平和祈念展示資料館の来館者数 ＜アウトカム指標＞	46,793名	令和元年度	50,000名以上	令和4年度	新型コロナウイルス感染症の影響から設定困難(※)	50,000名以上	50,000名以上	平和祈念展示資料館への来館は、関係者の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、過去の来館者数を踏まえ、指標として設定(来館促進につながる取組として、企画展の開催、語り部お話し会等の館内イベントの実施及び団体・グループ見学の誘致活動、インターネット・SNSによる情報発信その他各種媒体による広報等を実施)。 ※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、前年度2月28日から6月8日まで臨時休館としていたが、開館後の来館者数も前年度比で大幅に減少しているところであり、今後の収束状況も読めない中では、年度ごとの目標の設定は困難である。
				—	—	—	—	【参考:最近の来館者数】 平成29年度:46,377名 平成30年度:51,426名 令和元年度:46,793名 ※平成29年度はフロア移転に伴う休館期間(約2か月)あり。 ※令和元年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時休館期間(約1か月、春休みイベントの中止を含む。)あり。			
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※3)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等		令和2年度行政事業 レビュー事業番号			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度							
(1)	引揚者特別交付金支給事務費 (昭和42年度)	1百万円 (0百万円)	1百万円 (0百万円)	1百万円	1	引揚者等特別交付金の支給対象となる引揚者等からの申請に基づき当該支給に係る認定事務等(引揚者特別交付金関係書類の維持管理費を含む。以下同じ。)を行う都道府県から請求があった場合に、当該認定事務等に係る事務費(以下「引揚者等特別交付金支給事務費」という。)を交付。 【成果指標(アウトカム)】 (代替指標) 効率的な事務実施を図り、都道府県の負担を軽減するための事務費請求に関する書類の種類削減(平成27年度以降4種類→2種類) (代替指標) 都道府県の提出書類の種類:2種類(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 引揚者等特別交付金支給事務費の交付件数:0件(令和元年度) ※都道府県の事業実施に基づき、引揚者等特別交付金支給事務費が請求されることとなっている。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 引揚者等特別交付金の支給に係る認定事務等を行う都道府県に対して引揚者等特別交付金支給事務費を交付することにより、当該認定事務等が円滑に実施され、一般戦災死没者追悼等の事業の推進に寄与する。	0159				
(2)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 (昭和42年)	—	—	—	—	引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。					

(3)	旧日本赤十字社救護看護婦処遇等経費 (昭和54年度)	148百万円 (140百万円)	135百万円 (130百万円)	128百万円	<p>①先の大戦において旧日本赤十字社救護看護婦等として勤務された方々に対し、勤務期間(3年以上の戦地勤務期間があつて、恩給と同様の加算年を加えて12年以上に達する本人が対象)に応じて日本赤十字社が行う慰労給付金支給事業の支援を行う。</p> <p>②戦後強制抑留者に係る慰藉事業(慰霊祭、展示会及び抑留体験の労苦を語り継ぐ集いの開催事業、シベリア慰霊訪問事業等)を全国規模で実施することができる者が行う当該慰藉事業の支援を行う。</p> <p>③一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会が行う兵庫県姫路市に所在する太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔を通じた一般戦災死没者に対する追悼に関する事業(追悼平和祈念式典、慰霊塔の広報・啓発等)の支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 (①代替目標)過去の支給件数の自然減を踏まえた適正な慰労給付金の計上(予算額-給付金確定額\geq0) (①代替指標)予算額-給付金確定額:5百万円(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ①慰労給付金の支給件数:300件(令和元年度)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 (②代替目標)慰藉事業(慰霊祭、展示会、抑留体験の労苦を語り継ぐ集い、シベリア慰霊訪問)の着実な実施 (②代替指標)慰藉事業(慰霊祭、展示会、抑留体験の労苦を語り継ぐ集い、シベリア慰霊訪問)数:4事業(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ②慰藉事業(慰霊祭、展示会、抑留体験の労苦を語り継ぐ集い、シベリア慰霊訪問)の開催回数:28回(令和元年度)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 (③代替目標)一般戦災死没者追悼事業(追悼平和祈念式典、慰霊塔の広報啓発)の着実な実施 (③代替指標)一般戦災死没者追悼事業(追悼平和祈念式典、慰霊塔の広報啓発)数:2回(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 ③一般戦災死没者追悼事業(追悼平和祈念式典、慰霊塔の広報啓発)のうち、実施された事業数:2事業(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ①日本赤十字社による旧日本赤十字社救護看護婦等に対する慰労給付金の円滑な支給、②戦後強制抑留者に係る慰藉事業を全国規模で実施することができる者(一般財団法人全国強制抑留者協会)による慰霊祭、展示会及び抑留体験の労苦を語り継ぐ集い、シベリア慰霊訪問等の慰藉事業及び③一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会による追悼平和祈念式典、慰霊塔の広報・啓発等の一般戦災死没者追悼事業が行われることにより、旧日本赤十字社救護看護婦等の労苦に報い、戦後強制抑留者に対して慰藉の念を示し、及び一般戦災死没者に対して追悼の意を表すことにつながり、一般戦災死没者追悼等の事業の推進に寄与する。</p>	0160
(4)	不発弾等処理交付金 (昭和48年度)	37百万円 (0.1百万円)	37百万円 (0百万円)	32百万円	<p>埋没不発弾等を処理するための探査・発掘を行う地方公共団体に対して、財政負担を軽減するため、当該経費の2分の1を不発弾等処理交付金として公布(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 (代替目標)必要な不発弾等処理交付金の計上(予算額-交付金確定額\geq0) (代替指標)予算額-交付金確定額:37百万円(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 交付金交付件数:0件(令和元年度) 交付金に関する問合せ件数:8件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 埋没不発弾等を処理するための探査・発掘を行う地方公共団体に対して、当該経費の2分の1を不発弾等処理交付金として交付することにより(沖縄県に係るものについては内閣府が所管)、地方公共団体の財政負担を軽減し、その処理を促進することで、埋没不発弾等による災害(爆発等の事故)を防止することができ、一般戦災死没者追悼等の事業の推進に寄与する。</p>	0161

(5)	一般戦災死没者の慰霊事業経費 (昭和52年度)	6百万円 (5.6百万円)	6百万円 (5.7百万円)	6百万円	1	都道府県等から推薦された全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者の遺族代表に対して旅費を支給。 【成果指標(アウトカム)】 (代替目標)全国戦没者追悼式に参列する一般戦災死没者の遺族代表の推薦を全国の都道府県に依頼する。 ・(代替指標)依頼都道府県数:47都道府県(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 全国戦没者追悼式等への一般戦災死没者の遺族代表の参列者数:179人(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 都道府県から推薦された全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者の遺族代表に対して旅費を支給することにより、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すことにつながり、一般戦災死没者追悼等の事業の推進に寄与する。	0162	
(6)	平和祈念展示等経費 (平成22年度)	370百万円 (365百万円)	408百万円 (404百万円)	397百万円	2	関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいき、当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供するため、平和祈念展示資料館の運営等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 (代替目標)平和祈念展示資料館の来館者数を5万人とすること。 (代替指標)平和祈念展示資料館の来館者数:50,000人(令和元年度) 【活動指標(アウトプット)】 平和祈念展示資料館の来館者数:46,793人(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 平和祈念展示資料館の運営等を行うことにより、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいき、当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供することに寄与する。	0163	
政策の予算額・執行額		562百万円 (511百万円)	587百万円 (540百万円)	565百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑱)

政策(※1)名	政策17: 恩給行政の推進		担当部局課室名	政策統括官(恩給担当) 付 恩給企画管理官室他1室	作成責任者名	政策統括官(恩給担当) 付 管理官 熊木 利行				
	政策の概要					分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 高齢化が進んでいる恩給受給者とその御家族が、安心して生活していただける社会を実現 [中間アウトカム]: 恩給受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために生命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。					政策評価実施予定時期	令和3年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
	施策手段		基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
恩給受給者等に対するサービスの向上を図ること	① 部内会議で恩給請求処理状況を適宜把握し、必要に応じて改善を行うことにより、恩給請求の適切な処理を図ること	年平均の未処理案件比率 (月末における未処理件数/月間案件数)の年平均 <アウトプット指標>	21.7% (平成27年度～29年度の平均値)	平成29年度	平成29年度～31年度の平均値以下	令和2年度	21.7%以下	20.6%以下 (平成28年度～30年度の平均値以下)	平成29年度～31年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給請求の処理状況を的確に把握することが重要である。毎月末における処理実績等の報告を基に恩給請求未処理案件の進行管理を行うため、測定指標として設定した(過去3年間の実績(基準値を下回る場合には、基準値を用いる)の平均値を基準として目標値を設定)。なお、恩給請求の処理状況については部内会議で毎月把握し、必要に応じて改善を図ることとする。
							(620件/2,774件)	23% (472件/2,048件)	-	
	② 相談電話混雑時間帯の相談体制の強化など恩給電話相談対応の充実を図ること	恩給相談電話混雑率 (不対応件数/着信件数) <アウトプット指標>	13.6% (平成27年度～29年度の平均値)	平成29年度	平成29年度～31年度の平均値以下	令和2年度	13.6%以下	12.4%以下 (平成28年度～30年度の平均値以下)	平成29年度～31年度の平均値以下	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談対応の充実を図ることが重要である。恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることを通じ、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定した(過去3年間の実績(基準値を下回る場合には、基準値を用いる)の平均値を基準として目標値を設定)。 (参考)恩給受給者数(予算人員) 平成29年度:384千人、平成30年度:325千人、令和元年度:272千人、令和2年度:226千人
							(8,061件/78,286件)	11.7% (9,238件/78,800件)	-	
	③ 恩給相談対応技術向上の取組により、恩給相談者への適切な対応を図ること	恩給相談対応職員研修実施回数 <アウトプット指標>	4回	平成29年度	平成29年度値以上	令和2年度	4回以上	4回以上	4回以上	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応する体制を整備することが重要である。相談に対応する職員の恩給相談技術の向上に努めることを通じ、的確な相談対応が可能になると考え、指標として設定した。
							4回	7回	-	
	恩給相談に対する説明対応に係る苦情発生件数 <アウトプット指標>	-	平成29年度	0件	令和2年度	0件	0件	0件	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応することが重要。恩給相談対応技術の向上に向けた取組の結果として恩給相談に対する説明対応に係る苦情が発生しないことを目標として設定した。 (参考)恩給相談件数 平成29年度:79,119件、平成30年度:70,225件、令和元年度:69,562件	
						0件	0件	-		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等			令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度					
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)	238,078百万円 (229,849百万円)	198,946百万円 (191,934百万円)	164,912百万円	1~3	恩給等を受ける権利の裁定、恩給等の受給権調査及び恩給等についての不服申立てに関する事務のほか、恩給等の支給事務等。 【成果指標(アウトカム)】 ・年平均の未処理案件比率((月末における未処理件数/月間案件数)の年平均):21.3%以下(令和2年度) ・恩給相談電話混雑率(不対応件数/着信件数):11.4%以下(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 支給対象:恩給受給者数:254千人(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 恩給を適切に支給し、恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行うことにより、恩給受給者とその御家族の生活を支えとともに、安心して恩給を受給していただくこととなるため、恩給受給者等に対する行政サービスの向上に寄与する。			0164
(2)	恩給法(大正12年)	—	—	—	1~3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。			
政策の予算額・執行額		238,078百万円 (229,849百万円)	198,946百万円 (191,934百万円)	164,912百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						—	—	—	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑱)

政策 ^(※1) 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供			担当部局課室名	統計局総務課 他10課室 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室 他5室	作成責任者名	統計局総務課長 永島 勝利 政策統括官(統計基準担当)付統計企画 管理官 山田 幸夫			
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の品質管理を徹底する。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 					分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>[最終アウトカム]: 公的統計が整備されることにより、精度の高い統計情報を用いて国民・企業等が様々な意思決定を行うことが可能となり、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上が実現する</p> <p>[中間アウトカム]: 基本計画に掲げられた諸施策が実現するとともに、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査が行われることで、「社会の情報基盤」である公的統計が体系的かつ効率的に整備される</p>				政策評価実施予定時期	令和5年8月				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績(値) ^(※2)				
						令和2年度	令和3年度	令和4年度		
公的統計の体系的・効率的な整備を進めるとともに、統計の品質管理を徹底すること	基本計画に掲げられた諸施策の実現	①	第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率<アウトプット指標>	0% (第Ⅲ期基本計画別表全184事項中0事項)	100% (202事項/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	令和4年度	82%以上 (166事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	87%以上 (176事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	100% (202事項/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	<p>今般の不適切統計問題を受けて、公的統計の品質管理と再発防止等の観点から、再発防止策(令和元年9月統計委員会)及び総合的対策(令和元年12月統計改革推進会議統計行政新生部会)が取りまとめられたところ。これらの提言の内容を具体化し、再発防止のみならず、公的統計の品質向上を図り国民の信頼を回復するための取組を確実かつ早急に実施するため、平成30年に策定した第Ⅲ期基本計画の終期(令和4年度末)を待たずして、令和2年6月2日に基本計画を一部変更した。</p> <p>このため、施策目標との関係は、基本計画の取組の進展をもって評価することが適当であり、基本計画では、令和4年度までに講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、測定指標は、具体的な措置・方策の実施率(実施済、継続実施である事項の割合)とすることが適当である。</p> <p>なお、目標値については、基本計画別表のうち、当該目標年度末までに実施(検討)する事項の全事項に対する割合とした。</p>

統計リテラシーの向上と統計調査に対する協力意識の醸成	インターネットによるオンライン講座を実施	② データサイエンス・オンライン講座の各講座の受講者数 <アウトプット指標>	受講者数 22,800人	令和 元年度	受講者数 25,100人以上	令和 4年度	31,700人以上 ※「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」期間中の特殊な増加分(約6,600人)を加味したもの。 (右欄参照)	25,100人以上	25,100人以上	<p>基本計画において、国民の統計リテラシーの向上が重要であり、統計リテラシーの向上は、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成にも効果的であるとされていることから、当該施策では、統計リテラシーを有する者の増加と統計調査に対する協力意識の醸成につながる指標として、基準年実績と直近過去2回の増減を基に、今回の新型コロナウイルス感染症対策による社会情勢の変化に伴い、今後のオンライン学習の需要増を見込んで1割増で設定した。(22,800×1.1)</p> <p>ただし、令和2年度においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」(令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部)の発出や、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指した外出自粛の方針により、全国的に在宅者・在宅時間が激増する極めて異例な社会情勢の一時的变化があり、当該緊急事態宣言の解除(令和2年5月25日)までの期間における受講登録者の推移が例年に見えない増加を示したところ、当該影響が目標設定時点において確定的に把握されたことから、当該影響分について特別に勘案した目標とした。</p> <p>講座は「社会人のためのデータサイエンス入門」、「社会人のためのデータサイエンス演習」及び「誰でも使える統計オープンデータ」から構成され、令和元年度から年間を通じて3講座の再開講を行っており、2年度においても各講座それぞれ1回の再開講を予定している。これまでは提供する講座のスケジュールが毎年異なっていたが、令和2年度以降は3講座の再開講のみを対象とすることとし、基準値及び目標値を再設定している。</p> <p>また、令和元年度の開講の際のアンケート結果をみると、86%の者が受講により役立つ知識が得られたとし、公的統計の有用性・協力の必要性についても90%以上の者が重要・必要であると回答している。</p> <p>※データサイエンス・オンライン講座とは、MOOC(Massive Open Online Courses)の略。インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。)の手法を用いて実施する講座。</p>
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること	国勢の基本となる統計の確実な作成・提供	③ 統計局所管統計について、前評価期間中に明らかになった不適切な事務処理への再発防止策を踏まえ、令和元年度以降実施している経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 <アウトプット指標>	100% (180件/180件)	令和 元年度	100%	令和 4年度	100%	100%	100%	<p>公的統計は「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業の意思決定などに必要不可欠なものであるため、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、それを適時的確に提供することが重要である。</p> <p>最後の工程たる公表を予定どおりに行うことが、確実な統計の作成及び提供に必須であるため、指標として設定(目標値:同程度)。</p>

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	統計情報の適時的な提供	4	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標>	785件 (平成27年度～令和元年度の平均) ※	令和元年度	790件以上	令和4年度	790件以上	790件以上	790件以上	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定(複数年に一度実施する大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 令和元年度:683件 平成30年度:647件 平成29年度:656件 平成28年度:938件 平成27年度:1,002件 ※ 掲載される記事数は社会情勢等による影響を受けるものと考えられるため、従来の目標値(830件)を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。
		5	統計局所管統計について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標>	477件 (平成27年度～令和元年度の平均) ※	令和元年度	480件以上	令和4年度	480件以上	480件以上	480件以上	各府省の年次報告書(白書)は、各種施策の現状や経済社会の実態等について国民に広く周知するものである。 統計が白書に掲載されることは、行政施策の企画・立案・評価や企業の意思決定など、幅広い統計の利活用促進につながるため、指標として設定。(大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 令和元年度:407件 平成30年度:450件 平成29年度:506件 平成28年度:408件 平成27年度:615件 ※ 白書作成を担う各府省の意向に影響を受けるものと考えられるため、従来の目標値(510件)を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	e-Statから提供する統計表の充実を図る	⑥	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表データの利用件数 <アウトプット指標>	8,581万件 (平成30年度～令和元年度の平均) ※	令和元年度	10,000万件以上	令和4年度	9,000万件以上	9,500万件以上	10,000万件以上	統計利用者からの要望等を踏まえ、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定。 目標値は、これまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定。 【参考(実績件数)】 令和元年度:13,813万件(外れ値除外後:9,615万件)※ 平成30年度:9,762万件(外れ値除外後:7,547万件)※ ※ 測定指標の対象は、「統計表ダウンロード件数」、「データベース利用件数」、「APIリクエスト件数」の3つの合計値。平成31年4月の統一地方選挙に關し、e-Stat API機能を利用し各地域の人口表示等を行う、外部サイトの影響を強く受けていることから、平成31年3～4月分の実績を外れ値として除外した値から目標値を設定するものとする。なお年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、平成30年度及び令和元年度の平均値を採用。
		⑦	統計局ホームページのアクセス件数 <アウトプット指標>	5,284万件 (28年度～元年度の平均)	令和元年度	6,000万件	令和4年度	5,500万件	5,750万件	6,000万件	ホームページは国民にとって統計数値を得る身近な手段であることから、幅広い統計の利活用促進につながるため、ホームページのアクセス件数を指標として設定。 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定。 【参考(実績件数)】 令和元年度:6,505万件 平成30年度:6,681万件 平成29年度:3,907万件 平成28年度:4,045万件

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)	7,395百万円 (6,935百万円)	6,847百万円 (6,608百万円)	6,905百万円	3~5.7	<p>・ 我が国における就業・不就業の状態を明らかにする労働力調査、家計の実態を明らかにする家計調査、物価動向を明らかにする小売物価統計調査(消費者物価指数)や、個人企業経済調査、科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査及び家計消費単身モニター調査の実施及び結果の公表等の事業を実施。</p> <p>・ 国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない(地方財政法第10条の4)ことから、全額を国庫で負担。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率:100%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 経常的な調査の実施数:8調査(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国における就業・不就業の状態を明らかにする労働力調査、家計の実態を明らかにする家計調査、物価動向を明らかにする小売物価統計調査(消費者物価指数)等の実施及び結果の公表等の事業を確実に実施することにより、国勢の基本に関する統計が整備され、社会経済情勢を把握するための統計作成という政策目標に寄与する。</p>	0165
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年度)	9,728百万円 (9,450百万円)	11,417百万円 (10,769百万円)	79,864百万円	3~5	<p>・ 令和元年度においては、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにするための全国家計構造調査、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するための経済構造実態調査等を実施。</p> <p>・ 国が必要とする統計調査の費用は、地方公共団体が負担する義務を負わない(地方財政法第10条の4)ことから、全額を国庫で負担。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度に定めた公表スケジュールの達成率:100%(令和2年度)</p> <p>統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(経常調査含む):790件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 統計調査の実施数:5調査(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする国勢調査を実施することにより、国勢の基本に関する統計が整備され、社会経済情勢を把握するための統計作成という施策目標に寄与する。</p>	0166
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)	10,021百万円 (9,909百万円)	9,915百万円 (9,739百万円)	9,981百万円	1	<p>統計体系の整備のため、主に以下の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業連関表の作成 ・ 国連等が実施する購買力平価算出(国際比較プログラム)への対応 ・ 統計調査員の確保対策、統計業務に従事する地方公共団体職員等への統計研修の実施 ・ 国の統計調査業務に従事する都道府県職員(統計専任職員)の給与等の負担 ・ 基本計画の推進による公的統計の体系的整備 <p>【成果指標(アウトカム)】 オーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数:75件(令和2年度)</p> <p>事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率:100%(令和2年度)</p> <p>事業所・企業を対象とする調査に関する履歴登録措置の実施率:100%(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 第三期基本計画(平成30年度から令和4年度)の別表に掲げられた具体的な取組の実施率:66.3%(令和元年度)</p> <p>基本計画の推進のためのワーキンググループ等会議の開催回数:17回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 統計体系整備事業を実施することにより、第三期基本計画に掲げた諸施策(調査体制の機能維持・国と地方公共団体の連携、統計職員等の人材育成・確保、経済関連統計の整備、国際機関への情報提供の推進等)の実現に寄与している。</p> <p>施策目標との関係は、当該基本計画の取組の進展をもって評価することが適当であり、当該計画では、5年間に講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、測定指標は、具体的な措置・方策の実施率(実施済、継続実施である事項の割合)とすることが適当である。</p>	0167

<p>(4)</p>	<p>国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)</p>	<p>319百万円 (315百万円)</p>	<p>322百万円 (318百万円)</p>	<p>325百万円</p>	<p>1</p> <p>SIAPは、国際連合で唯一の統計研修の専門機関であり、昭和45(1970)年の設立以来、145か国・地域の約2万1千人の政府統計職員に対し、研修を実施してきている。SIAPの事業運営は、国際連合アジア太平洋経済社会委員会(以下「ESCAP」という。)加盟国・準加盟国からの分担金による現金寄与、講師派遣等の現物寄与、国際機関からの資金提供などにより行われており、上記の目的を達成するため、我が国もSIAPの招請国政府として、現金寄与(国連アジア統計研修援助計画分担金の拠出)及び現物寄与(施設、コンピュータ等の提供)を実施している。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ESCAP域内各国における国民経済計算(SNA)の新しい国際基準(我が国も策定に関与)の採用国・地域数: ESCAP域内国(地域)数58(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 SIAPにおける各研修コースは、主にESCAP域内各国からの現金寄与や現物寄与、国際機関からの支援により実施されているものであるが、定量的な活動指標として、SIAP全体における研修生数の実績を記載。: 1,273人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 SIAPの招請国政府として、現金寄与及び現物寄与を実施することにより、開発途上国の統計に関する人材育成への貢献、我が国の国際的なプレゼンスの向上、先進国としての責務を果たすことといった第Ⅲ期基本計画に掲げた諸施策の実現に寄与する。</p>	<p>0168</p>
<p>(5)</p>	<p>統計調査等業務の最適化事業 (平成18年)</p>	<p>2,135百万円 (2,111百万円)</p>	<p>1,700百万円 (1,672百万円)</p>	<p>822百万円</p>	<p>2.6</p> <p>従来、各府省等が個々に開発・運用していた統計関係システムを一元化した「政府統計共同利用システム」を構築、運用することで、①各府省等が実施した統計調査結果等のワンストップサービスによる国民等への提供、②セキュリティ対策が十分確保されたオンライン調査システムの国民等への提供、③事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の各府省への提供など、ITを活用した業務・システム改革を実現するとともに、併せて統計調査等業務の共通化・標準化を図る。さらに、同システムの1機能である政府統計の総合窓口(e-Stat)からAPI機能や統計GIS機能※(STAT MAP)を提供するとともに、データベース化した統計データの拡充など、統計におけるオープンデータの高度化を推進する。 ※ 統計GIS機能: 統計データを地図上に表示させ、地理的な分析を視覚的に行うことが可能なシステム</p> <p>なお、「政府統計共同利用システム」については、令和2年度より内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室にて一括要求・一括計上(内閣官房 新32-0001 情報システム調達効率化等推進費)。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 e-Statの統計表データの利用件数(※API機能(プログラム等によって、統計データを取得可能な機能)による利用件数を含む。): 10,000万件(令和4年度) e-Statから利用可能な統計表及びデータベース化している統計表数: 110万件(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 e-Statの統計表提供数: 81万表(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 統計調査等業務の最適化事業を実施することにより、政府統計のポータルサイト「e-Stat」から統計データを一元的に提供することを実現したことに加え、e-Statから提供する統計表や統計データの形式、機能の充実させるなど便利で使いやすい統計情報を提供することで、統計利用者の利便性の向上に寄与する。</p>	<p>0169 内閣官房 新32-0001</p>
<p>(6)</p>	<p>統計法(平成19年)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。</p>	<p></p>

政策の予算額・執行額	29,597百万円 (28,718百万円)	30,201百万円 (29,107百万円)	97,019百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					公的統計の整備に関する基本的な計画	令和2年 6月2日	※全般的に関係
					経済財政運営と改革の基本方針	令和2年 7月17日	第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革 (2)感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進 ……エビデンスに裏付けられた効果的な政策やデータ収集等に予算を優先するなど……ワイズスペンディングを徹底する。
						令和元年 6月21日	第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1)次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行政改革 ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進 (イ)データの積極的活用に向けた公的統計の整備とEBPMの推進 政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。 個別統計の分析審査及びPDCAサイクルを機能させるための点検・検証体制の早急な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化、地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。また、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の2割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。公的統計を所管する各府省庁及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。
世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年 7月17日	第2部 II 施策集 II-(2)オープンデータの促進 ○[No.2-11] 統計データのオープン化の推進・高度化 ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 ・政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析等の利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンライン利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、EBPMの実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑱)

政策 ^(※1) 名	政策19:消防防災体制の充実強化		担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等			作成責任者名	消防庁総務課長 齋藤 秀生		
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:国民の身体、生命及び財産を火災から保護し、水火災、地震等の災害を防止し、これらの災害の被害の軽減を図る。 [中間アウトカム]:消防団及び自主防災組織等を中心とした地域防災力の向上 常備消防を中心とした自治体の消防・防災及び危機管理機能の強化 緊急消防援助隊の登録隊数の増加を中心とした大規模災害時等の広域応援体制の充実						政策評価実施予定時期	令和5年8月		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)・水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
					令和2年度	令和3年度	令和4年度			
緊急消防援助隊の機能を強化すること	大規模災害等が発生した場合のため緊急消防援助隊の充実強化を実施	① 緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標> ※緊急消防援助隊(通称:緊援隊)とは大規模・特殊災害時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度	6,441隊 (令和2年4月1日現在)	令和元年度	6,600隊程度	令和5年度	-	-	-	東日本大震災における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的非常災害への対応力を高めるため、第四期基本計画(令和元年～5年度)に基づき部隊規模を6,600隊に増隊することとし、緊急消防援助隊の充実強化を行う。なお、令和5年度までに6,600隊に増隊することが目標であり、令和2年度、3年度、4年度の年度毎の目標はない。 【参考】 5,978隊(平成30年4月1日現在)
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	消防防災体制の充実強化のため消防の広域化を推進	② 消防組織法に基づき広域化が実現した市町村の組合せ数(ブロック数)(累計値) <アウトカム指標>	54ブロック (令和2年3月31日現在)	令和元年度	実現ブロック数(累計値)の増加	令和6年度	-	-	-	一般論として、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいことから、消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策と言える。このことを踏まえ、広域化の実現が施策目標の達成に繋がるものと考えられることから、広域化が実現した市町村の組合せ数(ブロック数)を測定指標として設定。 なお、広域化の実現に当たっては、市町村等における合意形成に相当の時間を要することを踏まえ、年度ごとの目標は定めず、消防の広域化の推進期限である令和6年度までに、これまで以上に実現ブロック数を増加させることとした。 【参考】 40ブロック(平成28年3月31日現在) 50ブロック(平成30年3月31日現在) 54ブロック(令和2年3月31日現在)
	大規模地震時の消防水利確保のため、耐震性貯水槽の整備を推進	③ 耐震性貯水槽の整備数、整備計画の把握 <アウトカム指標> 耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	年1回 120,515基 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	令和元年度値以上 整備数(累計値)の増加	令和4年度	-	-	-	大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予想される。こうした大規模災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。 【参考】 117,340基(平成30年4月1日現在) 113,009基(平成29年4月1日現在)

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進	4	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	2.4% (平成30年中)	令和 元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和 4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、平成21年に厚生労働省と共同で都道府県に実施基準の策定と実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから指標として設定。
		4	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	3.6% (平成30年中)	令和 元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和 4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	※「受入照会回数4回以上」については、消防白書等において、選定困難事案の基準として採用している。
		4	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	1.7% (平成30年中)	令和 元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和 4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	※消防庁では、各都道府県の救急業務に関する取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の紹介といったフォローアップに取り組むとともに、メディカルコントロール体制の強化、緊急度判定などの施策を通じ搬送・受入体制の強化を図り選定困難事案の解消にも努めており、それら施策の指標として、受入医療機関の選定困難事案の割合は有効である。
		4	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 <アウトカム指標>	2.6% (平成30年中)	令和 元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和 4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	【参考】 (平成29年中) 重症以上傷病者搬送事案 2.2% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.3% 小児傷病者搬送事案 1.7% 救命救急センター等搬送事案 2.5% (平成28年中) 重症以上傷病者搬送事案 2.3% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.5% 小児傷病者搬送事案 2.0% 救命救急センター等搬送事案 2.6%
	5	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) <アウトカム指標>	50.7% (平成30年中)	令和 元年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	令和 4年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	令和 4年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	119番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平均8.7分(平成30年中)であり、この間に現場に居合わせた人による応急手当が実施されることで大きな救命効果が期待される。救急業務の一環として、応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。
	6	海外被災地において効果的に捜索救助活動をするため、国際消防救助隊員に対する教育訓練を実施	国際消防救助隊の教育訓練参加隊員数 <アウトプット指標>	年間224人	令和 元年度	年間200人	令和 4年度	年間200人	年間200人	年間200人	国際消防救助隊(※)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることを踏まえて、全ての国際消防救助隊員(599人)が、3か年を1サイクル(令和2年度～令和4年度)とする訓練・研修等に参加することにより、高いレベルでの救助技術の均一化を図るための目標として設定。 (※)国際消防救助隊(International Rescue Team of Japanese Fire-Service(IRT-JF))は、国際緊急援助隊の救助チーム等の一員として派遣される消防吏員等で構成され、我が国消防が培ってきた高度な救助技術と能力を海外の被災地で発揮し、国際緊急援助に貢献している。

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進	7	耐震化の状況を調査し、耐震化の推進の必要性について通知等により周知 ＜アウトプット指標＞	年1回 94.2% (平成31年3月31日現在)	令和元年度	令和元年度以上 耐震化率の増加 (対前年度増)	令和4年度	令和元年度以上＜アウトプット指標＞ 耐震化率の増加(対前年度増)＜アウトカム指標＞			公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。
			防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	—	—	—	【参考】 93.1%(平成30年3月31日現在) 92.2%(平成29年3月31日現在)				
消防団等地域防災力を強化すること	消防団の充実強化や自主防災組織の活動の活性化のため、地方公共団体への助言・各種予算事業を実施	⑧	女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	26,625人 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	団員数の増加	令和4年度	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	日本各地で様々な災害や火災が相次いでおり、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっている中、我が国の人口減少、少子高齢化などにより、地域防災力の中核的役割を果たす消防団の団員数は減少傾向にある。こうした中で、地域住民の安心・安全の確保のために、消防団員の確保など、地域防災力の充実強化を一層図ることが肝要であり、女性や学生、被雇用者の入団促進に向けた取組を推進することにより、消防団員の確保及び地域における総合的な防災力の強化につながることから、当該目標を指標として設定。
			学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞	5,189人 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	団員数の増加	令和4年度	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	(消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合) 「消防団協力事業所表示制度」とは、従業員が消防団に相当数入団している、消防団に資機材等を提供するなど、消防団活動に協力する事業所を顕彰する制度。一部の地方公共団体においては、入札における加点等の消防団協力事業所に対する支援策が設けられている。
		消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合 ＜アウトプット指標＞	77.1% (平成31年4月1日現在)	令和元年度	100% (消防団協力事業所表示制度を導入している市町村数/市町村数)	令和4年度	84.7%	92.3%	100%	【参考指標】 ○消防団等充実強化アドバイザー派遣回数 令和元年度27回、平成30年度28回、平成29年度29回 ○女性消防団員が所属している消防団の割合(女性消防団員が所属している消防団数/消防団数) 令和元年度72.8%、平成30年度71.7%、平成29年度69.1% ○学生消防団活動認証制度を導入している市町村の割合(学生消防団活動認証制度を導入している市町村数/大学等が管内に所在する市町村数) 令和元年度49.5%、平成30年度45.4%、平成29年度32.2%	
		自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	84.1% (平成31年4月1日現在)	令和元年度	カバー率の増加 (対前年度増) (自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数/全世帯数)	令和4年度	—	—	—	特に大規模災害時には、道路、橋りょう等の交通インフラが寸断されることで、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障を来す可能性があることを踏まえて、自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながるから、指標として設定。 ※「自主防災組織の組織活動カバー率」とは、全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。	
【参考】 83.2%(平成30年4月1日現在) 82.7%(平成29年4月1日現在)											

<p>Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること</p>	<p>災害時に住民へ防災情報を伝達し警戒を呼びかけるため防災行政無線の整備を実施</p>	<p>10 市町村防災行政無線(同報系)の整備率 <アウトプット指標></p>	<p>86.6% (平成31年3月31日現在)</p>	<p>令和元年度</p>	<p>整備率の増加 (対前年度増)</p>	<p>令和4年度</p>	<p>整備率の増加 (対前年度増)</p>	<p>整備率の増加 (対前年度増)</p>	<p>市町村防災行政無線(同報系)は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。災害時には、一刻も早く住民に警報等の防災情報を伝達し、警戒を呼びかけることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であるが、まだ未整備の自治体も存在している。市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化し、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自治体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、市町村が適切に災害情報等を市民に伝達できるよう消防庁が実施しているアドバイザーの派遣について参考として実施市町村数を下記に示す。</p> <p>【参考1】 ○市町村防災行政無線(同報系)の整備率 83.8%(平成29年3月31日現在) 84.1%(平成30年3月31日現在) 86.6%(平成31年3月31日現在)</p> <p>【参考2】 ○アドバイザー派遣 実施市町村数 令和元年度 29箇所 平成30年度 25箇所 平成29年度 37箇所</p>	
<p>消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること</p>	<p>消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保するためシステムのコスト削減</p>	<p>11 消防庁所管システムの運用・保守経費 <アウトカム指標></p>	<p>687,750千円</p>	<p>平成25年度</p>	<p>3割以上の削減 (対基準年度)</p>	<p>令和3年度</p>	<p>基準年度と比較して3割以上の減少 (令和3年度までの目標値)</p>			<p>情報システムの効率的な運用が求められている現状を踏まえて、消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから指標として設定。</p> <p>なお、「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)」及び「総務省デジタル・ガバメント中長期計画(平成30年6月22日総務省行政情報化推進委員会決定)」において、主要測定指標(KPI)として「運用コストを平成25年度比で3割削減」とされたことを受け、これに合わせ目標値を設定。</p> <p>【参考】 630,133千円(平成29年度) 641,192千円(平成30年度)</p>
<p>火災予防対策を推進すること</p>	<p>住宅火災における被害軽減のため防火対策に関する啓発を実施</p>	<p>13 住宅火災件数 <アウトカム指標></p>	<p>10,269件 (平成30年中)</p>	<p>令和元年度</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>令和4年度</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、「住宅防火防災推進シンポジウム」への参画、高齢者に対し火災予防の注意喚起を行う「住宅防火・防災キャンペーン」の実施、広報用映像資料の制作・配布等住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災件数の減少が見込まれる。住宅火災による死者数を減らすためにも住宅火災件数を減少させることが必要であることから、住宅火災件数を指標として設定。</p> <p>【参考】 住宅火災件数 10,489件、住宅火災死者数 889人(平成29年中) 住宅火災件数 10,523件、住宅火災死者数 885人(平成28年中) ※住宅火災件数については放火を、住宅火災死者数については放火自殺者等を除く</p>	

危険物事故対策を推進すること	国民の安全確保のため危険物事故対策を実施	14	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	580件 (平成27年～令和元年度の平均)	令和元年度	件数の減少 (対前回比減)	令和4年度	件数の減少 (対前回比減)	579	－	－	危険物施設における事故件数は、近年は高水準で推移している現状を踏まえて、危険物事故防止対策情報連絡会の開催等危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。 【参考】 581件(平成26年～平成30年の平均) 572件(平成25年～平成29年の平均)
コンビナート災害対策等を推進すること	国民の安全確保のためコンビナート災害対策等を実施	15	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	267件 (平成27年～令和元年度の平均)	令和元年度	件数の減少 (対前回比減)	令和4年度	件数の減少 (対前回比減)	－	－	－	平成6年以降、事故件数は増加傾向にあり、近年は、250件前後で推移している現状にあることを踏まえて、石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	技術基準等の改正や政策等への科学技術の反映のため研究開発を実施	16	社会実装に向けて研究段階が進行した研究開発の件数 ＜アウトカム指標＞ 【参考指標】消防防災に関する技術シーズとニーズのマッチングイベントへの参画回数	4件 【参考指標】1回	令和元年度	件数の増加 (対基準年度増)	令和4年度	件数の増加 (対基準年度増)	－	－	－	消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等		令和2年度行政事業 レビュー事業番号				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度								
(1)	緊急消防援助隊の機能強化 (平成16年度)	8,181百万円 (7,764百万円)	7,690百万円 (7,448百万円)	11,259百万円	1	東日本大震災における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的非常災害への対応力を高めるため、第四期基本計画(令和元年～5年度)に基づき部隊規模を6,600隊に増隊することとし、緊急消防援助隊の充実強化を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・緊急消防援助隊登録隊数(5年ごとに基本計画を改定し、設定)(第4期計画(R1-5)):6,600隊(令和5年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・国の支援措置(補助金及び無償使用)による車両等整備数:304台(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 国庫補助事業等により緊急消防援助隊の活動に必要な車両・資機材等の整備を促進することにより、大規模災害時において充実した車両資機材や消防防災通信基盤を活用することで緊急消防援助隊が円滑に活動することが可能となるため、緊急消防援助隊の機能の強化に寄与する。	0170					
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化 (昭和28年度)	1,772百万円 (1,709百万円)	3,421百万円 (3,004百万円)	4,903百万円	2～7	消防防災体制の充実強化を図るため耐震性貯水槽等の整備への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・実施基準について運用改善を行った都道府県数:47都道府県(令和元年度) ・国際消防救助隊の教育訓練の参加隊員数 ・消防大学校における消防職員・消防団員の訓練参加人数 ・全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率:5%(令和8年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・消防防災施設整備費補助金の交付件数:333件(令和元年度) ・消防の広域化に係るアドバイザーや職員の派遣による助言等の実施件数:10件(令和元年度) ・傷病者搬送等に関して都道府県が定める基準に係る実態調査及びフォローアップの実施回数:47回(令和元年度) ・国際消防救助隊の教育訓練の回数:4回(令和元年度) ・消防大学校における消防職員・消防団員の訓練回数:32回(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 平時において、耐震性貯水槽等の整備への補助金交付、各種調査、検討、助言、研修及び普及啓発等を行うことにより、災害発生時に国民の生命、身体及び財産を迅速かつ的確に災害から保護すること等が可能となるため、地方公共団体における消防防災体制の充実強化することに寄与する。	0171					

(3)	消防団等地域防災力の充実強化 (平成20年度)	1,859百万円 (1,589百万円)	3,848百万円 (3,597百万円)	3,336百万円	8・9	<p>入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員活性化大会等の開催、災害伝承、少年消防クラブや自主防災組織の表彰、オフロードバイク・ドローン・小型動力ポンプを消防学校に無償で貸し付け教育訓練する事業、市町村等への救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付等を実施するとともに、消防団の救助能力を向上させるための資機材整備のための補助を新たに実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上等を図り地域防災力の一層の強化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員数:831,983人(令和2年度) 女性消防団員数:26,626人(令和2年度) 学生消防団員数:5,190人(令和2年度) 自主防災組織の活動カバー率:84.2%(令和2年度) 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定市町村(海岸線を有する市町村等):664団体(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無償貸付車両を用いた訓練の実施市町村数:642団体(令和元年度) 消防団員等充実強化アドバイザーの派遣回数:27回(令和元年度) 災害伝承10年プロジェクトの実施(語り部の派遣)回数:133回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>入団促進キャンペーン等の各種広報、消防団員確保アドバイザーの派遣等を実施するとともに、各都道府県消防学校に消防団車両や資機材を無償で貸し付け訓練を実施すること等により、消防団員の災害対応能力の向上が図られ、地域防災力を一層強化することに寄与する。</p>	0172
(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化 (平成21年度)	428百万円 (379百万円)	444百万円 (402百万円)	912百万円	10	<p>弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を迅速に伝達するため、Jアラートの整備・管理・運用等を行うとともに、住民に対する伝達手段の多重化を促進することにより、住民が国内のどこにいてもこれらの緊急情報を受け取ることを可能とする。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験時、住民への情報伝達が実施できた市町村数 Jアラートによる情報伝達手段を複数有している市町村数 <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>定期的に試験を実施することにより、実事案時の不具合発生を抑制し、住民への緊急情報の伝達漏れを防ぎ、また、Jアラートと連携する情報伝達手段の新たな多重化を進めることにより、住民の迅速かつ確実な避難の実施につながり、国民への緊急情報の伝達体制を強化することに寄与する。</p>	0173
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保 (平成19年度)	1,137百万円 (970百万円)	835百万円 (682百万円)	1,112百万円	11・12	<p>消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理するほか、地方公共団体等と連携した災害対応訓練を行い、平時から実働能力の向上を図るとともに、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化、バックアップシステムの構築を行いシステムの強靱化を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの運用経費の削減額の目標値に対する達成度:206百万円(令和3年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一元化後のシステム数の維持(18システム):100%(令和元年度) 消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数:84回(令和元年度) 災害対応の実施回数:36回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>消防防災・危機管理センター等に必要な機器等を整備・管理し、また、消防防災業務に係るシステムについてシステム一元化等を通じた運用保守の効率化、機能強化・高度化等を行うことにより、災害対応事務の能率化・確実化が推進されることとなるため、消防庁の危機管理機能の向上を図りつつ充実・確保することに寄与する。</p>	0174

<p>(6)</p>	<p>火災予防対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>87百万円 (64百万円)</p>	<p>85百万円 (49百万円)</p>	<p>72百万円</p>	<p>13</p>	<p>住宅防火防災シンポジウムの開催等により住宅用火災警報器の設置対策等を進め住宅防火安全度の向上を図るほか、違反是正支援アドバイザー(違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等)を派遣するなど効率的かつ効果的な違反是正体制を充実強化し、防火対象物の消防法違反の是正を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅火災件数 ・住宅火災死者数 ・住宅用火災警報器設置率 ・是正させた特定違反対象物数:96件(令和元年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反是正支援アドバイザー:49回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>住宅用火災警報器の設置対策等を進めるとともに、違反是正支援アドバイザーを派遣するなど効率的かつ効果的な違反是正体制を充実強化することにより、防火対象物の安全度の向上が図られ、火災予防対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0175</p>
<p>(7)</p>	<p>危険物事故防止対策の推進 (平成20年度)</p>	<p>64百万円 (56百万円)</p>	<p>86百万円 (68百万円)</p>	<p>97百万円</p>	<p>14</p>	<p>危険物施設における事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物等事故防止対策実施要領等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設に係る事故件数:578件(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設に係る検討会及び連絡会開催回数:28回(令和元年度) ・調査研究等の実施件数:1件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行うことにより、同種事故の発生の防止が図られ危険物事故対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0176</p>
<p>(8)</p>	<p>コンビナート災害対策等の推進 (平成20年度)</p>	<p>17百万円 (12百万円)</p>	<p>17百万円 (13百万円)</p>	<p>15百万円</p>	<p>15</p>	<p>石油コンビナートの防災について、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧等の総合的な対策の推進を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に係る事故件数:266件(令和2年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナートの防災に係る検討会開催回数:4回(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>検討会を開催すること等により、平時の予防、異常時の初動対応、事故の拡大防止や被害の軽減、復旧等の総合的な対策の推進が図られ、コンビナート災害対策を推進することに寄与する。</p>	<p>0177</p>
<p>(9)</p>	<p>消防防災分野の研究開発に必要な経費 (平成23年度)</p>	<p>306百万円 (298百万円)</p>	<p>576百万円 (544百万円)</p>	<p>515百万円</p>	<p>16</p>	<p>消防防災分野の研究開発を行い、研究成果による知見等を踏まえ、新たな技術を用いた設備や素材用の危険性の把握や安全対策について検討し、技術基準等の改正や施策等へ反映する。 また、研究成果による知見等を踏まえ、火災・危険物流出事故等に係る消防庁長官調査を実施するとともに、火災・危険物流出事故等に係る消防機関の原因調査への技術支援を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の研究開発課題に対する研究開発評価の実施率 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した研究開発事業:21件(令和元年度) ・消防庁長官調査の実施件数:0件(令和元年度) ・消防機関の原因調査への技術支援件数:155件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>消防防災分野の研究開発を実施し、研究成果による知見を活用することにより、技術基準等の改正や政策等への反映を通じて、事業所の安全確保を始め、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。</p>	<p>0178</p>

(10)	消防組織法(昭和22年) 消防法(昭和23年)	-	-	-	1~16	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。	
(11)	戦略的イノベーション創造プログラム (内閣府からの移替え) (平成26年度)	39百万円 (39百万円)	0百万円	0百万円	-	「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」では、総合科学技術・イノベーション会議が関係府省の取組を俯瞰して、我が国産業における有望な市場創造、日本経済再生につなげるために推進すべき課題・取組を特定し、必要な経費を当該会議が定める方針の下に重点配分することとなっている。 消防庁としては、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行う。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の枠組みの中で、石油タンク周辺施設の効果的な液状化対策技術の研究開発を行うことにより、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」が目標とする橋梁・港湾・貯蔵施設等に利用できる総合的な液状化対策の指針の整備が進められるため、消防機関が行う災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の業務の効率化に寄与する。	内閣府0039
(12)	消防防災施設等の災害復旧に必要な経費 (復興庁からの移替え) (平成24年度)	1,679百万円 (1,331百万円)	1,141百万円 (702百万円)	2,253百万円	-	東日本大震災により被害を受けた消防防災施設及び消防防災設備の復旧を実施するために必要となる経費の一部を被災地地方公共団体に補助するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・復旧の完了した被災消防庁舎数:87件 【活動指標(アウトプット)】 ・補助金交付件数:81件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災により被害を受けた消防防災施設等の復旧について補助を実施することにより、消防防災体制が復旧することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0031
(13)	福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域での消防活動等に要する経費(原子力災害避難指示区域消防活動費交付金) (復興庁からの移替え) (平成25年度)	202百万円 (169百万円)	307百万円 (259百万円)	376百万円	-	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するため、避難指示区域の消防活動に伴い必要となる資機材の整備等に要する経費、福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外のヘリコプターによる消防応援活動に要する経費、福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練に要する経費を交付金により措置するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/本交付金で対象としている消防応援活動があった災害件数(少ないほうがよい) 【活動指標(アウトプット)】 ・交付金の件数:59件(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 避難指示区域に係る消防活動等について本交付金の交付を実施することにより、避難指示区域における消防防災体制を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0032
(14)	緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金) (復興庁からの移替え) (平成25年度)	39百万円 (32百万円)	16百万円 (0百万円)	98百万円	-	東日本大震災において、消防庁長官の指示に基づき出動し、福島県等の被災地に派遣され活動した緊急消防援助隊のヘリコプターに対し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費を国費で負担するもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・除染を全て完了したヘリコプターエンジン数(部分的除染を除く):42基(令和5年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(整備予定エンジン):8基(令和元年度) ・放射能汚染により除染等の掛かり増し経費が発生したヘリコプターエンジン数(故障整備を見込んだ予備エンジン):1基(令和元年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 東日本大震災において、消防庁長官の指示により出動し、放射能汚染により増加したエンジン内部の除染等の掛かり増し経費について、国費で負担することにより、緊急消防援助隊制度の実効性を確保することで、国民の生命、身体及び財産の保護等が図られ、国民の安心と安全の向上に寄与する。	復興庁0033

政策の予算額・執行額	15,757百万円 (14,535百万円)	19,374百万円 (16,958百万円)	17,028百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	被災者の迅速な救命・救助や被害の最小化を図るため、ISUTなどのICTを活用した情報共有、域外からの緊急援助体制や広域化をはじめとした消防体制の強化を行うとともに、応援体制に加え、受援等災害対応の運用の基盤の確立を図る。国及び地方自治体の災害救助体制や消防団を中核とした地域防災力の充実強化、行政・NPO・ボランティア等の三者連携の強化及びコーディネート人材の育成、自主防災組織等の育成・教育訓練、防災拠点等となる学校等公共施設等の耐震化などの防災・避難所機能強化、新技術を活用した河川管理の高度化・避難の迅速化等により、地域の災害対応力の向上を図る。被災地の早急な復旧・復興に向けて、緊急災害対策派遣隊の体制・機能の拡充・強化、地方自治体職員の中長期派遣体制整備に取り組む。被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者支援制度の充実や福祉との連携を検討する。南海トラフ地震に備えた計画的避難体制を確立するとともに、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。 安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。災害派遣医療チームの強化された司令塔機能の活用等を進めるとともに、医療活動訓練等において医療モジュールの実証を推進する。「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。
					第198回国会総務大臣所信	平成31年2月14日	昨年は、大阪北部地震、七月豪雨、台風第二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な災害が相次ぎました。こうした状況に鑑み、第二次補正予算において、七百億円を特別交付税の総額に加算しました。災害からの復旧・復興に向け、被災地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応します。 また、南海トラフ地震、大規模風水害及び放射性物質、生物剤又は化学剤などによるテロ災害に対応するための緊急消防援助隊の強化、消防団の団員の入団促進や処遇の改善、さらに、災害時における、より効果的な活動を図るための救助用資機材の更なる配備などによる地域防災力の充実強化などを推進し、消防力を強化します。 加えて、G20大阪サミットや東京オリンピック・パラリンピックなどの開催に向けた安心・安全対策や、聴覚・言語機能障害者が音声によらない一〇九番通報を行うことができるシステムの全国展開、災害時の情報伝達手段の強化などを進めます。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。